

広島県 薬剤師会誌

2014

隔月発行

11

No.254



第47回日本薬剤師会 学術大会参加報告

広島県災害時公衆衛生チーム「(通称)公衆衛生DMAT」派遣報告
ヒヤリ・ハットエビデンス情報 広島県モバイルDI室・事例報告⑤



公益社団法人
広島県薬剤師会

第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会 中国四国支部学術大会

市民公開講座



～がん治療最前線～

講演 1 乳がんの診断と治療

座長 松山大学薬学部
古川 美子



講師 広島大学病院 乳腺外科
角舎 学行

講演 2 大腸がんの診断と治療

座長 福山大学薬学部
塩見 浩人



講師 広島大学病院 内視鏡診療科
田中 信治

参加無料

日 時 平成26年11月9日(日)
15:40～17:40



問合せ先

実行委員長 木平 健治

- 学会事務局／広島大学病院薬剤部内
〒734-8551 広島市南区霞1-2-3
TEL 082-257-5574 FAX 082-257-5598
E-mail : chushi53@hiroshima-u.ac.jp
- 運営事務局／株近畿日本ツーリスト中国四国 広島支店
TEL 082-502-0909 FAX 082-221-7039
〒730-0032 広島市中区立町1番24号 有信ビル7階
E-mail : hiroshima-pharm@or.kntcs.co.jp



主催：日本薬学会中国四国支部

共催：第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会 中国四国支部学術大会

広島県薬剤師会誌目次

No.254

広島県土砂災害 見舞金・義援金	2
広島県災害時公衆衛生チーム	3
第31回広島県薬事衛生大会開催のご案内	5
ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会	6
(一社)千葉県薬剤師会薬事情報センター施設見学報告	7
平成26年度第1回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会	8
平成26年度抗HIV薬服薬指導研修会	9
「がん検診へ行こうよ」inマツダスタジアム2014	11
第43回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ(薬学教育者ワークショップ)中国・四国in福山	12
薬草に親しむ会	14
日本赤十字社中四国ブロック血液センター見学報告	15
地域・職域会長協議会(支部長・理事合同会議)	16
会館建設検討会	17
平成26年度広島県禁煙支援ネットワーク第12回研修会及び運営委員会	18
日本薬剤師会平成26年度第3回都道府県会長協議会	20
第47回日本薬剤師会学術大会	21
福利厚生 指定店一覧	27
広島県立美術館「団体割引会員」について	29
県薬だより 県薬より支部長への発簡 常務理事会議事要旨 県薬日誌 行事予定	30
行政だより	45
支部だより/諸団体だより	67
研修だより	72
広島県モバイルDI室・事例報告⑤	84
薬事情報センターのページ	88
お薬相談電話事例集No.90	91
安全性情報 No.315・316	93
検査センターだより	94
ひろしま桔梗研修会	95
薬剤師の休日	96
薬局紹介⑯	97
告知板	98
保険薬局ニュース	色紙
薬剤師連盟のページ	色紙



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

表紙写真 サイヨウシャジン(沙参) (キキョウ科)

沙参とされるものにはサイヨウシャジンとツリガネニンジンがありますが花柱(雌しべ)の長いものをサイヨウシャジン、高山性で丸みのある花を輪状に咲かせるものにツリガネニンジンがあります。どちらも根を沙参として薬に用います。南沙参とも呼ばれ効能は去痰・止咳作用があります。

写真解説:吉本 悟先生(安芸支部) 撮影場所:世羅町

広島県土砂災害 見舞金・義援金

◆ 見舞金

このたびの8月20日未明の広島県土砂災害に際し、各薬剤師会から見舞金が寄せられました。ご厚情を賜わり誠にありがとうございます。

見舞金は、被災薬局・会員の方々に役立たせていただきます。

皆様に心よりお礼を申しあげ、次のとおり掲載させていただきます。

一般社団法人奈良県薬剤師会

公益社団法人福岡県薬剤師会

一般社団法人和歌山県薬剤師会

一般社団法人宮崎県薬剤師会

公益社団法人大分県薬剤師会

一般社団法人佐賀県薬剤師会

一般社団法人沖縄県薬剤師会

公益社団法人熊本県薬剤師会

広島県行政薬剤師会

大竹市薬剤師会会員一同

因島薬剤師会

一般社団法人福山市薬剤師会

◆ 義援金

会員の皆様から多くの義援金をお寄せいただき深謝申しあげます。皆様からお預かりした義援金は見舞金同様被災した薬局に被災の状況に応じて配布し、残金は中国新聞社会事業団を通じて日本赤十字社に寄贈致す予定です。

皆様に心よりお礼を申しあげ、ご芳名を掲載させていただきます。

(有)アイ薬局 栗田洋子

さいとう薬局

二川 勝

あい薬局田辺健康館

幸吉昌子

(一社) 福山市薬剤師会野上薬局

あい薬局平原店

サン・メディカル薬局道三店

田口直子

あきやぐち薬局

(株)サンメディカル 桑田昭義

畠山 厚

アポロ薬局

ジオ薬局御領店

ふじ薬局 藤田 喬

(有)有木薬局 有木 隆

ジュン政岡薬局

フタバ漢方薬局

(有)有木薬局 有木美恵

しんめい堂薬局

(有)まえのぶ薬局 前信加代子

ありす薬局 小塙真理子

杉田善信

三上漢方薬局 三上眞子

アロー薬局安店

すずらん吉浦薬局 薄井絵美

みやじま薬局 田口明美

石田陽子

澄川恵美子

ミント薬局仁保店

(株)今岡薬局 今岡郁博

たかす薬局

(医療法人社団二山会) 宗近病院

内村清美

田辺薬局

村上孝枝

大岡伊都子

田村祐輔

めじろ薬局(有) 代表取締役 松原勇人

小川薬局 小川 操

辻 哲也

森井紀夫

オリタ薬局

坪野薬局 清水和代

守下裕美

(有)かみしま薬局 代表取締役 神島隆雄

天下橋薬局船町店 森田強三

森滝鏡子

グリーン薬局

天下橋薬局船町店 森田文子

八城弘香

栗原調剤薬局

堂面昌子

薬局 ドラッグタカヤ 鍋島睦枝

(有)恵光 代表取締役 松原勇人

堂面暢久

山内純子

げいほく薬局 宮本あや子

常盤薬品(株)広島支店

山内文子

(株)健伸 有村健二

支店長 川野賢治

(有)やまさき薬局

河上律子

土肥すなほ

吉田淑子

郷田志乃

(株)トライ 水野秀之

渡部 緑

高陽ニュータウン薬局

(株)中島薬局

(50音順・敬称略)

広島県災害時公衆衛生チーム



まずは、先の土砂災害において、多くの会員各位からの物心ともの支援をいただき、深く感謝いたします。

平成25年2月1日、広島県において標記チームを設置することが決定し、同年同月22日に広島県薬剤師会は広島県との協定を締結していました。

このチームは「調査班」「医療班」「保健衛生班」の3班構成で救急救命のDMATからの引継ぎ、連携活動の位置づけで、薬剤師会として「保健衛生班」への派遣応需が締結内容でした。それが、平成26年8月25日（月）午後、広島県薬務課課長より「安佐南区梅林小学校避難所」「安佐北区可部小学校避難所」の2か所への「薬剤師24時間派遣」の要請に繋がるとは想像さえしていませんでした。むしろ、広島県薬剤師会は常々岡山県と同様に、静岡県、高知県薬剤師会から「いざとなったら、よろしく!!」と期待される立場でした。

東日本大震災を教訓としての体制であり、全国では大分県が同様の構想でチーム編成に取り組んでいました。構成要員は行政・保健所単位であり、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等11以上の民間団体を含んでのチーム設置は全国に先駆けての取組でしたが、実質実施において、有効に機能したとの感想です。

災害発生の日、広島市内で学術大会の打合せ会を行いましたが、局地的土砂災害の概念でさほどの深刻な話題とならずに閉会しました。翌日の広島県薬剤師会常務理事会に至っても数名の死者、行方不明者の情報しかなく、「村上先生が災害対策委員長です」と告げられても「えっ、そうなんだ」と書籍上に溜まった埃を払う程度の感覚で、安佐地区薬剤師会への被害情報調査提供の依頼のみの対応でした。ところが、翌日からの報道が一変し死者、行方不明合わせて100名弱。避難者総数も数千人との数字が目に飛び込みます。ずん！と肩に「災害対策委員長」の肩書が落ちてきました。

22日（金）15時に委員会委員を緊急招集し「対策本部」を立ち上げました。緊急であり、6名の委員のみの出席でしたが、薬剤師会会長を本部長とし、23日（土）の現地調査と休館日における事務局体制、連絡網、災害時グッズの確認の後、関係行政、関係団体に本部設置の情報提供いたしました。

この時点で、安佐薬剤師会関連被害は9軒の薬局の被害報告が入りました。23日（土）午後より安佐南、安佐北において数か所の避難所を視察し、保健師等から薬剤

災害対策委員長 村上 信行



関連ニーズを把握する予定で出立いたしましたが、交通規制に大渋滞。とても予定時間内では安佐北どころか、安佐南においても数か所の視察は不可能な状況なところ、「日本災害医療薬剤師学会」理事で滋賀県の小川先生が前日より入広され、安佐南、安佐北の行政対策本部と可部小学校避難所の情報収集をされていたので、なんとか現地合流した後に提供いただきました。その時点で、すでに「必要物資の充足」が見て取れ、各県薬剤師会からの支援物資要否には無用の対応がベストの判断を共有しました。その情報なく、当日の報道で前日までは把握されていなくて急遽避難者「400人」の数字が出てきた佐東公民館を視察いたしました。仮設本部の狭い部屋に医師、薬剤師、看護師、保健師、事務の7～8名が待機・対応されていて、保健師さんに目的を告げると医療体制の現状と薬剤関連ニーズを語ってくれました。

「マキロン」「バンドエイド」「シップ」「ムヒ」あたりが商品名での要望で「耳栓」「眠剤」が願望でした。安佐南区は基本安佐市民病院と広島市民病院の医療チームが各避難所を巡回し、安佐北区には日赤チームが可部小学校に入って医療対応していました。偶然にも佐東公民館に入っていた広島市民病院チームの薬剤師さんは東日本大震災の時のJMAT関連で業務情報を共有提供した薬剤師さんでした。この災害で、神戸、仙台の経験との違和感、戸惑いは現地医療機能はほとんど失われていないことでした。上記の薬剤も安佐薬剤師会に依頼して翌日曜日には近くのスーパードラッグから調達して「救急セット」として5か所の避難所に配備できました。公民館の隣は医療機関であり介護施設併設で、「お風呂」の解放をされている状況です。

視察の帰路、本部長と今後の広島県薬剤師会としての取組、スタンスとしては、地域薬剤師会による連絡網構築にて随時の対応がベストとして、週明けの調整といたしました。ところが、避難勧告の長期化、範囲の拡大にいたり、25日（月）に正式に、広島市から県への災害時公衆衛生チームの「保健衛生班」通称「公衆衛生DMAT」派遣要請があり冒頭の避難所への派遣となりました。



当初6か所の避難所に24時間ニーズの情報があり1日3交代として2名組で毎日36名の出務の計算となり、少なくとも西日本地域薬剤師会からの応援要請を必要と感じました。結果2か所でしたので、12名ならなんとか県下での取組可能と判断しました。

可部小学校では8月26日（火）から9月7日（日）まで、避難所体育館内に薬剤師会エリアが設置され24時間の備品、器材管理と薬剤対応を行いました。県からの派遣要

請は9月3日（水）まででしたが、薬剤師会独自で4日間後の9月7日（日）に撤収いたしました。梅林小学校避難所では保健室を医療対策室とし薬剤師、看護師、保健師、理学療法士、歯科衛生士が控えていました。よくTV報道されていた桑原先生がボランティア診療されていた部屋です。同室の関係上、その診療に伴う医療用医薬品の一部調達のお手伝いもいたしました。この小学校は全教室空調設備があり、各教室が避難場所となっているのが特徴的で、特定の教室に「ペット」との同衾も可能となっていました。日中はほとんどの方が「仕事」「自宅の掃除・修繕」で出かけられ、雨の天気予報が出ると夕刻からの避難者は倍増いたします。「擦り傷」「筋肉痛」「虫刺され」を訴えに来られたり、夜間2回の医師巡回時に不眠、便秘、頭痛等を訴えられました。

過去の経験から、このような活動は撤収のタイミングが難しく、過度の依存心を植えても行けませんが、拙速な撤収はすべての活動を無にします。こちらは、8月26日（火）から9月14日（日）まで派遣いたしました。可部小学校と合わせて延べ159名の薬剤師に出務いただき、遠隔地委員長のため、竹本先生、青野先生の各地元災害対策委員さんにはほぼ毎日の調整、お助けいただきながら、実践災害対策を終えました。近いうちに、出務会員さんたちと、問題点、感想、課題等を広く意見交換できる場を設けたいと思っています。

梅林小学校の体育の先生が、夏休み明けの「プール」の授業を楽しみにしている多くの児童の為に何とかしてやりたいという思いを聞いて、薬剤師会検査センターにての水質検査した結果、遊泳可となり非常に喜んでおられました。撤収直前には校長、給食室から建物、設備全体の消毒の相談を受け、市保健所からの獣医さん、当該校の学校薬剤師、水雲先生とご一緒に検討協議させていただきました。学校避難所として、最後となった梅林小学校の開校報道に前日の消毒、清掃作業の様子が映り多少の協議結果を見ることもできました。初動の遅れを悔やみつつ、撤収の余韻の中、その映像が一つの安堵となり、この災害での私のエピローグとしてフェードアウトいたしました。

第31回 広島県薬事衛生大会開催のご案内

1 大会の主旨

県民の生命と健康の保持に密接にかかわっている薬事関係者が一堂に会し、薬事衛生大会を開催し、県民の健康増進と薬事衛生の向上に貢献した薬事功労者等の表彰を行うとともに、互いの研鑽に努め、薬事衛生思想の普及を図り、もって県民の保健衛生の向上、並びに医薬品関連産業の振興に寄与するものである。

2 日時 平成26年11月27日（木）

14:00~16:30

3 場所 広島市中区富士見町11-6

エソール広島 2階多目的ホール

4 主催 第31回広島県薬事衛生大会実行委員会

5 共催 公益社団法人広島県薬剤師会

一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会

広島県医薬品卸協同組合

広島県麻薬協会

広島県薬剤師国民健康保険組合

一般社団法人広島県配置医薬品連合会

広島県製薬協会

広島県医薬品配置協議会

6 後援 広島県

広島県市長会

広島県町村会

一般社団法人広島県医師会

一般社団法人広島県歯科医師会

公益社団法人広島県看護協会

7 参加予定人員 約200名

8 参加者範囲 県内薬事関係団体構成員等

大 会 次 第

<第1部>

開 会 14:00

挨 拶 広島県薬事衛生大会会長

広島県知事表彰

褒章及び各大臣表彰受賞者披露

祝 辞 広島県知事

広島県議会議長

広島県市長会会長

広島県町村会会長

広島県医師会会長

来賓紹介

祝電披露

謝 辞

大会宣言

閉 会 14:50

<第2部>

特別講演 15:00~16:30

演 題 『徒然なるままに健康奉仕』

—骨太貯筋とけんやく—

講 師 広島国際大学

医療栄養学部（食医・漢方学・食薬機能学）

薬用植物園

教授（薬学博士）薬剤師 神田 博史先生



薬祖神大祭

日 時：平成26年11月27日（木）
午後5時～

場 所：広島県薬剤師会館4階

会 費：1,000円

ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会



常務理事 松村 智子

日 時：平成26年8月22日（金）18:30～

場 所：本通ドムス

◆川瀬実行委員長挨拶

ピンクリボンdeカープは活気あふれる良いキャンペーンだった。ピンクリボンキャンペーンが、多くの団体の参画のもと、10年継続してきたことの意味は大きい。乳がん検診と自己検診に关心を持つよう工夫し浸透してきたと同時に、今後の展開がもとめられている。来年以降、どういうことをめざしてやっていくのか、考えてほしい。

◆2014ピンクリボンdeカープ報告

①団体より気づきなど

②収支報告

③地域への助成報告

in 三次 5月26日（月）

in 呉 6月9日（月）

私は場外のピンクテントでTシャツなどの販売を担当しました。今年は乳がん学会が広島で開催されるということから、広島大学によりデザインされた、カープとピンクリボンのコラボバッヂを販売しました。テ

レビや新聞で話題になっていたらしく大繁盛でした。このように学会などからピンクリボンの活動に協力していただけることは、ありがたいことであり、活動が認識されてきたとうれしく思います。

<ピンクリボンdeカープ>

2007年に広島東洋カープオーナーの松田元様の先進的な決断で可能になりました。

<目的>

乳がんの早期発見、早期診断、早期治療

～あなたとあなたの大切な人の命を守るために

乳がんの検診受診率は欧米が80%、韓国が50%といわれる状況に比べて、日本は平成23年18.3%と低く広島県の平均は24.0%です。（平成21年では全国16.3%、広島県16.4%）ちなみに広島市国保の検診率は平成23年30.5%、平成24年30.9%、平成25年30.8%と増加していません。ピンクリボンは医療者でもなく患者会でもなく、市民の会です。早期発見、早期治療の大切さを知り、検診受診と自己検診の習慣化を目指して、これからも参加体験型キャンペーンを展開していこうと思います。



ピンクリボンdeカープ in 呉が
平成26年6月10日(火)の中国新聞に掲載されました。

(一社)千葉県薬剤師会薬事情報センター施設見学報告



薬事情報センター長 原田 修江

日 時：平成26年8月25日（月）10:00～12:00

場 所：千葉県千葉市・(一社)千葉県薬剤師会 薬事情報センター

近年、超高齢社会の到来が目前に迫り、一方で国の財政が逼迫する中、医療提供のあり方が見直され、在宅医療ならびにチーム医療の推進など地域包括ケアシステムの構築を目指した施策が進められています。また、薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業も進められており、薬剤師へのニーズはさらに高まっています。

このような状況下、今後薬剤師会薬事情報センターはどのように業務展開して行けばよいか、その手がかりを求めて、会長及び薬事情報センター担当役員の指示を受けて、最近PHARMACY NEWSBREAK（じほう）において活動が紹介された千葉県薬剤師会薬事情報センターへ視察に行ってまいりました。

千葉県薬剤師会は会員数・会員薬局数ともに当県とほぼ同程度で、薬事情報センターは薬剤師2名と事務員1名で運営しています。当県と異なり、県民からのお薬相談は行政（千葉県）が担当し、薬事情報センターは医療関係者への情報提供に限っています。

千葉県薬剤師会では、地域医療を担う薬局薬剤師が県民のニーズに則した役割を果たすことができるよう、2009年より会員へのアンケートをもとに「医療アウトカムの向上に向けた薬局薬剤師のビジョン」を作成し、ビジョンに沿って事業計画を立案・実行しています。薬事情報センターはその中心的役割を担っており、事業計画の立案は、県薬会長、同副会長ならびに県薬各委員会の委員長で構成する薬事情報センター運営委員会が行っています。事業を遂行するために必要な組織（研究部門、

地域医療連携室、編集室、薬剤師倫理審査会、学術倫理審査会など）はセンター内に設置し、大学教員・医師・弁護士など薬剤師会外部の関係者の協力を得ながら県薬各委員会と連携してシステム化に取り組んでいます。

これまで、薬物療法における薬剤師介入の重要性とお薬手帳の必要性、服薬指導のための臨床検査値の活用の必要性、お薬手帳のITへの移行の有用性の検討（携帯電話へのレセコン連動型情報提供システムの開発）など数多くの調査・研究を行い、学会・研究会で発表し、論文にまとめています。また、新型インフルエンザ対応マニュアルやハイリスク薬管理ポケットマニュアル、臨床論文評価基準など各種資料の作成、フィジカルアセスメント、褥瘡・嚥下困難管理、医薬品リスク管理など種々の研修会の企画運営も行っています。

千葉県薬剤師会では、薬事情報センターと県薬各委員会が一体となり会員あるいは社会のニーズに沿った業務展開を行うシステムが構築されており、有効に機能していることが分かりました。今回学ばせていただいた多くのこと、今後の当センターの運営に活かしてまいりたいと思います。

謝辞：今回の視察に際し、千葉県薬剤師会薬事情報センター長飯島久志先生には、ご多忙の中をご丁寧なご対応をいただきましたこと、心より御礼申し上げます。



千葉県DIセンター職員と記念撮影



相談に対応中のDIセンター職員

平成26年度 第1回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会



常務理事 重森 友幸

日 時：平成26年8月29日（金）14:00～17:00
場 所：メリパルク岡山

今回、標記連絡協議会が初めて岡山市で開催されました。開会の後、広島県健康福祉局長代理によるご挨拶があり、続いて岡山県保健福祉部健康推進課長兼信定夫氏から歓迎のご挨拶がありました。

報告Ⅰ 中国・四国ブロックエイズ対策の実施状況について

(1) 広島大学病院エイズ医療対策室長藤井輝久氏からは中国・四国ブロック各県別患者数及びその全国比率。保健所などにおけるHIV検査件数の推移（2008年から2013年では広島県、愛媛県では減少、一方鳥取県、徳島県では増加）又、人口1万人あたりの県別検査件数及び相談件数では徳島県がともに多くなっている。

2013年報告患者数上位の自治体では新規HIV感染者・AIDS患者数報告では、広島県が上位から10位、またAIDS患者では5位香川県、9位、10位がそれぞれ岡山県、広島県となっていることが報告された。

今年の研究計画として、今年度予定の研修会・会議は、●医師向け●歯科医師向け●看護師向け●薬剤師向け（県臨床心理士会と共に）●心理・福祉職向け●全職種（中核拠点病院スタッフ）向けが予定されている。

また研修の対象は非拠点病院、介護・福祉施設へ広げる必要があることから昨年同様に計画がされている。その理由として、
○新規患者が拠点病院で発見されるとは限らない、むしろ診療所からの紹介が多いこと。
○長期入院が必要な場合は慢性療養病床に受け入れてもえらなければならぬこと。
○患者高齢化に伴い透析施設、在宅介護、訪問看護・診察の関わり合いが必要になり、当該施設の理解が必要なこと。
等が考えられる。

(2) 広島大学大学院医歯薬保健学研究院歯周病態学研究室准教授柴秀樹氏からはHIV歯科医療体制の構築として、HIV感染に対する基礎知識の普及を行い、
①ライフスタイルに合わせて、患者が安心して歯科診療を受けることができるこ

②口腔の健康の維持・増進ができること。
③HIV感染の早期発見・拡大予防ができること。
が掲げられた。

HIV感染症の慢性化による歯科治療内容の変化はART導入前は、口腔カンジダ症、カポジ肉腫、HIV関連歯周病などAIDSによる口腔症状への治療が主体だったものが、ART導入後は一般歯科治療、口腔衛生管理を行うようになり、地域の歯科医院の受診を希望するようになってきたことが報告された。又、平成20年度厚生労働省エイズ対策研究事業HIV感染症の医療体制の整備に関する研究で、歯科のHIV診療体制整備によるHIV陽性者の歯科診療実態アンケート調査によると、HIVに感染と思われる機会があつてから感染が判明するまでに43.4%が歯科診療を受診している。感染が明らかになってからは、59%が受診をしている。感染が明らかになってから通院している歯科は、HIVの治療を受けている病院内の歯科（感染を明らかにして）が43%。紹介された歯科が15%。自分にとって通いやすい歯科11%。自分にとって通いやすい歯科で（感染を明らかにしないで）29%。このことから、患者が安心して歯科治療が受けられるためにHIV歯科医療体制の構築、ネットワークが求められている。ブロック拠点病院である広島大学病院の取り組みについて説明があつた。

(3) 広島県西部東保健所HIV感染症予防対策協議会会長加藤恭博氏からは、東広島地区で平成12年度から開催されてきたHIV感染症予防対策協議会についての報告がありました。

事業内容は、①HIV感染症予防対策協議会②健康教育③大学におけるHIV／エイズ予防対策活動④HIV／エイズ／STI関連の知識調査⑤HIV／エイズ／STI関係者研修会⑥ピュア・エデュケーター育成事業⑦その他

大学におけるHIV／エイズ予防対策活動では、秋に行われる大学祭や世界エイズデーに合わせて、ピュア・エデュケーターによる健康教育、エイズ知識調査、HIV抗体検査、キャンペーングッズの配布などが行われる。ことが報告された。

報告Ⅱ 岡山県の現状と取組について

- (1) 岡山県保健福祉部健康推進課長兼信定夫氏からは医療と行政の連携した取組について、岡山県の状況として、HIV感染者・AIDS患者の性別報告状況、感染原因・感染経路、患者の年齢について説明がありました。また社会的な課題として、
- エイズの現状への認知度が高くなかった。
 - スティグマ（ネガティブなレッテル）が問題となる。
 - 感染予防の行動（血液検査受検、コンドーム使用など）が十分でない。
- ことがあげられた。
- 又、おかやまエイズ感染防止作戦について、
- 検査を受けやすい環境づくり。
 - 関係者との連携強化による診療ネットワークの連携・支援。
- 患者の医療・介護の環境整備について報告がありました。
- (2) 川崎医科大学附属病院血液内科部長和田秀穂氏からはエイズ拠点病院からみた取組として、報告がありました。
- 岡山県におけるエイズ医療体制についての説明があり、岡山HIV診療ネットワークを中心とした岡山県エイズ医療体制は中核拠点病院（ネットワーク代表幹事）1軒、拠点病院（ネットワーク幹事）3軒、拠点病院6軒であり、年間6回研究会が開催され、研究会が年4回、特別講演会が年2回。講演研究会活動の内容、小学校でのエイズ授業及びマスメディア等での活動が報告された。

次に、パネラー15名（10拠点病院の医師、看護師代表、薬剤師代表、臨床心理士会、医療ソーシャルワーカー協会、保健所代表及び岡山県）による現状と問題点そして取組についてパネルディスカッションが行われました。



特別講演

「HCV／HIV重複感染における最近の話題」として東京大学医学部附属病院感染症内科科長四柳宏氏による講演がありました。

本邦において心血管疾患が注目されているが、今なお肝疾患による死亡が15%を占めており、C型肝炎による死亡がB型肝炎による死亡よりはるかに多いこと。次にC型肝炎の疫学（・全世界1億人前後のウイルスキャリアが存在し1%前後がHCVキャリア・本邦は約130万人がウイルスキャリアと推定・高齢者に割合が多い・感染原因は刺青、ピアスの穴あけ、麻薬注射など）、本邦のHIV感染例における新規HCV感染では輸血で判明したHIV陽性者の2%が重複感染していることが報告された。

HCV／HIV重複感染について、その感染状況、感染経路、重複感染のリスクについて説明があり、その薬物治療についての研究報告がありました。

平成26年度 抗HIV薬服薬指導研修会

日 時：平成26年9月7日（日）10:00～12:30

場 所：広島県薬剤師会館

報告Ⅰ

広島支部 原 由紀

抗HIV療法を受ける患者のQOL向上を目指して、薬一薬連携を図った広島県薬剤師会主催、広島県病院薬剤会共催で、開催された研修会に参加しました。

8回目となる今回は2名の方からご講演いただきました。

講義1 「HIV感染症治療患者への対応事例」

（九州）医療センター前調剤薬局 浦上秀刀 先生

講義2 「薬局薬剤師への期待」

全国薬害被害者団体連絡協議会代表

大阪HIV訴訟原告団代表 花井十伍 氏

講義1では、調剤薬局におけるHIV患者来局時の受付から調剤・監査・投薬の流れの中でプライバシーに関する要望とそれに対する配慮について実例を紹介しつつ、お話をいただきました。

HIV感染症は、死の病から慢性疾患へと変化を遂げた今、患者自身のコンプライアンスやアドヒアランスが高い方も多く、患者背景の理解や服薬意識の配慮（キードラッグ変更時の説明・ブースト薬の組み合わせの理解・我慢すべきSEか否か等）常に患者個々のプライバシーを心掛け、入院の有無を含めた病院との連携の大切さを再確認する内容でした。

講義2では、薬の無い時代から格闘してきた実際の患

者としての経験と感性からHIV感染症医療体制の課題・そして薬剤師への期待についてお話をいただきました。

—医薬品の不完全性と専門家の存在—

医薬品は、多くの患者が命を懸けて育てるという宿命を持つ商品である。こうした現実と闘う宿命を持つ者達が専門家である。専門家がいるからこそ薬が使用できる。

専門家（医療従事者）が語る科学的証は、データに基づく帰納的推論である蓋然性の世界（Probability）、患者は、一度きりの生を開かれた未知の未来に向かって生きている可能性の世界（Possibility）、臨床は、この2つが出会う場であり、専門家と患者が協同してBetterを追及できる。そこには、信頼関係が最も重要であると考える。

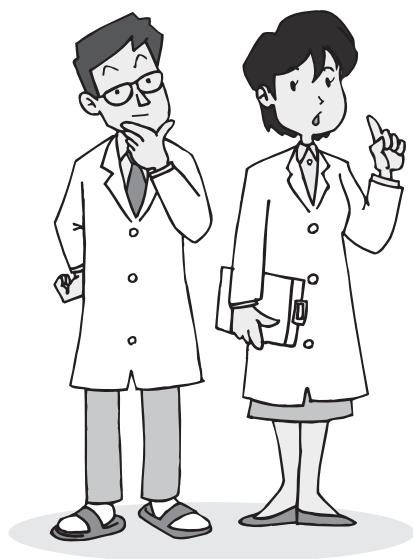
講演中、共感し、最も心に響いた言葉でした。

今やHIV感染症は、すべての医療従事者が当たり前に遭遇するウィルス感染症である。薬物医療の高度化や高齢化等による合併症を有する患者の増加は、薬剤師の専門性を必要としている。現在は、かつてとは比べものにならない程の新薬情報を利用できるが、情報公開が進んだ今、これを充分に活用出来ていない。

医薬分業の普及は、残念ながら国民が薬剤師の専門性を評価した結果では無いという事。

本当の意味での医薬分業はこれからだという事。

これからは、真に患者に寄り添う事が出来る薬剤師が必要とされているという事を胸に日々研鑽していく必要性を感じる講演でした。



報告Ⅱ

呉支部 宮庄 雅義

この度の研修会を受けるまで、言葉ではHIVやエイズ、血友病について理解していると思っていたが、まだまだ知らないことが多かった。

先日、某テレビ番組で「マラウイ共和国」の子供たちにイギリスの公立小学校に通うマーサ・ペインさんが募金で得たお金でマラウイ共和国の学校給食2,000人分をプレゼントしたことが報じられた。

実はこのマラウイ共和国はエイズ感染者が増え続けている国で貧困に悩む人々が多く薬を飲めず、毎日多数の子供が亡くなっている。この現状を踏まえてこの研修会に参加させていただいた。

講義1 『HIV感染治療患者への対応事例』

今まで、HIV感染者の方への投薬は行っていないが、個人情報保護法に基づいた服薬指導はかなり大変であると思った。患者によっては分包がよいとかボトルのままで良いとかさまざまな手法が必要になってくる。一般的にどの患者に対しても言えることだが…

- ①服薬時の意識の配慮
 - ②患者背景の理解
 - ③病院（医師等）の連携が大切
- を訴えられた。

講義2 『薬局薬剤師への期待』

血友病患者の苦悩の日々や歴史のお話を頂戴した。1980年代に入りエイズパニックが起こり、薬害エイズは一般的な薬害ではなかったようだ。HIV感染症は、もはや一部の専門家だけではなく、全ての医療従事者が当たり前のように遭遇するウィルス感染症となり、診療所でも遭遇する合併症になりかねないと警告を鳴らしている。また近年高齢社会の到来で在宅患者からもHIV陽性者が出てくる可能性もある。患者の生と死に向き合い、患者に寄り添う薬剤師になっていかねばならないと痛感している。

「がん検診へ行こうよ」inマツダスタジアム2014



常務理事 井上 映子

日 時：平成26年9月11日（木）15:00～

場 所：マツダスタジアム

久しぶりのマツダ Zoom Zoom スタジアムでのカープ観戦、7回裏で1番堂林から菊池、丸とつなぎ、満塁になったところで、代打松山が三振。広島出身、梵英心への声援もむなしく三振。。。6回では、私たちが見ていません間に2点差を付けられ迎えた7回の攻撃は、良いところを見られませんでしたが一番の見所でした。

いえいえ！当日は、マツダ Zoom Zoom スタジアムにて広島県がん対策課による「がん検診に行こうよ」啓発イベントのお手伝いで、松村・中川各常務理事と共に啓発グッズ配布とパフォーマンスをしてきましたので、ご報告いたします。

メインゲート、正面ゲート、JR側ゲートでがん検診の案内などの啓発グッズ配りをしダンボール二箱分を配りました。終了したので、次の集合3回裏まで野球観戦、球場の見学をしてよいとのことで、私達は、3階「ごりら広場」の広島県大規模土砂災害の義援金受付場所に行ってみました。この場所でまだ資材配りを終えていなかったため、3回までは業務継続です。それから5回裏



のパフォーマンスのため、バックヤードに集合、5回裏、デーモン閣下のパネルや幟を持った参加者はグランドを走って「がん検診へ行こうよ！」とアピールしてきました。デーモン閣下より、広島県民のがん検診受診率を上げ、カープの勝率も上げて行こう！というお言葉をいただき、会場は盛り上がり、無事 ~~洗脳~~ 啓発は終了いたしました。

今回のイベントではスタッフの他、外野席協力者として約100名の方の参加があり、デーモン閣下、松本祐見



子さんを含めると総勢240名での実施となり、がん検診推進イベントとしては最大となったとのことです。また、当日の大震災への義援金は36,053円になったことが報告されました。

最後に、デーモン閣下も声高らかにおっしゃっていたように、がん情報サポートサイトのことを広く県民に知ってもらい、検診率を上げたり治療についての理解を深めたりするための情報を薬局でも発信していきたいと思います。

広島県がん情報サポートサイト「広島がんネット」
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/>

「がん検診へ行こうよ」推進会議事務局

（広島県健康福祉局がん対策課内）

T E L (082) 513-3063 (ダイヤルイン)

F A X (082) 223-3573

e-mail fugantaisaku@pref.hiroshima.lg.jp

◆当日のイベントの様子については次のホームページでご覧ください。

【広島東洋カープの公式ホームページ】

「がん検診へ行こうよ」in マツダスタジアム開催！

<https://www.carp.co.jp/news14/k-286.html>

【県ホームページ（がん検診へ行こうよ推進会議ホームページ）】

デーモン閣下がマツダスタジアムに降臨し、がん検診の受診を呼びかけました。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-suishin-suishin-katudo-katudo20140911.html>

第43回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ (薬学教育者ワークショップ) 中国・四国in福山

日 時：平成26年9月14日（日）・15日（月）
場 所：福山大学

報告 I

広島支部 林 恵理子

このワークショップ(以下、WS)は指導薬剤師養成を目的としたもので、学習者の到達すべき目標を設定し、教育の方法、評価法を具体的に作り、学習者の目標到達度、教育方法の妥当性などを評価してよりよいカリキュラムを作り上げていく手法を理解・体得するという趣旨で開催されています。

まず、会場に到着すると全体の参加者が二つのフロアに分けられ、各フロアのディレクターの挨拶で開会しました。タスクフォース・参加者の自己紹介があり、その後オリエンテーションでWSの趣旨について説明がありました。各フロアの参加者はさらに10人程度の3つの小グループに分けられ討議(以下、SGD)します。グループ分けは意見の偏りが起きにくいように、様々な年齢、性別、活動・専門領域や職種の人で構成されました。このSGDで与えられたテーマに添って、カリキュラムを立案していくことになります。WSは全体セッション(参加者全員でSGDでの成果を発表、討議)⇒グループセッション(テーマ・課題について討議・作業し成果を生み出す)を繰り返して行われます。

初対面の参加者で構成されるグループなので、最初の作業はコンセンサスゲームでSGDを体験しました。各グループ内で司会進行係、記録係、発表係の3つの役職を決めて討議をすすめています。討議の結果、グループでの共通の意見を決定しそれを各フロアの全体会議で発表します。このゲームでグループの雰囲気がわかり、メンバーの顔と名前、職種などを把握できこの後のSGDがスムーズになりました。

WSの流れがわかったところで、ここからが本格的な作業となります。まずは「薬学教育の問題点」についてKJ法という小集団での思考をまとめるための方法を用いて問題点を挙げ、それらの関連性を図式化していきます。ここで作成した「薬学教育の問題点」については2日目午後の「問題点への対応の作成」作業へと繋がります。

1日目午後からは、各グループに与えられたテーマに沿って実際にカリキュラムを立案・作成していく作業を行いました。カリキュラムとは目標・方略・評価の三要素から成る教育活動計画書のことと、これにより学習者はある

特定の目標に到達するための学習が可能となります。

学習目標は学習者が目指すより望ましい状態を明示しているとともに、学習終了時に期待される成果でなければいけません。一般目標(以下、GIO)は、期待される学習成果です。行動目標(以下、SBOs)を具体項目とし、すべてのSBOsを達成することでGIOに到達できます。

学習方略はSBOsに到達するために積む学習経験の種類(学習方法)とその順次性および必要な資源(人的資源・物的資源・予算)を指し、学習者がどのように学ぶかが具体的に立案され必要資源とともに示されます。

教育評価とは、学習による行動の変化を測定し測定結果について価値判断を行い、この結果によって意思決定をすることです。学習者に行動目標として要求される能力・それらの能力によって示される行動・それらの動作の熟練の程度を直接測定し、その結果に基づき学習者や教育プログラムをどうするかを決定します。

上記の流れで、与えられたテーマ(4年生事前実習、5年生薬局実務実習、5年生病院実務実習の特定のユニット)について、1日目午後に学習目標・学習方略の作成作業、2日目午前に教育評価法の作成をおこないました。作成したカリキュラムは展示され、別フロアのグループが作成した同じテーマのカリキュラムを比較できたのが大変興味深かったです。

2日目午後は、1日目午前に行ったK-J法で作成した「薬学教育の問題点」から二次元展開法という手法を用いて緊急度、重要度の高い最も優先して解決すべき課題を討議し決定し、その最優先課題についての対応策を作成する作業を行いました。緊急度、重要度にもう一つ容易度という尺度を加えて現実的に解決可能な課題を最優先課題に決定することもあるようです。

そして最後に、安田女子大学薬学部教授で小児科医師でもある田中丈夫先生から「チーム医療の一員として」、福山大学薬学部長である吉富博則先生から「実務実習指導薬剤師の養成を目指して」というテーマでそれぞれお話ををしていただきました。専門性の高度化した現在の医療において、医療の質と安全の担保には相互補完(複数診療科による集学的治療)と業務分担(職種間連携)の協働が不可欠です。薬剤師の活躍が期待される現状で、その担い手となっていく6年制薬学部生を実務実習で指導する立場となる指導薬剤師の養成はとても重要です。

このWSで、指導者側が学習の目標を正確に理解しその目標に達するための方法を考えられることが、学生が効果的・効率的に学習するためにとても大切だと感じました。指導にあたるなかで学生側に様々なものを求めてしまいがちですが、指導者側がどのように学習者を導けるかが重要なのだと思います。そのためには指導者となる私たちの努力と研鑽が必要だと感じました。私たちが受けてきた教育、積んできた経験を、実習を通して学生に伝え、現在の医療のニーズに応えられる人材の育成に貢献したいと思いました。

報告Ⅱ

呉支部 中下 淑史

第2日目午後の概要と感想を述べます。

まず、セッション「問題点への対応」のスモールグループディスカッション（以下SGD）では、第1日目の午前に行ったセッション「薬学教育の問題点」のSGDで、KJ法（川喜田二郎氏の考案による小集団で思考をまとめる方法）を用いて抽出された様々な問題点の書かれた文殊カード（中川米造氏の考案したミシン目で切り離し可能な3連のカード）を二次元展開法（横軸に緊急度、縦軸に重要度とする二次元平面図に展開する方法）を用いて優先順位の検討を行った。私の参加するⅡ-Bグループでは、学生、教員、制度・環境、学生実習、現場（一部制度含む）の大きく5つのグループに分けられた問題点の展開を行った。様々な意見が出され検討を行った結果、大学側（学生・教員）や学生実習の問題点を解決させるには、まずは制度・環境が変わらなければならぬとし、また制度・環境を変えるには、まずは現場から行動を起こさなければならぬということで最優先課題は「現場の変革」ということに決定した。その対応策として、

- ①指導薬剤師の数を増やすために薬学教育者ワークショップの開催頻度を上げる。
- ②生涯教育を制度化し調剤報酬に反映させる。

の2点をあげた。

次に、発表と合同討議で、他の2グループの最優先課題がⅡ-Bグループと異なり、「大学側との連携不足」を最優先課題にあげていたことは興味深かった。その対応策として、Ⅱ-Aグループでは、

- ①医療機関と大学が双方で学生に対しアンケートを実施し、集計結果を元に問題点を抽出し合同会議を開催する。

- ②合同勉強会後の親睦会の開催。

Ⅱ-Cグループでは、

- ①大学の先生を交えた薬学教育者ワークショップの開催。

- ②施設へ訪問していただき、ディスカッションの場を設ける。

- ③事前訪問で教員が現場の指導薬剤師、スタッフと十分な情報共有を行う。

- ④実務実習における指導内容を明確にする。

といった具体的な様々な対応策があげられていた。

薬学教育には様々な問題点があるが、その問題点や対応策が過去43回分も当ワークショップで多くの現場の薬剤師によって検討され、その情報が蓄積されていると考えると、そういった情報も今後の薬学教育に生かされているのだと思う。また、このように様々な方の意見や考えを「聴くことで「気づき」を得て、自分自身に吸収出来ることも当ワークショップの醍醐味でもあると感じた。

以上で報告を終わりますが、最後に、認定実務実習指導薬剤師の取得要件を満たしている方は是非、未来の薬剤師の養成のためにも研修への参加を強く希望します。

薬剤師国家試験問題（平成26年3月1日・2日実施）

問26 次の伝達物質のうち、Gタンパク質と共に役する受容体がないのはどれか。1つ選べ。

1 グリシン

2 ドパミン

3 グルタミン酸

4 γ -アミノ酪酸（GABA）

5 セロトニン

正答は100ページ

薬草に親しむ会

日 時：平成26年9月23日（火）
 場 所：山県郡加計町ふれあいセンター周辺



報告 I

安佐支部 三宅 公彦

まず現地に9時に集合して参加される方々の誘導を行いました。はじめて参加させていただきましたが参加の方々がとても多く驚きました。10時から開会式が行われました。蚊・マダニが生息している事から必ず虫除けスプレーを噴霧して身を守るように説明がありました。それから薬草の説明をしてくださる講師の先生方の紹介があり、それぞれの先生方のグループに分かれて約2kmを2時間くらいかけて薬草の説明を受けていきました。



朝方は肌寒い感じでしたが、散策しはじめてから体も温まってきてとても良い天候でした。私は、吉本悟先生のグループに同行させていただき薬草のどの部位に薬効があるのかといった説明を聞き身近にある植物が漢方の中に使われている事をたくさん知ることができました。薬局内で扱っている牛車腎氣丸・疎経活血湯といった漢方の中に道端に生えている植物が薬草として使われている事に驚きました。一般的の参加者の方々も熱心に説明を聞かれていました。

散策が終わり、そのまま昼食へと入りました。午後から講師の先生方7名による薬草の解説がありました。



勤務している薬局では漢方をあまり出す機会がないため薬草を親しむ会に参加させていただき、とても有意義な1日を送る事ができました。講師の先生方および薬草を親しむ会を企画された先生方にこの場をお借りして感謝申し上げます。



報告 II

広島支部 吉田亜賀子

今回は広島支部から宮本先生、中川先生、高村先生、竹本先生と私5名でお手伝いすることとなりました。前日までの天気予報は雨、天候により参加人数が左右されるため心配していましたが、当日は快晴の秋晴れ最高の状態にて参加者、スタッフ120名で開催されました。

参加者に紙が配られ、元広島大学理学部助教授豊原先生の質問に植物の名前を書かれています。その後、指導の先生方は時間差で集合場所をスタートされます。参加の方々はご自分が興味をもたれた先生と一緒に散策をされます。私は草木染の横山先生のグループに同行させていただきました。全く未知の分野の話で大変興味深く聞かせていただきました。「ツユクサ」は水性染料のため友禅の柄付けの下地を書くのに使われ、地染め後友禅流しで全て流れ落ちるそうです。実際に草木染をされている参加者もおられ教えていただきました。また、「シロツメクサ（クローバー）」は帰化植物で、江戸時代にオランダからの荷物が壊れないために詰められたもの（今でいうプチプチ？気泡緩衝材）だそうです。ある植物は虫が花に留まると、おしべが虫を包み込む（抱き込む）ようにして虫に花粉をつけ運んでもらう。実際にその花にペン先を当てるときおしべが包み込み始めました。植物が種を残すために虫、鳥をどれだけ有効に利用しているか目の当たりにしました。



午後からは戸河内ふれあいセンター内で指導の先生方の講演を聴きました。実際の植物を見ながらの講演は大変興味深く時間が足りないくらいでした。

野村副会長がお昼に食べたお弁当の中に入っていた「むかご」を入れたダジャレ（おやじギャグ）で会場の笑いとともに会は終了となりました。

会場を出られる参加の方々をお見送りしながら、皆さんの笑顔、「お世話になりました」の声を聞き、開催50回目の節目を迎える来年、より多くの方に楽しんでいただける会となればと思わずにはいられませんでした。

日本赤十字社中四国ブロック血液センター見学報告



広島支部 増谷 慎一

日 時：平成26年9月25日（木）17:00～18:30

場 所：日本赤十字社中四国ブロック血液センター

このたびは血液センターの見学をさせていただき、ありがとうございました。

献血された血液から血液製剤を調製する過程を見学させていただきました。

献血していただいた血液は検査用の血液と分けられて製剤部門に搬入され、必要な成分を分離します。

検査用の血液は5本採りますが、血液型や病原体など検査する他に、10年間保管するための保管検体もあるそうです。

検査項目の一つにウイルスの検出のためのNAT試験がありますが、コストなどの問題もありこれまで20検体をまとめて検査していたそうです。

当然のことながら1検体にのみウイルスが含まれていた場合は20倍に薄まることになります。

今年の8月から1検体ずつ検査を行う個別NAT検査を導入し、更なる精度の向上を図っているそうです。

輸血について現在は赤血球、血漿、血小板だけを輸血する成分輸血が主流であり、赤血球と血漿は全血の分離により作られ、血小板は成分献血により調達されるそうです。

そのほかの成分、特に白血球は移植片対宿主病（GVHD）などの副作用の原因となるため、まずフィルターでト

ラップして大部分を除去したのちに遠心分離で血球と血漿に分け、放射線照射を行います。

フィルターは血液が重力により濾紙を40枚程度通過する構造になっており、400mlの血液が15～20分程度で通過し、その過程で異常があるものは適合不適とされるそうです。

また、放射線照射に使われるX線は電気的に発生させており、管理区域は照射を行う箱の中だけになるそうです。

なお、白血球の他にも血漿などが副作用の原因となることもあり、生理食塩水で洗浄することもあるようです。

これは洗浄赤血球と称され、全国の製剤のうち6割以上が広島で使われているそうです。

重篤な白血病などとにかくリスクを減らしたいときに使われるそうですが、参加者からは“確かに洗浄赤血球にすると副作用がぐっと減る”という旨の意見もありました。

最後に、見学を通じて普段の業務ではあまり意識することのない医薬品の製造過程に触れることができました。

お忙しい中、時間を割いていただいた関係者各位に御礼申し上げます。

薬剤師国家試験問題（平成26年3月1日・2日実施）

問 117 真核細胞におけるメッセンジャー RNA (mRNA) に関する記述のうち、誤っているのはどれか。1つ選べ。

- 1 3'末端に付加されるポリ(A)（ポリアデニル酸）は、mRNAの安定性に関与する。
- 2 多くの遺伝子において、ポリ(A)の付加に関与するシグナル配列が存在する。
- 3 5'末端のキャップ構造は、転写開始反応に関わる。
- 4 核内低分子リボ核タンパク質 (snRNP) は、スプライシングに関与する。
- 5 スプライシングにより、1つの遺伝子から複数種の mRNA がつくられることがある。

正答は 100 ページ

地域・職域会長協議会（支部長・理事合同会議）

日 時：平成26年9月27日（土）16:30～

場 所：広島県薬剤師会館

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 報告及び協議

- (1) 平成26年度事業計画及び業務分担について
 - 〃 職域部会及び委員会等委員名簿（案）について
- (2) 会館建設検討会について（別冊）
- (3) 広島市の豪雨災害による被災者支援について
 - 派遣期間：
梅林小学校 8月26日（火）～9月14日（日）
可部小学校 8月26日（火）～9月7日（日）
派遣人数：のべ159人
- (4) 平成26年度「薬と健康の週間」における全国統一事業の実施について
 - 発 送：9月25日（木）（福山通運メール便）
回答先：<https://www.nichiyaku-di.jp/jpa26week/>
回答期間：10月17日（金）～11月17日（月）午後3時
- (5) 平成26年度薬局実務実習について
 - 薬学教育モデル・コアカリキュラムの改訂について
- (6) 日本薬剤師会会費の取り扱いについて
 - 平成25年度未収会費 147名 ¥1,078,500-
- (7) HMネットについて
- (8) 第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会について
 - 期間：11月8日（土）・9日（日）
場所：広島国際会議場
申込締切日：10月2日（木）
県薬締切日：10月17日（金）
●ピンクリボングッズの販売について
●市民公開講座への参加について
- (9) 第31回広島県薬事衛生大会の参加について
 - 日時：11月27日（木）午後2時～
場所：エソール広島
- (10) 中国新聞広告掲載について
 - 掲載日：10月17日（金）
- (11) マスクット・キャラクターについて
- (12) 総務関係
 - ア. 会員数の調査（平成26年10月31日現在）について

調査通知発送日：10月21日（火）

会員数報告締切：11月7日（金）

イ. 平成26年度会員名簿の作成について

ウ. 2015年度版管理記録簿の配付について

- (13) 日本一般用医薬品連合会作成小冊子「2014年版セルフメディケーションハンドブック」について
 - 単価：1冊30円・50冊単位（昨年25円）
注文：ネットから直接申し込み、先払い。（送料
連合会負担）

【日本一般用医薬品連合会>セルフメディケーションハンドブック2014>

ドラッグストア・薬局の方などはこちら>申込書】
https://www.jfsmi.jp/cgi-bin/self_medication/inquiry.cgi?type=02

【9月号会誌同封・各薬局1冊送付済】

(14) 行事予定

- ア. 第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会
 - 会期：11月8日（土）・9日（日）
場所：広島国際会議場
- イ. 第12回ジェネリック医薬品安心使用促進セミナー
 - 日時：11月16日（日）午後1時30分～5時
場所：国保会館
- ウ. 第31回広島県薬事衛生大会
 - 日時：11月27日（木）午後2時～
場所：エソール広島
- エ. 平成26年度薬祖神大祭
 - 日時：11月27日（木）午後5時～
場所：広島県薬剤師会館
- オ. 平成26年度高度管理医療機器等の販売業等に係る継続研修会
 - 日時：11月30日（日）午前10時～午後1時～（2回）
場所：広島県薬剤師会館
- カ. 広島県在宅支援薬剤師研修会
 - ①日時：12月14日（日）午前10時～午後5時
②日時：12月21日（日）午前10時～午後5時
場所：広島県薬剤師会館
- キ. 県民公開講座
 - 日時：1月24日（土）または1月31日（土）（予定）
場所：広島県薬剤師会館

- ク. 薬事衛生指導員講習会及び学校薬剤師研修会
 西部日時：2月7日（土）午後6時～
 場所：広島県薬剤師会館
 東部日時：2月8日（日）午前10時～
 場所：まなびの館ローズコム
- (15) その他
 ア. 平成26年度広島県禁煙支援ネットワーク第12回研修会
 日時：10月5日（日）午後1時～
 場所：福山市医師会館
- イ. 平成26年度広島県認知症疾患医療センター合同研修会
 日時：10月10日（金）午後1時～
 場所：ホテルグランヴィア広島
- ウ. 中国新聞市民公開講座
 日時：10月11日（土）午後2時～
 場所：中国新聞ホール
- エ. 第47回日本薬剤師会学術大会
 会期：10月12日（日）・13日（月・祝）
 場所：山形市
- オ. 広島県緩和ケア支援センター平成26年度緩和ケアフォローアップ研修
 日時：10月19日（日）午前9時30分～午後5時
 場所：県立広島病院
- カ. 日本糖尿病学会中国四国地方会第52回総会
 期間：10月24日（金）・25日（土）
 場所：リーガロイヤルホテル広島

- キ. 広島県緩和支援センター平成26年度緩和ケア薬剤師研修
 会期：10月28日（火）・29日（水）
 場所：広島県緩和ケア支援センター
- ク. 広島県緩和ケア支援センター平成26年度在宅ケアチーム研修
 日時：11月16日（日）午前9時～
 場所：広島県緩和ケア支援センター
- ケ. 平成26年度地域在宅緩和ケア推進協議会地域緩和ケア研修会
 日時：11月22日（土）午後2時～
 場所：県立広島病院
- コ. 第8回日本薬局学会学術総会
 会期：11月23日（日）・24日（月・祝）
 場所：広島国際会議場
- サ. 第19回広島県理学療法士学会
 会期：12月6日（土）・7日（日）
 場所：安芸高田市民文化センター
- シ. 広島県緩和ケア支援センター平成26年度在宅ケアチーム研修
 日時：12月7日（日）午前9時～
 場所：福山市民病院
- ス. 第3回先端的がん薬物療法研究会
 日時：1月10日（土）午前10時～
 場所：グランドプリンスホテル広島
- セ. 広島県県圏域保健対策協議会研修会
 日時：3月1日（日）
 場所：グランラセーレ東広島
4. 閉会

会館建設検討会

日 時：平成26年9月27日（土）18:00～
 場 所：広島県薬剤師会館

1. 講 演

『会館新築に係る設計・施行企業等の選定への道』

広島県歯科医師会会館建設相談役

広島工業大学名誉教授・工学博士（東京工業大学）

森保 洋之 氏

2. 質疑・応答

平成26年度 広島県禁煙支援ネットワーク 第12回 研修会及び運営委員会

副会長 村上 信行

日 時：平成26年10月5日（日）13:00～16:30

場 所：福山市医師会館

【運営委員会議題と協議】

①第13回研修会について

基本的には「広島県」医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会・環境保健協会・「福山市」医師会の中心6団体の持ち回り開催となっています。昨年度が薬剤師会でしたが、次年度は3順目に入り広島県医師会主催と決定いたしました。

②ピンバッジについて

安佐市民病院名誉院長の岩森運営委員長が提唱されて本年度作成されたピンバッジについての報告がありました。5,000個を約61万円で作成され、原則、禁煙支援アドバイザーに配布予定となっていますが、各団体においてはその認定制度が確立しておらず、薬剤師会は認定制度に沿って作成費用2万円を負担して100個入手配布済みですが、今後の方針を協議いたしました。結果、現在の残4,000個は禁煙支援アドバイザー「報告書」により無償提供していくことといたしました。



③今後の活動について

ピンバッジ作成時に課題としていた「広島県禁煙支援ネットワーク」の略称について、直訳で「H・K・S・N」と決定。福山市及び関係団体で推進している「イエローグリーンリボン」運動に賛同し推進に協力することとする。

広島禁煙支援ネットワーク第12回研修会(公開講座)

一プログラム

基調講演 『分煙なんてできやしない！』

広島県禁煙支援ネットワーク運営委員長

（広島市安佐市民病院名誉院長）岩森 茂
情報提供①『喫煙と、健康意識および、口腔内状況
との関係について』

広島県歯科医師会理事 上川 克己

②『パネルシアター実演 ももたろうの鬼助け』

福山市薬剤師会理事 田口 直子

③『広島県医師会における禁煙推進活動』

広島県医師会常任理事 津谷 隆史

④『事業所と連携した禁煙支援の取り組み について』

全国健康保険協会広島支部

保健グループリーダー 山田 啓介

⑤『心筋梗塞発症後の禁煙支援～禁煙外 来と心臓リハビリテーションでの違い から～』

公立学校共済組合中国中央病院
禁煙支援担当看護師 安藤 千里

⑥『イエローグリーンリボン運動』

福山市保健福祉局保健部健康推進課
保健企画技術担当課長 二部野 肇

⑦『当院の喫煙状況と禁煙への取り組み』

福山市民病院看護師 藤田 真由美
特別講演 『最近のタバコ問題－受動喫煙を中心に－』
広島県医師会禁煙推進委員会委員長
(日本赤十字広島看護大学名誉教授) 川根 博司

以上のプログラムでしたが、①～⑦に関連した質疑も多く活発な研修会となりました。薬剤師会としては、福山市薬剤師会が児童向け教育ツールとして作成した、エプロンシアター「バラティーのぼうけん」に継ぐ第二弾で、パネルシアター「ももたろうの鬼助け」を実演いたしました。鬼が島にたばこ魔王がニコチンマンとタール星人を連れて侵略し、赤鬼が青鬼と間違えられるほどとなり、咳で苦しんで助けを求めてきた。ももたろうは犬にガム、猿にパッチ、雉にチャンピックスを武器として与えて鬼が島に行き、鬼を助けるストーリーをパネルにグッズを貼り付けながら演じます。これを実際に見事に福山支部のエンターテイナーが演じてくれて、終了後の一一番人気でした。



川根先生の特別講演は非常に有意義で、時間が押した最終プログラムとしたのは少し、「もったいない感が」ありました。直近の2014年5月実施の「全国たばこ喫煙者率調査」では、男性30.3%女性9.8%で男女計では19.7%となっているようですが、見方を変えれば、まだ5人に1人は喫煙している数値です。タイにおけるタバコのパッケージへの規制は55%から85%以上における警告写真掲載を義務付け、使用文字のフォントも各社統一として、購買意欲を抑制する施策となっているそうです。



日本たばこ産業の「9つの戦略」も紹介されました。

- ①えぐみを取る
- ②砂糖等による甘味
- ③アンモニアによるニコチン吸収促進
- ④メントールによる清涼感
- ⑤フィルターの工夫
- ⑥ブレンド
- ⑦フレーバー（甘草・チョコレート）添加
- ⑧気管支拡張作用
- ⑨ニコチン量のコントロール

企業努力としては当たり前かもしれないが、そのリスクを考えれば、せめて、タイにおいての「MEVIUS」パッケージと日本の「メビウス」のパッケージの差を真摯に考えていただきたい。

超真面目な川根先生のジョーク「STAPは在ります」

Stop Tobacco Addiction Patient

予 告

平成26年度薬剤師禁煙支援アドバイザー講習会

日 時: 平成27年1月18日(日) 10:00~12:00

場 所: 広島県薬剤師会館 4Fホール

講 師: ◆広島県医師会 禁煙推進委員会 委員長 川根 博司 先生
(日本赤十字広島看護大学 名誉教授)

◆パネルシアター実演 「ももたろうの鬼助け」
福山市薬剤師会 理事 田口直子 先生

日本薬剤師研修センター認定制度研修 1単位申請中

日本薬剤師会 平成26年度 第3回都道府県会長協議会



会長 前田 泰則

日 時：平成26年10月11日（土）13:30～16:45

場 所：山形市・ホテルメトロポリタン山形

山本会長の挨拶に始まり、座長に大阪府薬会長の藤垣氏に指名があり会議が始まりました。

会務報告、日薬を巡る最近の動きについて寺山専務理事より説明があり、続いて中医協、社会保障審議会（医療保険部会・介護給付費分科会）、医療介護総合確保促進会議、地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会等々、医療保険制度の財政基盤の安定化に対する構造問題を指摘されていました。

平成27年度予算概算要求について（情報提供）医薬食品局関係では、薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業費として（2.4億円から2.5億円）。新販売制度普及促進事業費として（0.4億円から1.3億円）。危険ドラッグ対策の強化として（1.2億円から11億円）。約10倍近い予算が計上されています。

また質疑にもありましたが、在宅訪問薬剤管理業務の実態調査を実施することになり、在宅訪問を行った薬剤師一人1日5回までと回数制限が設けられた事を踏ま

え、居宅療養管理指導にも同様の回数制限ができた場合に予想される影響についても調査する。ここで仮に薬剤師一人1日5回以内でアンケート調査の結果が出た場合、たまたまそういう薬局が調査対象になった場合の結果評価は如何なものかを危惧するという質問がありました。一生懸命頑張っているところの評価をちゃんとしていただきたいという内容でした。

日薬会館建設に関する説明では、税金対策として六本木の90坪の土地の駐車場化を考えている旨の説明がありました。和歌山、兵庫、広島から異論反論が相次ぎ議事録の確認と時系列の説明が不十分がありました。建設促進のためのアイデアの説明には至りませんでした。

最後の協議事項の全国の検査センターの実態調査の結果、二極化が進行していて疲弊寸前のセンターもあれば、経営努力の結果かなりの収益を上げておられるセンターもあります。

広島県も頭の痛い問題が山積しています。

薬価基準未収載 (2014年11月収載予定)

解熱鎮痛剤

劇薬

カロナール錠500[®]

アセトアミノフェン製剤



近日発売

効能・効果、用法・用量、警告、禁忌を含む使用上の注意等につきましては、製品添付文書をご参照ください。

製造販売元（資料請求先）



昭和薬品化工株式会社

〒104-0031 東京都中央区京橋2-17-11
<http://www.showayakuhinkako.co.jp>

2014年10月作成(AC)

第47回日本薬剤師会学術大会

日 時：平成26年10月12日（日）・13日（月）

場 所：山形市



報告Ⅰ

副会長 大塚 幸三

出羽の国山形へ往復2,500km完全走破。大型台風襲来による新幹線・空路の欠航を嫌って？行ってきました。10日の夜は鳥取・島根両県薬理事に、前田会長、政岡常務理事、私の5名で山形牛（もちろん米沢）を中心に業界話に盛り上りました。翌初日は展示会場に一目散に駆けつけました。各社ブースでは最新情報盛り沢山で、あれもこれもと目を見張りました。特にユヤマの完全自動散剤分包機はスゴイ。そして大日本住友のコーナー。ここはいつもおいしいお茶と、楽しいお土産があります。そして私が所属する（一社）日本薬局協励会のコーナーを尋ねました。今回初出店で、独特のOTC商品を展示していました。続いてお昼からランチョンセミナー～SGLT-2～阻害剤を含めた最新糖尿病治療を聞きました。特に利尿剤併用による血尿或は膀胱炎に注意が必要とのことでした。今日のお目当ての出版物展示コーナーで我が広島の井上映子先生のサイン会に行きました。大変な盛況でご自身の目標販売数は終わりとのことで安心していました。



夜は新蕎麦で一杯。翌13日は分科会14堀美智子先生を聞くため9時に会場着。席を確保して展示会場へ。OA機器をチョロ見してロビーに出ると山形県薬新関氏と遭遇。つい懐かしさのあまり話し込んでいるうち、台風高知に再上陸。やばい！帰りは日本海側からと思いながらそのままだと兵庫もあぶない。航空路は欠航のこと。政岡先生と共に急拵帰路という話になり15時間。途中トイレとうどん定食で頑張りました。おつかれ。



報告Ⅱ

常務理事 井上 映子

台風19号が沖縄上陸、その後日本列島を縦断する中、山形大会は行われました。

山形へ行くにはいろいろな便が考えられましたが、私は前日、情報センター研修会の仕事があり、19時台の飛行機で広島空港から羽田へ。そのまま東京に泊まり学会1日目の朝、羽田→山形便で会場へ。1日目の12時からの予定のため山形ビッグウイングへすぐ行きました。車中、河川敷では芋煮大会をしている人達が見え、ここは山形なんだ、と不思議な感覚を覚えました。会場到着後、機器展示場、2階の書籍売り場へ行き、スイーツセミナーに心惹かれながら、当日12時より予定されていた催しの場所へ行くとすでにもう一人の先生が仕事を始められており、お客様が数人お見えになりました。その合間にランチョンセミナーの会場へ。糖尿病治療薬について～SGLT2阻害薬も含めて～のご講演でした。30分しか聞くことができませんでしたが、この話題について、学会不参加の友人からの連絡で、SGLT2阻害薬で死亡例が2例あったことを知りました。利尿剤の併用による脱水が主な原因であったようです。学会会場でこのことに触れられたかはわかりませんが、SGLT2で糖毒性を解除しインスリン抵抗性を改善するなどの効果があることは、別の講演でも聞いていたので、薬局・薬剤師としてはリスクの高い患者への服用方法、日常生活の指導が大事であると考えます。

その後、分科会3：次世代薬局の目指すフィジカルアセスメントを聴講、ポスター示説、機器展示場を回りました。薬剤師が取り組むフィジカルアセスメントでは、日在薬から狭間研至先生、弁護士 赤羽根秀宜先生、岡山から立野朋志先生、村井俊之先生、というメンバーで、フィジカルアセスメントの考え方、在宅ツールの要・不要、法的解釈などについて話されました。石巻の岩渕さんよりフィジカルアセスメントに対する法的整備について質疑があり、薬剤師が行う薬学管理を目的としたバイタルサインチェックは、薬剤師に「正義」があると確認でき、社会的に要請されて必要であると認められることにより適法になる流れである。そういうよう弁護士として支援するので、薬剤師の活躍の場を広げてほしいとのことでした。

2日目は口頭発表で「禁煙支援」を聴講。薬局では町内会での防煙教室、世界禁煙デーのイベント「よしもとお笑い健康ライブ」など、禁煙に後ろ向きな方に興味をもっていただくために大変な努力をされています。薬局でのチャンピックス処方例も2題あり、継続率、副作用発現率などのデータを示された。薬剤師の禁煙に対する意識調査では、喫煙している薬剤師に対し禁煙サポート、セルフメディケーションを推進するために、禁煙することで信頼度が上がるのではないか?と提案がありました。

帰りは、山形新幹線で東京まで、羽田空港から広島へ。山形から同行した大分の先生とそれぞれ現地の情報収集をしながら搭乗しましたが、広島に着陸できず羽田空港へ引き返しました。



報告Ⅲ

常務理事 重森 友幸

山形での本大会には、昨年の大阪大会開催時に次回の学術大会山形には是非参加くださいと勧誘されていた時から、参加を決めていました。恥ずかしながら山形市の位置が秋田県の下であること位の地理的感覚しかありませんでした。しかし、さくらんぼ、ラ・フランス、イモ煮会、つや姫は浮かんでくる食材でした。そして日本の北の食材と南の食材が双方揃う場所であることがPRされていました。



さて、学会の参加について、まず最初に聴講したのが、山形ビッグウイングで行われたスイーツセミナー2「地域を見よう。視点をみがこう。~在宅医療と薬剤師~」

演題①在宅医療における薬学的アセスメント
演題②薬剤師と地域医療

で講演が行われ、会場は超満員の盛況でした。薬剤師が他の職種との連携をどのようにとって行ったか、協働がいかに必要かについて報告され、在宅医療における退院時共同指導の元となった活動があったことが報告された。

次に聴講できた講演は、

ランチョンセミナー11（会場は山形国際ホテル）

演題「抗凝固療法の重要性と第Xa因子阻害薬」

心房細動のある患者に対する脳梗塞予防のための抗凝固療法について、ワーファリン及びリバーロキサバンのエビデンス、それぞれの比較、長所短所又、出血を懸念して十分な抗凝固療法が行われていないこと。が講演された。心房細動のある患者に対する抗凝固療法の重要性について改めて認識することができた。

ポスター発表では、禁煙支援について、

「禁煙外来患者の禁煙継続の向上に向けた取組み」での発表。

禁煙支援においては継続が困難なことが多いため、患者周囲の喫煙者の有無や、患者背景を確認して、禁煙に対する懸念事項をチェックシートで把握し、また服薬指導箋を用いて薬学的管理指導を行うなどのことで服薬アドヒアランスが向上したことが報告されていた。禁煙のための支援は薬剤師が行うことのできる健康支援業務である。今後強く推進していきたいと感じました。

分科会では、

「薬剤師会における医薬品情報業務と医療安全推進事業を考える」と題した日本病院薬剤師会副会長土谷文人氏の講演を聴講した。日本の医療安全対策においての薬剤師のかかわりについての話であった。

「医療安全」というと「医薬品の取り違え」、「調剤エラー」を防止することと考えられている傾向が強い。平成17年6月に出されている「今後の医療安全対策」においては、「当面取り組む課題」は「有害事象の早期発見、重症化防止のため、有害事象の情報収集、医療従事者及び患者、国民への情報提供及び医薬品管理の推進を図る」また将来像のイメージにおいては、「新薬を始め医薬品にかかる副作用・事故などの有害事象の早期発見、重症化防止のための体制が確保されている。」ということで、「医薬品の適正使用」が医療安全対策であると示されている。

その中身には「医薬品が明確な責任体制のもとに使用され、医師、歯科医師、看護師、薬剤師の間、及び医療機関と薬局との間に十分な連携が図られていること」また安全管理が必要な医薬品は業務手順が確立し、すべての医療機関でそのことが実施されていること。医療安全対策として薬薬連携やハイリスク薬に関する安全業務の確立が求められている。

日本薬剤師会が2年前から推進してきた「モバイルDI事業」は薬局における「医薬品の適正使用を確保」

するために薬剤師にとって極めて重要であることが述べられました。

改めて、医療安全推進事業、医薬品の適正使用の中身を再認識することができました。

その後、「薬局プレアボイド推進のために医薬品情報リテラシーをどう高めるか?」名城大学大津史子先生、「モバイルDI室の現状と今後の展開」東京大学澤田康文先生の講演は台風19号に聴講をさせてもらいました。

山形の印象は、深い山に囲まれ自然が豊かな地であるように思いました。台風の心配のない時期に再度訪れてみたいと思いました。

山形県薬剤師会の皆様に感謝いたします。



報告Ⅳ

常務理事 谷川 正之

日本薬剤師会学術大会で初めてプレスとしては取材活動も担当することになり、例年とは違った緊張感を持って、当時は9時前に開会式のある山形市民会館に到着した。式典へは事前予約制となっており、事前予約で満席状態となっていることから、プレスは各県2名までの入場制限のことであった。会場前では、来年の第48回学術大会を開催する鹿児島県薬剤師会のメンバーがかつお節の入ったチラシを配布されており、平成16年に青森県まで出向いたことを思い起こした。大会の受付（コングレスバック引換）を済ませ、プレス受付で名刺と交換にプレス用のネームホルダー（名刺を入れて着用）と腕章を受け取った後、取材活動を始めようとしたら会場入口付近で前田会長と徳吉鳥取県薬剤師会長を見かけ、そこに今年日本薬剤師会賞を受賞された小林健治前鳥取県薬剤師会長が合流されたので記念撮影を行った。



開会式は、台風の影響もあってか満席にはならず、プレス席から式典の取材を行った。第1部は、米田拓雄山形県薬剤師会副会長の開会宣言から始まり、山本信夫日

本薬剤師会会长による大会長挨拶・服部智彦山形県薬剤師会会长の大会運営委員長挨拶・5名による来賓祝辞・来賓紹介・次回鹿児島県薬剤師会への薬剤師綱領盾引継・内野悟鹿児島県薬剤師会会长による次回開催地挨拶（開催は2015年11月22日（日）・23日（月・祝）に鹿児島市民文化ホールほかを会場として）があり終了した。第2部は、表彰式であり7名が日本薬剤師会賞授賞・11名が日本薬剤師会功労賞授賞・1団体が日本薬剤師会有功賞を受賞されそれぞれの表彰が行われた。第3部は、特別記念講演で京都大学iPS細胞研究所初期化機構研究部門／物質-細胞統合システム拠点教授山田康広先生により「iPS細胞による疾患研究の新展開」と題した講演が1時間行われた。様々な細胞に分化できる多能性と無限に増殖できる特性を持ったiPS細胞を再生医療分野ではすでに治療に利用するところまで進んでいること、病態の解明・新薬を見つける研究などが進められていること、また山田先生自身は、癌化のメカニズムを解明しようとされていることなどの講演内容であった。

この後、事前に申し込みを済ませていたランチョンセミナーのある会場（山形テルサ）にシャトルバスで移動し、アリセプトの開発に携わった同志社大学脳科学研究所神経疾患研究センター教授の杉本八郎先生による「アルツハイマー病克服のシナリオ」の講演を聴講した。

午後からは、広島大学大学院教授の太田茂先生が「改訂モデル・コアカリキュラムを踏まえた実務実習の今後のありかた」と題して基調講演をされた分科会9「『実務実習から見た薬学教育6年制』問題解決型の薬剤師教育」や、8月に発生した広島市の大規模土石流による災害支援にも関わったことから、分科会10「災害から学び、未来に備えるために～1人1人の思いをかたちに～」に参加し聴講した。

分科会の途中にはポスター発表・機器展示会場である山形ビッグウイングに移動した。ポスター発表は台風の影響によると思われる取り下げとなった発表も見受けられたが、会場は大勢の参加者で盛り上がっていた。

出発する前から、台風の進路予想と交通情報を気にしながらの参加となつたが、第1日目の夜になると第2日目への対応と決断を迫られ、やむなくチケットの変更を決断したが、運良く変更が可能となり、早朝から帰路に着いた。帰路では大きなアクシデントもなく、無事に自宅までたどり着いた。

後日の報道によると事前登録と当日参加合わせて約6,000名の参加者であったとのこと。台風の影響で実際には、事前登録しながらも参加できなかつた人もあったかと思われるが、12日には全国育樹祭が山形県内で開催されており、山形市内でも交通渋滞が発生していたし、山形駅周辺は結構混雑していた。



報告 V

常務理事 中川 潤子

今回の学術大会では、初めてスポンサードセミナーに参加。演題をみて興味を持ち、是非聞いてみたいと思った為。

スポンサードセミナー 3

日 時：2014年10月12日（日）11:00～12:00

会 場：第15会場 山形国際ホテル3階 富士 東

テーマ：「市中病院の一小児科医が考える現代のインフルエンザ診療」

講 師：JA静岡厚生連静岡厚生病院小児科診療部長

田中敏博 先生

講演内容の中から、ポイントだと思った点

＜予防接種＞

- 1回接種も2回接種も抗体価は変わらない
⇒毎年1回接種することが大切
接種する時期（いつ打つか）は関係ない
毎年接種することで抗体価（40）が維持される
⇒「早く接種したからシーズンの終わりに抗体がなくなる」はウソ

＜小児に対する免疫療法＞

- 3歳未満は2回接種
- 3歳～13歳未満は1回でも良いのではないか
希望があれば2回でも良い
初めて予防接種する場合や基礎疾患があり重症化の可能性がある場合は2回接種

- 個人防衛：毎シーズンの接種が大切
- 社会防衛：多くの人の接種が大切

＜診断＞

- 迅速診断キットの功罪
インフルエンザを視覚化した
検査結果への依存体質をもたらした
100%の精度ではない
- 迅速診断キットを使って有効だと思うのは
シーズンが始まろうとする時期
シーズンが終わろうとする時期
シーズン中だがインフルエンザとしては典型的でない症状である時
- インフルエンザは簡易検査により診断されるものではなく、医師の診断により確定されるものである
⇒Dr：「検査をしてみて、その結果を踏まえてまた相談しましょう」と話すべきである

＜治療薬＞

- インフルエンザ治療薬（ノイラミニダーゼ阻害薬）
リレンザ
タミフル
ラピアクタ
イナビル の順で発売された
- ノイラミニダーゼ阻害薬は静ウイルス的であり、殺ウイルス的ではない
⇒ウイルスが増殖した後では薬の効果がない
48時間以内に服用する必要がある
- 服用して直ぐに回復した⇒薬も効いたが、その人の免疫力も良かった！！
- 授乳婦と抗インフルエンザ薬（処方OKだが・・・）
タミフル 2例だけ
リレンザ 0例
イナビル 5例はOK（母乳に移行していなかった）

＜現代のインフルエンザ診療＞

- 最新のツールを利用し、特にハイリスクグループを守っていくことが、現代における最先端のインフルエンザ診療ではないか！！

＜薬剤師へ希望すること＞

- 「処方された薬を患者に間違なく手渡す」のではなく「処方の意義を処方医と議論する」
⇒ものを言う薬剤師になって欲しい

実務実習コアカリキュラム、災害時対応の講演も拝聴
台風19号の上陸のため、2日目の講演への参加やポスター展示を見ることができなかったことは残念だったが、実り多い学会であった。



報告 VI

常務理事 二川 勝

今回の会場は式典、特別記念講演の行われた山形市民会館、式典中継会場の山形テルサ、山形ビッグウイング、それと山形市民保健センターと山形国際ホテル、5会場に分かれて開催されました。



私はランチョンセミナーをツムラにしていたので移動のない山形テルサで式典、特別記念講演、ランチョンセミナーを済ませ、山形国際ホテルで分科会11を拝聴しました。

特別記念講演は、京都大学iPS細胞研究所山田教授の無限に増殖可能かつ体内の全ての細胞に分化可能な人工多能性幹細胞のお話で、1時間では物足りない、1日中聞いていたいと思いました。でも山形まで行ったかいがありました。

ランチョンセミナーは、洛和会音羽病院心臓内科副部長漢方外来山崎先生の「漢方薬の処方理由でわかる～知っておきたい頻用処方のポイント～」として葛根湯、六君子湯、抑肝散、芍薬甘草湯、大建中湯の5剤について、そのポイントの説明を受けました。葛根湯の処方分析、共通目標の体力が中等度以上に充実、項背部のこわばり、脈は浮いていて力がある。症例の解説、葛根湯と他の方剤との鑑別、使用の注意点など最後の大建中湯まで1時間では足らない講演でした。

2時からは、行政と学校薬剤師がいかに連携をもって学校環境衛生、保健教育に取り組むべきかを議論して学校薬剤師に求められることを拝聴しました。

基調講演は、文部科学省スポーツ・青少年局学校保健教育課健康教育調査官北垣氏による「学校保健における学校薬剤師の役割」のお話を聞いた後に4人のシンポジストの「食育と学校薬剤師」、「学校薬剤師の実践」、「学校薬剤師活動の役割とこれからの学校薬剤師活動」、「学校薬剤師の課題」を聞きました。

学校薬剤師は環境衛生検査だけでなく、職務執行の準則に「健康相談に従事することが」が追加されています。子供達の健康に寄与できるよう頑張りたいと思います。

報告 VI

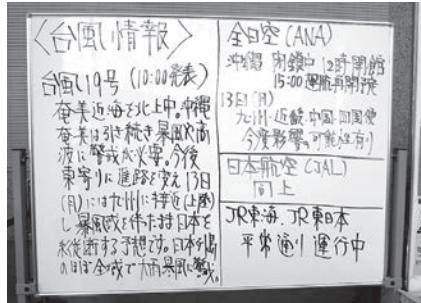
広島支部 松本 芳

大型の台風19号が迫り、九州、西日本への影響が心配される中、山形へ。学会会場のロビーにも、台風情報が貼り出されていました。しかし、そんな心配をよそに、到着した山形は、晴天！雲一つない青空でした。

もちろん、展示会場や発表会場は、大賑わい。たくさんの試供品やらメーカー説明書で、コングレスバッグもパンパンに。

そして、私の
ポスター前に
も、たくさんの方
が見に来てく
ださいました。

私は、中途入
社社員、学生実



習の受け入れの経験から、新卒を指導するにあたり、新しく試みたことを紹介しました。

今年4月、当薬局に新卒の新入社員が入社。当社規定の新入社員スケジュールはありますが、指導は配属先に任せられます。そこで、理解度を把握しながら指導計画を修正できる、「レポートノート」を準備。日々の記録が詳細に記載でき、複数の指導者が関わっても、指導の過不足なく引き継ぎできることがメリットです。

当社の今後の新入社員の指導にも提案していきたいと考えています。

さて、はるばる山形までやってきたので、せっかくな
らとご当地グルメを堪能しました。

まずは、屋台で有名な「どんどん焼」。

そして、郷土料理。



サトイモ、牛肉、
キノコの煮込み
「芋煮」、ご主人が
収穫「アケビの皮
の酢味噌」、そし
て「さくらんぼ漬
け」。

どれもおいしくて、ペロリでした。

学会参加により、モチベーションも上がり、今後の仕事も意欲的に取り組みたいと思いました。

新刊書籍のご案内 2014年11月発売

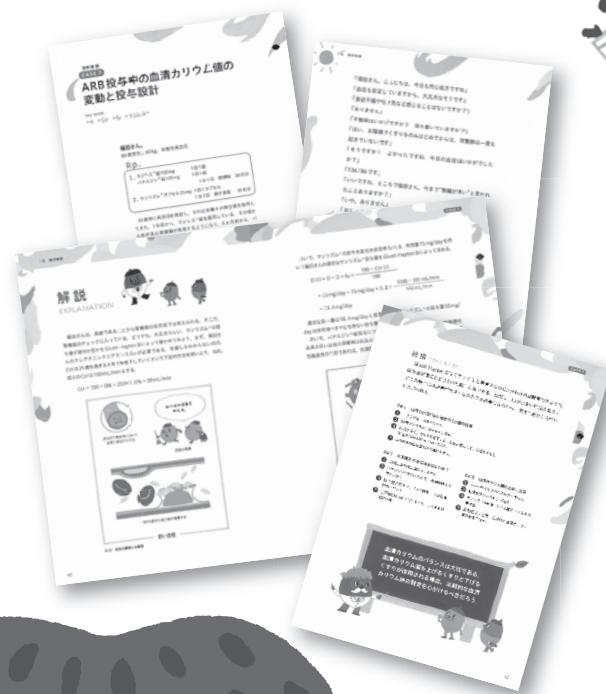
絶対使える! 臨床検査値

臨床検査学の知識は豊富にあっても検査データをどのように捉え、薬学的な活用につなげるか悩んでいませんか。本書は薬局や病院での1シーンを切り口として、薬局で欠かすことができない臨床検査データの活用方法を解説。薬局で検査データを受け取っても、あわてず薬学管理に活かせる薬剤師になるためのスタートブック。

●B5判 181頁 ●定価(本体 2,800円+税)

薬剤師のための
地域医療連携
スタートBOOK

どんぐり工房 代表 菅野 疊
後藤病院薬剤部 井上映子 著



28のケースで 検体検査・生体検査を解説

CASEの例

- PT-INRとワルファリンからプラザキサ®への変更の検討
- ARB投与中の血清カリウム値の変動と投与設計
- 尿中未変化体排泄率の決め方と血糖降下薬2剤の投与量の決定
- 検査値に異常がみられない抗うつ薬服用患者の臨床症状の原因を薬学的視点で解明



南山堂

〒113-0034 東京都文京区湯島4-1-11
TEL 03-5689-7855 FAX 03-5689-7857(営業)

URL <http://www.nanzando.com>
E-mail eigyo_bu@nanzando.com

○広島県薬剤師会会員証(会員カード)○

新規受付は平成21年8月末をもって
終了しました。

会員カードでWポイントがつきます。

Wポイントカードに (株)和多利広島本社 Wポイントカード事務局
に関するお問い合わせは ☎082-830-0230 平日10:00~18:00 ホームページ <http://www.watari.biz/>

Wポイント会員サイト OPEN! ケータイも パソコンも <http://www.wpoint.co.jp/>

Wポイントカードシステムでは、2,000ポイント貯まると翌月2,000円分のWポイント金券がお手元に届きます。



広島県Wポイントカード加盟店

店舗名の後ろの数字は100円に対するポイント数です。(一部異なる場合があります。) 例) ① 100円につき2ポイント加点されます。

店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.				
広島市安芸区									
Edabrieck ①	082-822-6667	カフェ&ダイニング わらうかど庭 ②	082-929-5368	ピカソ画房 本店 ①	082-241-3934				
ちから 船越店 ②	082-824-0301	釜飯醉心 五日市店 ②	082-922-8663	美しいん 広島店	082-543-4922				
ちから 矢野店 ②	082-888-5246	サイクルショップカナガキ 五日市店 ①	082-924-5525	0120-365-901					
マダムジョイ 矢野店 直営食品売場		住吉屋 楽々園店 ①	082-943-4960	ひろしま国際ホテル 芸州 本店 ②	082-248-2558				
※200円につき1ポイント	082-889-2441	ちから 五日市店 ②	082-922-8661	ひろしま国際ホテル					
広島市安佐北区									
大野石油店 高陽町SS ①	082-842-1890	徳川 五日市店 ②	082-929-7771	スペインバル ミ・カーサ ②	082-248-6796				
大野石油店 可部バイパスSS ①	082-819-0210	マダムジョイ 楽々園店 直営食品売場	082-943-8211	ひろしま国際ホテル 空庭BIS					
キャン・ドゥ 可部店 ②	082-814-7008	※200円につき1ポイント	082-943-8211	とろクルクル ②	082-240-7556				
山陽礦油 かめ山SS ①	082-815-6211	広島市中区							
ちから 高陽店 ②	082-841-4377	英國式足健康法 リフレックス ②	082-248-7722	ひろしま国際ホテル 東風 ②	082-240-0558				
ちから マルナカ可部店 ②	082-810-0877	えびすの宴 ②	082-243-6166	広島第一交通(株) 江波営業所 ②	082-233-5871				
徳川 サンリブ可部店 ②	082-815-2775	えひめでいあ ②	082-545-6677	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛					
広島市安佐南区									
エコール古市ショールーム ①	082-830-6161	大野石油店 牛田大橋SS ①	082-221-1511	紙屋町店 ②	082-247-2260				
エコール本部 ①	082-877-1079	大野石油店 大手町SS ①	082-243-8351	福助タクシー(株) 本社営業所 ②	082-232-3333				
大野石油店 高取 SS ①	082-872-7272	大野石油店 西白島SS ①	082-221-8834	ボウル国際 ①	082-244-4151				
大野石油店 緑井 SS ①	082-877-2008	大野石油店 八丁堀SS ①	082-221-3643	星ビル5F オルゴールティーサロン ②	082-249-1942				
釜飯醉心 昆沙門店 ②	082-879-2211	o k a s h i m o ②	082-231-3221	星ビルB1F メディカルフィットネス ②	082-242-0011				
カメラのアート写夢 高取店 ①	082-830-3588	海鮮焼肉 あみやき家 DAIBA ①	082-246-8048	ポルタポルテ ①	082-249-5788				
Dining Cafe St.Grace ①	082-830-0904	かに通 広島店 ①	082-247-6661	マダムジョイ 江波店 直営食品売場					
ちから 西原店 ②	082-832-5520	釜飯醉心 本店 ②	082-247-4411	※200円につき1ポイント	082-532-2001				
ちから 八木店 ②	082-830-0235	芸州 胡店 ②	082-243-6165	マダムジョイ 千田店 直営食品売場					
徳川 安古市店 ②	082-879-9996	桜井花店 本店 ①	082-247-1808	※200円につき1ポイント	082-545-5515				
バゴス 本店 ②	082-879-1830	山陽礦油 相生橋SS ①	082-232-0145	横田印房 ⑩	082-221-0320				
パワーズ 広島店 ①	082-873-1212	しなとら パセーラ店 ②	082-502-3382	蓮根 広島店 ②	082-546-0707				
広島第一交通(株) 上安営業所 ②	082-872-5410	寿司醉心 ②	082-247-2331	和さび 小町店 ②	082-249-3993				
広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		炭焼 楽月 ①	082-343-2941	和さび 八丁堀店 ②	082-211-5225				
昆沙門台店 ②	082-879-0141	体育社 本店 ①	082-246-1212	広島市西区					
福助タクシー(株) 古市営業所 ②	082-877-0004	大こん 並木店 ②	082-546-1515	井口家具百貨店 ①	082-232-6315				
焼肉虎至 大町店 & イタリ庵 toraji ①	082-870-5529	ちから 本店 ②	082-221-7050	大野石油店 旭橋SS ①	082-272-3766				
焼肉白李 西原店 ①	082-846-1250	ちから 上八丁堀店 ②	082-211-0122	大野石油店 井口SS ①	082-276-5050				
広島市佐伯区									
阿藻珍味 銘店舎五日市店 ①	082-942-3266	ちから そごう店 ②	082-512-7854	大野石油店 観音SS ①	082-231-6209				
AUTO GARAGE うえるかむ ①	082-927-2510	ちから タカノ橋店 ②	082-544-0002	大野石油店 商工センターSS ①	082-277-1266				
大野石油店 五日市インターSS ①	082-941-5020	ちから 十日市店 ②	082-503-1089	大野石油店 横川ISS ①	082-237-1864				
大野石油店 造幣局前SS ①	082-923-6029	ちから 中の棚店 ②	082-504-6646	釜飯醉心 アルパーク店 ②	082-501-1005				
		ちから 舟入店 ②	082-294-7503	サイクルショップカナガキ 横川本店 ①	082-231-2631				
		ちから 堀川店 ②	082-241-8230	サイクルショップカナガキ 己斐店 ①	082-272-2631				
		ちから 本通4丁目店 ②	082-245-0118	サカイ引越センター ②	0120-06-0747				
		中華そばちから 八丁堀店 ②	082-502-6008		082-532-1176				
		徳川 総本店 ②	082-241-7100						
		のん太鮓 パセーラ店 ②	082-502-3383						
		バー・サード・ウェーブ ②	082-247-7753						

店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.
車検の速太郎 ①	082-238-0100	ちから ゆめタウンみゆき店 ②	082-250-2125	東広島市	
車検の速太郎 カーケアプラザ ①	082-238-3939	中国トラック ①	082-251-0110	大野石油店 西条インターSS ①	082-423-3701
ちから アルパーク天満屋店 ②	082-501-2701	豆匠 広島本店 ②	082-506-1028	大野石油店 高屋ニュータウンSS ①	082-434-4411
ちから 井口店 ②	082-278-3666	徳 南区民センター店 ②	082-505-1620	大野石油店 東広島SS ①	082-423-9197
ちから 観音店 ②	082-232-5686	徳川 ジャスコ宇品店 ②	082-250-0480	カギのひゃくとう番 ⑥	082-424-3110
ちから 己斐店 ②	082-507-0505	徳川 ビックカメラ・ベスト店 ②	082-567-2388	髪処 ふくろう ②	082-497-3337
ちから 商工センター店 ②	082-270-0390	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		住吉屋 西条プラザ店 ①	082-423-7878
ちから 中広店 ②	082-532-4004	広島新幹線店 ②	082-263-0200	体育社 東広島店 ①	082-422-5050
徳川 南観音店 ②	082-503-3039	ホテルセンチュリー21広島		徳川 西条プラザ店 ②	082-424-0300
バゴス 井口店 ②	082-277-3004	京もみじ ②	082-263-5531	八本松タクシー ①	082-428-0023
バゴス マリーナホップ店 ②	082-297-4078	ホテルセンチュリー21広島		福山市	
パワーズ 広島マリーナHOP店 ①	082-503-7217	フィレンツエ ②	082-568-5270	一心太助 福山本店 ②	084-922-5611
広島第一交通(株) (第一) ②	082-278-5511	安芸郡海田町		エコール福山ショールーム ①	
広島第一交通(株) (平和) ②	082-278-5522	徳川 海田店 ②	082-824-0111		084-981-3733
マダムジョイ 己斐店 直営食品売場		安芸郡府中町		山陽石油 住吉町SS ①	084-922-0939
※200円につき1ポイント	082-271-3211	ちから サンリブ府中店 ②	082-890-2510	山陽石油 セルフ神辺SS ①	084-962-0693
横川 ちから ①	082-292-5822	ちから 向洋店 ②	082-581-4321	山陽石油 セルフ福山平成大学前SS ①	084-972-7940
広島市東区					
アリモト 本店 ②	082-264-2929	ちから 府中店 ②	082-287-0933	山陽石油 多治米町SS ①	084-957-2601
大野石油店 広島東インターSS ①	082-508-5030	時計宝石のマツダ ①	082-282-5709	山陽石油 深津SS ①	084-922-5750
サイクルショップカナガキ 戸坂店 ①	082-220-2031	広島第一交通(株) 府中営業所 ②	082-281-1191	山陽石油 福山東インターSS ①	084-923-7835
ちから 尾長店 ②	082-506-3505	大竹市		山陽石油 南本庄SS ①	084-922-3181
ちから 光町店 ②	082-568-6855	果子乃季 ゆめタウン大竹店 ②	0827-57-0757	徳川 福山東深津店 ②	084-929-2015
徳川 戸坂店 ②	082-220-1818	カメラのアート写夢 本店 ①	0827-57-7700	とんかつ徳 イトーヨーカドー福山店 ②	084-971-0050
肉玉屋 ①	082-569-4110	カメラのアート写夢 油見店 ①	0827-53-5911	パワーズ 福山店 ①	084-921-7866
マダムジョイ 牛田店 直営食品売場		尾道市		三原市	
※200円につき1ポイント	082-555-8835	瀬戸田すいぐん丸 ②	08452-7-3003	ごはんや 広島空港店 ②	084-860-8215
和さび 光町店 ②	082-567-8885	吳市		徳川 三原店 ②	0848-62-8824
広島市南区					
炙焼 楽群 ①	082-256-2941	大野石油店 熊野団地SS ①	0823-30-1042	三次市	
大野石油店 エコステーション出島 ①	082-254-1015	大野石油店 吳SS ①	0823-21-4974	さざん亭 三次店 ②	0824-64-0375
大野石油店 東雲SS ①	082-282-3993	体育社 吳店 ①	0823-22-8880	パワーズ 三次店 ①	0824-63-3000
大野石油店 皆実町SS ①	082-251-9108	ちから 吳駅店 ②	0823-32-5532	平田観光農園 ①	0824-69-2346
釜飯醉心 新幹線店 ②	082-568-2251	徳川 吳中通り店 ②	0823-23-8889	広島三次ワイナリー 喫茶ヴァイン ①	0824-64-7727
釜飯醉心 広島駅ビル店 ②	082-568-1120	徳川 広店 ②	0823-70-0600	広島三次ワイナリー	
惣菜醉心 アッセ店 ②	082-264-6585	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		バーベキュー場 ①	0824-64-0202
銀河(えひめでいあ) ②	082-253-1212	吳駅ビル店 ②	0823-24-0222	広島三次ワイナリー ワイン物産館 ①	0824-64-0200
ごはんや 広島店 ②	082-253-0300	和さび 広店 ②	0823-73-7950	その他	
サイクルショップカナガキ 東雲店 ①	082-288-9101	庄原市		リースキン 家庭用事業部	
山陽礦油 大州SS ①	082-282-4478	総商さとう ウィー東城店 ①③	08477-2-1188	広島支店 ②	082-233-1141
車検の速太郎 向洋店 ①	082-890-9500	神石郡神石高原町		広島北営業所 ②	082-845-2882
しゃぶしゃぶ温野菜 大州店 ①	082-510-0831	総商さとう 本店 ①③	08478-2-2011	広島西営業所 ②	0829-31-6161
Dining Cafe Grace ①	082-253-5588	廿日市市		広島東営業所 ②	082-824-1411
ちから 広島駅店 ②	082-568-9121	大野石油店 廿日市インターSS ①	0829-20-1189	国内すべて対応	
ちから 福屋駅前店 ②	082-568-2330	キャン・ドゥ 廿日市店 ②	0829-32-3387	アート引越しセンター ①	0120-08-0123
ちから 本浦店 ②	082-286-1119	ジョイ薬局 ①	0829-32-3077		
ちから 皆実4丁目店 ②	082-250-0804	徳川 廿日市店 ②	0829-32-1111		

※ご利用額100円に対するポイント値は、加盟店により異なります。 ※換算率は、1ポイント=1円となります。

※次のお取り扱いにつきましては、予め、ご利用加盟店へ直接お問い合わせください。

1.クレジットカード支払のお取り扱い

3.ポイント付加対象外商品の有無

2.クレジットカードご利用時のポイント付加の有無

4.団体・パーティーご利用時のポイント付加の有無

指 定 店 一 覧

平成26年10月1日現在

部門	指 定 店	会 員 價 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	(株)江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30 ~19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	(株)呉阪急ホテル	宿泊20%引、宴会 5%引、婚礼 5%引、料飲10%引 外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザ ホテル広島	宿泊23%引、料飲 5%引、婚礼 5%引、宴会 5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン 5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン 5%引、宴会料理 5%引、婚礼、料飲 5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル(株)	オートローン3.6%、リフォームローン3.9% 外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損害保険広島TYビル6F	(082)249-8011
家具	(株)河野家具店	店頭表示価格から 5~20%引	9:00 ~19:00	毎週火曜 (火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25~60%引き 赤札より10~15%	平日 8:30 ~18:00 年中無休	8/13~15、 12/29~1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	(株)サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト(株)	機械警備10,000円/月~、ホームセキュリティ4,000円/月~、保証金免除	平日 9:00 ~18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	(株)全日警広島支店	月額警備料金10,000~15,000円 (別途相談)、機器取付工事代 20,000~30,000円、保証金免除	(土・日曜及び 祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	(株)北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45 ~17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町 2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石 ・メガネ ・カメラ	(株)ナカオカ	15~20%引(企画品、相場価格商品は除く)		毎週水曜日、夏 期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	(株)下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10~20%引(一部除外品あり)	9:00 ~19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット(株) Volkswagen南広島	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
書籍	(株)フタバ図書	現金のみ定価5%引(直営店のみ)		定休日不定	広島市西区観音本町2-8-22	(082)294-0187
	(株)紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・ 食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品 5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	(株)平安堂梅坪 対象店舗(デパート を除く直営店)	5%引	対象店舗(デパート を除く直営店)年中 無休9:30~19:00	日・お盆・年末 年始休業	広島市西区商工センター 7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富(株)広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入:店頭価格より5%off、器材オーバーホール:通常価格より5%off	8:30 ~20:00	なし	広島市西区観音町13-9	(082)293-4125
	Diving Service 海蔵	スキューバダイビング体験講習会¥8,400 Cカード取得講習会¥5,000引き・器材修理店頭価格より5%引き	11:00 ~20:00	なし	広島市中区南千田西町 1-8-101	(082)209-7422

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営 業 日 時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
進物	(株)進物の大信	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配達費 広島県内無料(2,000以上商品))	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	(有)中山南天堂	5~25%(但し一部ブランド品食品を除く)	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価2割引、 葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	(株)玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・ 婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ ファックス	ミノルタ販売株	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・ 仏具	(株)三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40%引、仏具平常店頭価格より10~20%引(但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
旅行	ひろでん中国新聞 旅行(株)本社・呉営業所・三次営業所・福山営業所	本人のみ 現金のみメープル・トピック 自社主催商品3%引	平日 10:00~19:00 土・日・祝 10:00~17:00		広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル1F	(082)512-1020
	(株)日本旅行 広島八丁堀支店 (県内各支店)	赤い風船3%引、マッハ5%引、 ベスト3%引			広島市中区堀川町5-1 大内ビル1F	(082)247-1050
装飾	青山装飾(株)	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・4土曜日	広島市西区商工センター 5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所(株) 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール 製60%)、歩行補助ステッキ40% 引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	(株)エディオン法人 営業部中四国支店	エディオン店頭価格より家電製 品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	広島市安佐北区落合南 3-2-12 エディオン高陽店2F	(082)834-8061
保険	アリコジャパン 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中	9:00~18:00 (平日)	土・日・祝日	広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル9F	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	(株)サカイ引越センタ	通常価格より15%割引	年中無休(但し 11~13は休み)		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生サービス(中小企業向け)	(株)福利厚生俱楽部 中国(中国電力グループ会社)	入会金(一法人)31,500円→無料、 月会費1,050円/人 サービス内容(一例)全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設:約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の宿:1泊2,500円/人補助◆パックツア:10%OFF、◆フィットネス:1回500円~、◆映画:1,300円等	9:00~18:00 (平日)		広島市中区国泰寺町1-3-22 E R E 国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタ コーポレーション	特別価格	サービスにつ いては24時間 365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 (代)担当:桑田昭正

広島県薬剤師会会員証(会員カード)について

- 新規受付は平成21年8月末をもって終了しました。
- 継続の方は引き続きご利用いただけます。
- ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。



広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。
是非ご利用ください。

【割引の対象となる展覧会】

・特別展（新県美展は除く）

「広島が生んだデザイン界の巨匠 榮久庵憲司の世界展」
会 期：平成26年11月18日（火）～平成26年12月23日（火・祝）会期中無休
開館時間：午前9時～午後5時

※金曜日は午後7時まで、入場は閉館の30分前まで、11月18日は午前10時開場
入 場 料：一般 1,200円→1,000円／高・大学生 900円→700円／小・中学生以下無料

・HPAM（エイチパム）コレクション展（所蔵作品展）

「タブロー＆クラフト—秘密のヴィジョン」
会 期：平成26年9月18日（木）～平成27年1月12日（月・祝）
開館時間：午前9時～午後5時
※11月7日までの金曜日は午後8時まで、それ以降の金曜日は午後7時まで開館
入場は閉館の30分前まで
休 館 日：月曜日（特別展会期中及び祝日、振替休日は開館）
入 場 料：一般 510円→410円／大学生 310円→250円／高校生以下無料

「広島が生んだ芸術家たち—圓錦勝三・山路商・和高節二」

会 期：平成26年9月26日（金）～平成27年1月12日（月・祝）
開館時間：午前9時～午後5時
※11月7日までの金曜日は午後8時まで、それ以降の金曜日は午後7時まで開館
入場は閉館の30分前まで
休 館 日：月曜日（特別展会期中及び祝日、振替休日は開館）
入 場 料：一般 510円→410円／大学生 310円→250円／高校生以下無料

※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

〈問合わせ先〉

広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

TEL：(082) 221-6246

FAX：(082) 223-1444

ホームページ <http://www.hpam.jp/>

☆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：公益社団法人 広島県薬剤師会

◆ 県薬だより ◆



県薬より支部長への発簡

8月22日 地域・職域会長協議会（支部長・理事合同会議）の開催について（通知）（各支部長）

8月21日 平成26年度薬事功労者及び薬事厚労団体の知事表彰に係る被表賞候補者の推薦について（依頼）（各支部長）

9月1日 広島土砂災害への義援金について（依頼）
(各支部長)

9月2日 義援金振込用紙の送付について（各支部長）

9月16日 地域・職域会長協議会（支部長・理事合同会議）の開催時刻の変更について（通知）（各支部長）

9月25日 医療情報収集等事業平成25年年報の公表について（通知）（各支部長）

9月26日 地域・職域会長協議会（支部長・理事合同会議）次第について（通知）（各支部長）

9月26日 「薬と健康の週間」啓発資材等の送付について（各支部長）

9月26日 応需薬局リスト「FAXをご利用ください」の送付について（各支部長）

10月3日 薬剤師会認定基準薬局の平成26年度第3次認定について（依頼）（各支部長）

10月3日 広島県薬剤師会認定「基準薬局」の認定更新について（依頼）（各支部長）

10月7日 平成26・27年度地域・職域薬剤師会役員業務分担等について（依頼）（各支部長）

10月14日 平成27年度6年制薬学部学生の保険薬局実習の受入について（依頼）（各支部長）

◆平成26年7月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成26年7月17日（木）午後6時25分～8時20分
場 所：広島県薬剤師会館

出席者：前田会長、大塚・野村・村上・渡邊各副会長、豊見専務理事、青野・有村・井上・小林・谷川・豊見・中川・二川・政岡・松村各常務理事

欠席者：木平副会長、重森常務理事
議事要旨作製責任者：小林啓二

1. 報告事項

(1) 6月定例常務理事会議事要旨（別紙1）

(2) 諸通知

- ア. 来・発簡報告（別紙2）
- イ. 会務報告（〃3）
- ウ. 会員異動報告（〃4）

(3) 委員会等報告

（前田会長）

ア. 日本薬学会中国四国支部第1回役員会
6月21日（土）於 岡山大学薬学部

昨年の事業報告・会計報告があったと報告された。
イ. 第43回広島県薬剤師会定時総会
6月22日（日）

ウ. 広島原爆障害対策協議会定時評議員会
6月26日（木）於 広島原爆障害対策協議会
事業と収支の報告があったと報告された。

エ. 日本薬剤師会第83回定時総会

6月28日（土）・29日（日）於 ホテルイースト21
東京

児玉先生の執行体制での質疑応答、事業説明があった。最後に新執行部の紹介があったと報告された。

オ. 広島県健康福祉局医療政策課長来会
6月30日（月）

カ. 全体理事会
7月3日（木）

キ. 広島県薬務課今年度事業説明会
7月4日（金）

薬局を情報拠点とし、三原と呉の会営薬局を利用し、ヘモグロビンAlcの測定器を置いたり、いろいろな情報収集をするための研修会をする等事業計画の説明があったと報告された。

ク. 日薬賞等選考委員会
7月8日（火）於 ミヤケインダストリー

中四国ブロックからは、小林健治先生が選考されたと報告された。

ケ. 日本薬剤師会平成26年度第2回都道府県会長協議会（資料1）
7月9日（水）於 東京・日薬

県薬新会長8名の紹介があり、報告と協議事項があったと報告された。

コ. 平成26年度第3回新たな財政支援制度検討委員会
7月11日（金）於 県庁・北館

サ. 移転等に係る歯科医師会との打合せ
7月15日（火）於 広島県歯科医師会館

歯科医師会と共に、二葉の里の建設全般に関わる第3者評価を森保広島工大名誉教授に依頼することになり、荒川歯科医師会会长と打ち合せをしたと報告された。

シ. 第1回安佐薬剤師会理事会
7月16日（水）於 一味

(野村副会長)

ア. 「広島キッズシティ 2014」打合会

6月30日（月）

昨年同様に薬剤師体験学校として軟膏を作る擬似体験や、分包機を使うなどし、修了証を渡すこと、2日間の人員配置を決めたと報告された。

イ. 「薬草に親しむ会」打合会

7月2日（水）

加計方面で9月23日（祝・火）の予定。7月25日に下見に行くことが報告された。

ウ. 「マスコット・キャラクター」検討会（仮称）（資料2）

7月11日（金）

医師会と歯科医師会が製作しており、先の理事会で薬剤師会も作ることになり、検討会を開催した。一般公募を考えていると報告された。

エ. 地対協WG

7月15日（火）

広島県在宅支援薬剤師を作ることとし2日間研修会を行い、講義・演習をしてもらうことを考えている。講座内容の検討、日程調整を行うこととしたとの報告された。

(村上副会長)

ア. 広島県禁煙支援ネットワーク（記者会見）

6月23日（月）於 広島市役所

スマーケフリーのバッジを作りプレスに投げたところ、記者会見があるということで出かけたが中国新聞1社のみで、一方的に話して終了したと報告された。

イ. 第789回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会（資料21）

7月11日（金）於 支払基金広島支部

決算の発表があったと報告された。

(渡邊副会長)

ア. 第69回中国地方社会保険医療協議会広島部会

6月26日（木）於 中国四国厚生局

新規 医科4・歯科2・薬局7件

更新 医科5・歯科7・薬局6件であった。

同一名の施設でも、管轄の保健所が違えばよいということであった。

(豊見専務理事)

ア. HMネットに関する打合せ

6月5日（木）

加入している100件分の使用料を8月に引き落とす予定であったが、登録が面倒であるなど不都合が色々あり、ソフトを改良中であるので延期とした。研修会を7月～8月にかけて行い、9月使用料から引き落とす予定であると報告された。

イ. 広島テレビ取材

6月5日（木）

「テレビ派」の電子おくすり手帳の取材依頼があり、日本薬剤師会の電子おくすり手帳を紹介したと報告された。

ウ. 調剤基本料に係る処方せんの受付回数及び特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合についての報告のお願い（資料3）

当初は特例の薬局のみが報告することであったが、全ての薬局が対象となつたが、4月末の締め切りまでに、200件の未提出と間違が50件あるため通知があると報告された。

(青野常務理事)

ア. 広報委員会

6月23日（月）

7月号の原稿の最終チェックを行ったと報告された。

イ. 第40回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議（資料4）

6月24日（火）於 就実大学

中四国内の第1期実習の進捗状況、トラブル事例の報告があり、ほぼ順調に進んでいると報告があった。また、中央調整機構会議で、新コアカリキュラムに移行する時期に合わせて、現行のⅢ期制の受け入れからⅣ期制に変更する案があるとの報告がされた。

(有村常務理事)

ア. NPO法人広島県介護支援専門員第17回定期総会（資料5）

6月14日（土）於 広島県健康福祉センター

NPOから一般社団法人に移行の報告と、ケアマネの試験後の実習を一本化することが主な内容であったと報告された。

イ. 平成26年度第1回多職種連携推進ワーキングチーム・在宅ケア推進ワーキングチーム合同会議

6月19日（木）於 広島県健康福祉センター

地域ケア会議が行われようとしているが、うまくいっていない。特に、専門職に声をかけてもらえないことが多い、歯科医師、薬剤師が入らないのは問題であると指摘したと報告された。

(谷川常務理事)

ア. 新薬剤師研修会（資料6）

7月6日（日）

一部は木平先生、二部は吉田亜賀子先生を講師に迎えて開催した。

新薬剤師の参加は31名であったと報告された。

イ. 広報委員会

7月14日（月）

委員の交代があり、谷川チームに新しく、田邊・多森各理事が加わった。

今後、会議等に参加する場合は、依頼がなくとも原稿を提出するようにと依頼された。

【指導】

ア. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導

6月26日（木）於 広島合同庁舎（有村常務理事）書き込みが少ないということで1件返戻があったと報告された。

2. その他の委員会等報告事項（野村副会長）

（1）薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック講演

6月27日（金）於 三原薬剤師会館

（2）平成26年度第1回広島県治験等活性化検討会

6月30日（月）於 県庁・本館

（3）社会を明るくする運動広島県推進員会街頭広報活動

7月2日（水）

（4）平成26年度第1回広島県保険者協議会

7月7日（月）於 国保会館

（5）日本薬剤師会平成26年度病院診療所薬剤師研修会

7月12日（土）・13日（日）於 広島国際会議場

（6）支部等総会報告

ア. 広島佐伯支部総会

- 6月25日（水）於 ~食う~
 イ. 福山支部総会
 6月26日（木）於 まなびの館ローズコム
 ウ. 尾道支部総会
 7月5日（土）於 尾道国際ホテル

3. 審議事項

- (1) 平成26年度職域部会及び委員会等委員名簿（案）について（資料7）（野村副会長）
 ノ. 事業計画及び業務分担（案）について
 事業計画および業務分担をふまえて、それぞれ委員会のメンバーを確定していくこととした。
- (2) 薬剤師ビジョン構築委員会の設置について（資料8）（前田会長）
 薬剤師のニーズをふまえて、青薬・女性薬など若い人を中心に事業を進めていきたいので、構成メンバーや事業等を検討することになった。
- (3) キャラクター募集について（資料9）（野村副会長）
 一般公募をする際に賞金として5万円を支払うことが承認された。
- (4) 新聞広告について（資料9）（谷川常務理事）
 掲載日：8月6日（水）中国新聞朝刊
 会員向けにFAX一斉同報後、HPへの掲載と共に新聞広告を出すことが承認された。
- (5) 吳支部在宅医療推進事業に係る補助金申請について（資料10）（村上副会長）
 無菌製剤機器費の半額しか県薬は負担できないので、再度見積書申請書を提出してもらうこととされた。
- (6) 第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への協力について（資料11）（谷川常務理事）
 期 間：11月8日（土）・9日（日）
 場 所：広島国際会議場
 施設紹介と合わせて、JPALSの紹介コーナーも応募することとされた。
- (7) 教育研修会の案内について（資料12）（野村副会長）
 日 時：7月27日（日）12時30分～16時30分
 場 所：パルメイト出雲
 研修会カレンダーに登録するのみとされた。
- (8) 平成26年度赤十字血液シンポジウムの参加及び周知について（資料13）（野村副会長）
 日 時：8月2日（土）13時30分～18時
 場 所：広島大学 広仁会館
 谷川常務理事出席、会員への一斉同報をするとされた。
- (9) 広島県緩和ケア支援センター平成26年度緩和ケアフォローアップ研修会の参加及び周知について（資料14）（野村副会長）
 日 時：10月19日（日）9時30分～17時
 場 所：県立広島病院中央棟
 緩和ケア研修の受講者に案内をすることとされた。
- (10) 平成26年度薬物関連問題相談研修及び生徒指導担当教員・養護教諭等薬物関連問題研修会の参加について（資料15）（野村副会長）
 期 日：別紙のとおり 3日
 場 所：別紙のとおり 2会場
 薬事情報センター永野さんに参加依頼をすることとされた。
- (11) NPO法人医療教育研究所 薬剤師生涯研修プログ

- ラム・e-ラーニングについて（村上副会長）
 会誌に封入することが承認された。
- (12) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）
 ア. 平成26年度老人保健福祉月間について（資料16）（野村副会長）
 期 間：9月1日（月）～9月30日（火）
 承認することとされた。
- イ. 健康サポートフェア2014の後援名義使用について（資料17）（野村副会長）
 期 間：9月20日（土）・21日（日）
 会 場：広島グリーンアリーナ大アリーナ・中会議室
 主 催：中国新聞社
 特別協賛：ハーティウォンツ
 否承認とされた。

4. その他

- (1) 次回常務理事会の開催について（野村副会長）
 8月21日（木）午後6時～（議事要旨作製責任者【予定】重森友幸常務理事）
- (2) 2014年度広島国際大学健康フェアの後援名義使用について（資料18）（野村副会長）
 日 時：7月13日（日）12時～18時
 場 所：紙屋町シャレオ中央広場
 （承諾済み）
- (3) 在宅緩和ケア講演会開催に係る後援について（資料19）（野村副会長）
 日 時：9月20日（土）14時～16時
 場 所：広島国際会議場
 （承諾済み）
- (4) 市民公開講座Neurosurgery Update in Hiroshima 脳に関する市民公開講座「正しく学ぼう！脳のしくみ」チラシについて（資料20）（野村副会長）
 日 時：8月10日（日）14時～16時30分
 場 所：広島国際会議場

◆平成26年8月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成26年8月21日（木）午後6時30分～9時25分
 場 所：広島県薬剤師会館
 出席者：前田会長、大塚・野村・村上・渡邊各副会長、豊見専務理事、青野・有村・井上・小林・重森・谷川・豊見・中川・二川・政岡・松村各常務理事
 欠席者：木平副会長
 議事要旨作製責任者：重森友幸

1. 報告事項

- (1) 7月定例常務理事会議事要旨（別紙1）
 (2) 諸通知
 ア. 来・発簡報告（別紙2）
 イ. 会務報告（〃3）
 ウ. 会員異動報告（〃4）
 (3) 委員会等報告
 (前田会長)
 ア. 平成26年度広島県薬物乱用対策推進本部会議
 7月18日（金）於 KKRホテル広島
 本部長の湯崎知事が所用で欠席の為、笠松局長が司会進行をされた。
 脱法ドラッグから危険ドラッグと名称を改められ

- る数日前に開催された会議であったが、事犯多発の要因の一つに名称の問題があると意見を述べた。薬乱協東部からは、村上副会長が広島県東部の現状と課題について話されたと報告された。
- イ. 平成26年度広島県四師会役員連絡協議会
7月18日（金）於 ANAクラウンプラザホテル広島
- ウ. 広島県青年薬剤師会第28回通常総会
7月27日（土）於 広島県薬剤師会館
研修会前に総会が開催され、挨拶をしたと報告された。
- エ. 厚生労働省来会「ジェネリック医薬品安心使用促進セミナー」協力依頼
7月29日（火）
11月に開催予定のセミナーについて協力依頼で来会された。村上副会長も同席し、段取り等について説明を受けたと報告された。
- オ. 「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度（新基金）」にかかる都道府県個別ヒアリング
8月4日（月）於 厚生労働省
県医師会、県歯科医師会、行政の方々と新基金についてのお願いをしたと報告された。
- カ. 広島市原爆死没者慰靈式並びに平和祈念式
8月6日（水）於 平和記念公園
例年の式典は暑い中での参列であるが、今年は大雨の中での参列となったと報告された。
- キ. 平成26年度第1回広島県地域保健対策協議会定例理事会
8月7日（木）於 メルパルク広島
渡邊副会長より報告される。
- ク. 広島県女性薬剤師会総会
8月10日（日）於 広島県薬剤師会館
台風接近で開催に不安もあったが、台風一過で無事開催され、挨拶をしたと報告された。
- ケ. 中四薬学会kickoff meeting
8月20日（水）於 並木の離れ いちえ
本会からは大塚・村上・渡邊各副会長と共に出席。大学側の参加者、近畿ツーリストのスタッフ等で支部大会の話し合いが持たれたと報告された。
- コ. 広島県歯科医師会との打合せ（資料1）
歯科医師会様より、建設マネジメントもされている、森保洋之 広島工業大学名誉教授をご紹介をいただき、今後の歯科医師会館・薬剤師会館の計画設計、施工等についての資料を提供された。その中で、今年の5月に佐賀県歯科医師会館建設の整備方針が出されたものを参考に、整備方針案・プロポーザル説明書案を、次回開催される会館建設特別委員会で資料として整理したものを準備することとする。建設計画の基本を考えていく中で、2億プラスαの基金をお願いすることの内容として、在宅医療薬剤師支援センター、地域包括ケア、多職種共同事業を盛り込み、それらを具体化することを前提に、平成26年から平成28年の3年にわたりて企画書を作成しなければならないが、このことを整備方針の中の一部に盛り込んでいきたいと報告された。
- （大塚副会長）
ア. 認定基準薬局制度運営協議会
7月30日（水）

- 新しい基準薬局制度の要綱の検討がされていると報告された。
- イ. ひろしま医療関連産業クラスター推進会議第2回専門委員会
8月20日（水）於 県庁・北館
学識経験者並びに、企業、三師会等が集まり開催された。広島発の医療器具・健康器具を作っているという計画について、昨年度も紹介された健康腰椎ベルトの改良されたもの、転倒防止用の靴下、骨盤ベルト等、東京都のアンテナショップの店頭での紹介もされると報告された。
- （野村副会長）
ア. 「薬草に親しむ会」下見（資料2）
7月25日（金）於 山県郡安芸太田町役場周辺
開催場所は、戸河内ふれあいセンター周辺で決定となり、吉野先生と下見をしたと報告された。
- イ. 「子育て応援団すこやか2014」第2回サポートゾーン調整会議（資料3）
7月30日（水）於 広島テレビ
四師会からもそれぞれ意見を出し合い、反省会を兼ねた会議となった。医師会からは、もみじ医・はっぱくんといった、ゆるキャラが子供たちに好評だったようで、来年またもう一人増えると聞いているので、次回はアンパンマンショーのようなステージショーを開催できればといった提案もされた。薬剤師会からは、サポートゾーンの趣旨に沿うよう、お薬相談をメインにできればと考えるが、相談件数も少ないといったことから、今後、内容についての見直し等、検討していくと報告された。
- ウ. 広島キッズシティ
8月2日（土）・8月3日（日）於 西区・観音マリーナホップ
子供たちに、薬局で働く薬剤師の仕事を知つもらうために、職業体験ということで、軟膏に見立てた二色の工作のりを使っての秤量混合や、ラムネを使っての錠剤の分包等の体験をしてもらった。当初、両日共に50名～60名の参加を見込んでいたが、一日目は75名、二日目は106名の参加があり、盛況であったと報告された。
- エ. 広島県薬剤師会「地対協WG」
8月6日（水）
薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業の取り組みとして、まず、広島県の在宅支援薬剤師の養成ということで、研修の具体的な講義内容・講師について検討している。また、「健康づくり支援薬局」モデル事業の実施ということで、他職種連携窓口を地域薬剤師会に設置し、他職種を対象とした薬に関する研修会の実施。会営薬局に自己血糖測定器を用いた健康相談窓口を設置し、地域住民の糖尿病の早期発見・治療の推進について話し合われたと報告された。
- （村上副会長）
ア. 平成26年度広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会
7月18日（金）於 ANAクラウンプラザホテル広島
医師会からは、HMネット上での他職種のための在宅医療、介護支援の情報共有システムの推進についての説明。薬剤師会からは、お薬手帳の活用について、診療、看護の立場からも手帳の提示を

求めてもらいたいとの要望。また、薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点薬局モデル事業について説明し、なかでも「HbA1c」の測定についての取り組みについては、医療職の理解も必要となり、今後は地域医師会の協力もお願いすることとなるため、報告方々、連絡をした。さらに、医師会からリフィル処方せんへの整備事業ではないかと危惧している旨の発言があったと報告された。

イ. 薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業(資料4)
 検討会: 7月22日(火)
 打合会: 8月6日(水)
 先に、地対協WGの報告ということで説明がありました。広島県在宅支援薬剤師の養成のための研修会の実施についても、実施事業として計画の中に取り組み並行して推進していくこととなり、育成プログラム・マニュアル等の作成についても、地対協WGに委託する形で意見を聞き策定していく。資料の業務設計書にあるとおり、509万の予算のうち、200万ぐらいをそれらに使っていくこととなり、現段階では呉支部からは予算が提出され、三原支部でも予算作成中で、県の事業仕様書の作成準備をしていると報告された。

ウ. 第790回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会
 8月8日(金)於 支払基金広島支部
 毎年行われる、診療報酬の支払い状況や問題点について話し合われ、問題点については、支払基金全国的に審査、支払いについての統一化。支部間での差があるのではないかといった点。また、審査をする委員によつても違つてくることなどが報告された。

エ. 平成26年度薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師会研修会
 講 師: 東京薬科大学 薬学部 医療薬物薬学科教授 安田一郎先生
 (西部) 平成27年2月7日(土) 午後6時~8時
 於 広島県薬剤師会館
 (東部) 平成27年2月8日(日) 午前10時~正午
 於 まなびの館ローズコム
 従来、パレアモア広島との共催で行ってきた合同研修会であるが、今年度は、危険ドラッグ等の問題もあることから、東京薬科大学 薬学部 医療薬物薬学科教授 安田一郎先生に講師をお願いして、会場の都合から西部・東部それぞれ、記載の日時で開催することに決まったと報告された。

(渡邊副会長)

キ. 平成26年度第1回広島県地域保健対策協議会定例理事会
 8月7日(木)於 メルパルク広島
 平成25年度の総括があり、平成26年度は昨年度の弱かったところを重点的に取り組んでいくことが報告された。

ア. 第70回中国地方社会保険医療協議会広島部会
 7月29日(火)於 中国四国厚生局
 新規は12件で、医科が4件、歯科が4件、薬局が4件であった。更新は27件で、医科が7件、歯科が9件、薬局が11件で、特に問題がある医療機関はなかったと報告された。

イ. 第16回中国地方社会保険医療協議会総会
 8月4日(月)於 広島高等検察庁
 2件の医療機関について、保健医療施設の取り消

し等の経緯が報告された。

ウ. 「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」役員会
 8月20日(水)於 広島医師会館

1月に「在宅医療・介護サービス～やっぱり家(ここ)がいい～」をテーマに「がん認知症時代の生き方」と題して、長尾クリニック院長 長尾和宏先生の講演をされ、引き続き、次回は中国新聞の会場で開催を予定されている。テーマは、広島県介護福祉士会の案として「どこで暮らしても最後まで自分らしく～病気と共にあなたも私も～」と題し、来年の1月か2月に開催を予定されていると報告された。

(井上・谷川各常務理事)

ア. 平成26年度赤十字血液シンポジウム

8月2日(土)於 広島大学・広仁会館

西日本ブロックの血液センターができたということで、広島県は肝炎と肝臓癌での死亡率が高いということで、県薬務課の協賛で開催された。研修会は3部構成で「C型慢性肝炎の最新の治療法」、「B型肝炎に対する最新の治療」、「肝炎ウイルスに由来する肝癌の疫学と治療」のテーマで行われた。第1部では、インターフェロン、プロテアーゼ阻害剤を併用した治療法について。また、ガイドラインも新しくなり、インターフェロンを用いないC型慢性肝炎の治療法について。第2部では、インターフェロンによるB型肝炎の治療、核酸アナログによるB型肝炎の治療について説明があった。2014年3月にテノホビルHIV治療薬が、B型肝炎治療に使えることになり、保険承認されたことに伴い、5月から助成金制度が開始された。血液センターからの情報提供として、輸血用血液製剤の安全対策-スクリーニング検査のさらなる充実-ということで2014年8月からNATの個別化を図るとの説明がされた。第3部では、肝炎ウイルスに由来する肝癌の疫学と治療ということで、広島大学大段秀樹教授を座長に迎え、肝炎ウイルス感染の疫学について、肝癌患者の長期予後の改善を目指した集学的治療について講演があった。最後に広島県薬務課 海嶋課長より、広島県は肝炎、肝癌の患者が多く、県でも肝炎ウイルス検査の推奨事業を行っている。日本の肝炎対策は世界でも進んだ状況であると紹介された。

研修会には、計204名(内、薬剤師61名)で、多くの薬剤師の参加があったと報告された。

(谷川常務理事)

ア. 中国新聞広告社来会

7月22日(火)

昨年、3.11に併せ、単発で中国新聞の安心安全キャンペーンに協賛した形で、広告に薬剤師会の名称を掲載。また、8月6日には薬草に親しむ会と、県民公開講座の広告を単発で掲載している。今回は、来年が原爆投下から70年ということで、中国新聞でもキャンペーンをすることから、掲載協力依頼で来会された。5回目になるが、具体的な掲載日や内容については未定であると報告された。

イ. 広報委員会

8月1日(金)・20日(水)

会誌については、公益社団法人になって正式なスタートになったので、サイズはA4版になり、表紙の吉本先生の植物の写真は引き続きお願いし掲

載すると報告された。内容については、常務理事会の議事要旨について、これまで修正をせず、多少の誤字脱字についてそのままの文面を掲載していたが、新しい編集委員からの意見もあり、今後は内容についても修正をすることになったため、発言者は各自、議事要旨の内容について確認をしてもらうようお願いをされた。もう一点は、行政だよりの原稿入稿時期の問題があるので、会誌編集委員に入っていただく方向で、薬務課にも相談をしたいと報告された。

(石原事務局長)

ア. 平成26年度北方領土返還要求運動広島県民会議総会(資料5)

7月28日(月)於 メルパルク広島

前田会長の代理で出席した。構成団体38団体中、33団体の出席であり、残り5団体は委任状を出され会議が開催された。林県議会議長より会長挨拶があり、平成25年度事業実績及び決算、平成26年度事業計画及び予算について、事務局より説明があり、全会一致で承認を得た。続いて、報告事項として、資料に列記されている3つの事項について事務局より説明報告があり承認された。その他の最近の動きについては、ウクライナ情勢についても触れられ、先の見えない状況であるとの話もされ、閉会したと報告された。

【指導】

ア. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導

7月30日(水)於 広島合同庁舎(豊見専務理事、青野常務理事)

指導薬剤師が山田先生から、蛭子田先生に代わられたと報告された。

イ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導

7月31日(木)於 広島合同庁舎(村上副会長)

ウ. 集団指導

8月17日(日)於 広島市東区民文化センター

エ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導

8月20日(水)於 広島合同庁舎(松村・重森各常務理事)

2件の立ち合いをした。

1件は管理薬剤師が病気とのことで、厚生局へ委任状が送付され、代理として非常勤薬剤師が出席。厚生局から当該薬局へ電話され、勤務が確認されたことから、今回指導中止となった。

他1件、2回目の指導は、薬学的管理に基づいた疑義照会が記載されていないこと。ハイリスク薬調剤時の確認事項及び説明の記載がないこと。残薬の確認の上どのようにしたかの説明がないことが指摘された。

オ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導

8月21日(木)於 広島合同庁舎(中川常務理事)

2. その他の委員会等報告事項(野村副会長)

(1) 認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ

「第42回薬剤師のためのワークショップ中国・四国in岡山」

7月20日(日)・21日(月)於 就実大学

(2) 平成26年度広島県合同輸血療法委員会

7月26日(土)於 国保会館

木平副会長が出席されたが、本日の常務理事会はご欠席のため報告なし。

(3) 平成26年度ヒロシマ薬剤師研修会

7月27日(日)於 廣仁会館

木平副会長が出席されたが、本日の常務理事会はご欠席のため報告なし。

詳細については、広島大学薬学部 松尾先生が県薬会誌9月号で報告されているので、確認していただくよう報告された。

3. 審議事項

(1) 8月19日からの大雨による被害状況の報告と対応について(資料6)(村上副会長)

(今日現在の対応としては、FAX一斉同報で各薬局の被害状況を確認し8件の被害状況の報告があった。安佐支部長へ避難場所への出動等についての確認をしたところ、安佐支部でも本日、緊急理事会が開かれることとなり、今後は、医師会とも足並みを揃え行動することになるとの協議をしたとの報告があった。)

今後の薬剤師会としての対応について、今回被害の大きかった安佐地区の薬局については主に安佐支部で被害調査をされるが、安佐以外の薬局についても会員以外の従業員を含め、FAX一斉同報で被害状況について調べることとされた。避難場所等へのボランティア活動については、今後、安佐支部等と協議をしながら、隨時決定することとされた。

(2) 平成26年度職域部会及び委員会等委員名簿(案)事業計画及び業務分担(案)及びについて

(3) 理事会の開催について(野村副会長)

開催日:未定

正・副会長会議を9月3日(水)19:00~開催することとし、平成26年度業務分担について、職域部会お及び委員会等委員との整合性も検討しつつ、決まり次第、理事の先生方に提出し書面表決をすることで決定された。

(4) 地域・職域会長協議会(支部長・理事合同会議)の開催について(野村副会長)

・平成24年9月29日(土)開催

・平成25年11月16日(土)開催

開催日:平成26年9月27日(土)15:00~

上記の日時で開催すると決定された。

(5) 第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への参加及び分担について(資料8)(谷川常務理事)

事前登録:8,000円

期間:11月8日(土)・9日(日)

場所:広島国際会議場

出席役員は全員参加していただくことで決定した。

事前に、病薬より、薬学会での薬学生リクルート企画の依頼がきており、口頭発表279、ポスター103、ポスター発表については、約50演題ずつ土日に分けて行うことになっている。提案どおり、主担当を野村副会長にお願いすることで決定された。JPALS告知展示についてもブースを確保してもらうようお願いしており、企画書については豊見敦

- 常務理事が作成している。JPALS展示については、委員会を設置し、実施していく。当日は、数名のお手伝いをお願いする。座長は豊見敦・井上各常務理事が担当することが決定された。
- (6) 第31回広島県薬事衛生大会実行委員会の推薦について (資料9) (野村副会長)
推薦者数: 4名
締切: 8月27日 (水)
昨年同様、野村・大塚・渡邊各副会長、中川常務理事を推薦することに決定された。
- (7) 第12回「ジェネリック医薬品安心使用促進セミナー」に対する後援名義使用並びに講演者の派遣の承認と関係各所への周知の依頼について (資料10) (野村副会長・村上副会長)
日 時: 11月16日 (日)
場 所: 広島市内で検討中
主 催: 厚生労働省、(一般社)日本ジェネリック医薬品学会、広島県
薬局の講演者については候補者を推薦いただくよう依頼済み。後援の名義使用については了承すると決定された。
- (8) 「中国新聞社被爆70周年プロジェクト」について (資料11) (谷川常務理事)
広告として、広島県薬剤師会の名称を掲載することを了承された。
- (9) リカバリーパレード「回復の祭典」inヒロシマへの参加について (野村副会長)
日 時: 9月21日 (日) 午後1時~
パレードコース: ハノーバー庭園集合広島国際会議場
【広島商工会議所ビル南側→相生通り→紙屋町→八丁堀→金座街→本通り→ハノーバー庭園】
参加は自由とされた。
- (10) 公益法人及び一般法人に係る研修会の開催について (資料12) (野村副会長)
日 時: 9月29日 (月) 午前10時~午後4時
場 所: 県庁・自治会館
二川常務理事に出席していただくことに決定された。
- (11) 「がん検診へ行こうよ」inマツダスタジアム2014への参加について (資料20) (大塚副会長)
日 時: 9月11日 (木) (開門: 午前3時~ 試合開始: 6時~)
場 所: マツダスタジアム
松村・中川・井上各常務理事に参加していただくことに決定された。
- (12) 後援、助成及び協力依頼等について (野村副会長)
ア. 広島県立美術館特別展「広島が生んだデザイン界の巨匠榮久庵憲司の世界展」へのご協力について (資料13)
協賛はしないことで決定された。
- イ. 「中国新聞 市民公開講座」に関する後援名義の使用について (資料14)
日 時: 10月11日 (日) 午後2時~4時
場 所: 中国新聞ホール
(毎年・承諾)
今年度も承諾することに決定された。

4. その他

- (1) 次回常務理事会の開催について (野村副会長)
9月18日 (木) 午後6時~ (議事要旨作製責任者【予定】谷川常務理事)
- (2) 広島県医師会情報委員会委員及び情報委員会「ひろしま医療情報ネットワーク」運営WG委員の推薦について (資料15) (野村副会長)
推薦者豊見雅文専務理事にお願いすると決定された。
- (3) 広島県医療審議会委員の推薦について (資料16) (野村副会長)
推薦者: 松村智子常務理事にお願いすると決定された。
- (4) マスコットキャラクターイラスト募集の経過報告について (野村副会長)
郵 送: 18件 23体
メ リ: 5件 5体
募集の締め切り日を9月10日まで延長し、検討会後、9月の常務理事会で報告することと決定された。
- (5) Global DRO JAPAN推進・活用「リーフレットデータ」について (資料17) (野村副会長)
使用する場合、事前にJADAへ使用許可申請が必要 (枚数カウント)
【事務局まで連絡ください】
- (6) 「オレンジリング・イベント」の後援について (資料18) (野村副会長)
日 時: 9月18日 (木) 午後1時~ 4時
場 所: 県民文化センターふくやま
後援については承諾済みとされた。
- (7) 「けんみん文化祭ひろしま'14邦楽・日本舞踊の祭典」のチラシについて (資料19)
日 時: 9月14日 (日) 午前10時~ (野村副会長)
場 所: 三原市芸術文化センターポポロ
上記の日程で開催されると紹介された。

◆平成26年9月定例常務理事会議事要旨

日 時: 平成26年9月18日 (木) 午後6時30分~ 8時55分
場 所: 広島県薬剤師会館
出席者: 前田会長、木平・野村・村上・渡邊各副会長、豊見専務理事、青野・有村・井上・小林・谷川・豊見・中川・二川・政岡・松村各常務理事
欠席者: 大塚副会長、重森常務理事
議事要旨作製責任者: 谷川正之

1. 報告事項

- (1) 8月定例常務理事会議事要旨 (別紙1)
(2) 諸通知
ア. 来・発簡報告 (別紙2)
イ. 会務報告 (〃3)
ウ. 会員異動報告 (〃4)
(3) 委員会等報告
(前田会長)
ア. 移転に係るCM業務
8月25日 (月) 於 広島県歯科医師会
“CM業務”というのと、建設に関わる事という意味合いで、野村副会長、石原事務局長と三人で打合せに行き、立体的な模型を見ながら、医師会・

歯科医師会・薬剤師会の建ち位置を見ながら説明を聞いた。9月27日（土）開催の支部長・理事合同会議の後、建築・都市計画に詳しい森保先生から説明を受けることになっていると報告された。

イ. 広島県医師協同組合来会

8月27日（水）

県医師会 温泉川先生と事務局長が来会され、薬剤師さんも医師協同組合の中に入って一緒にいませんかとお説明を受けた。すぐに、どうこうという事ではないが、今後、考えていきたいと思っていると報告された。

ウ. 正・副会長会議

8月29日（金）

薬務課海嶋課長と薬事グループ岡田氏が来会され、新基金事業の第一段階として雑駁な金額を打合せたと報告された。

9月3日（水）

役割分担について打合せをしたと報告された。

エ. 広島県歯科医師会移転に係る委員会

8月30日（土）於 広島県歯科医師会館

野村副会長、豊見専務理事と三人で、歯科医師会移転に係る委員会に、広島工業大学名誉教授の森保先生が歯科医師会でお話しされるということで、オブザーバーとして出席させていただいたと報告された。

オ. 在宅医療を推進するための薬局の体制整備と薬剤師の資質向上事業に係る薬務課との打合会

9月3日（水）（資料1）

例の基金904億円に対し、全国の都道府県、各団体、主に三師会が中心となり、補助金の申請という形式を取り、その事業の表看板に“在宅医療推進”ということで、薬局の体制整備、薬剤師の資質向上事業を掲げている。事業の区分を1・2・3と分けており、薬剤師会は2・3に当たる。計画の期間を平成26年～28年の3カ年で事業計画を立てているが、計画額は、基金の約2億円+α調整中で明記はしていないが、後程、豊見専務理事から説明をさせていただく。話が進む中で、建物は2分の1になったり、施設整備は3割、30%と下がるということが後になって分かったという経緯があり、比率を若干変えようかと薬務課と打合せている。事業に割り振ったものを又後程、説明させていただく。また、薬剤師の資質向上事業ということの中に、資料で在宅支援薬剤師専門研修、在宅医療薬剤師支援センターの設置、在宅患者の残薬に関する調査事業、e-お薬手帳・HMネット普及・促進事業というように、事業の主な内容を目的を書いている。2番目の在宅医療薬剤師支援センターの設置というのが一番大きなユニットになっており、在宅薬局に関する相談窓口業務での薬剤師服薬管理業務研修会の開催、在宅支援モバイルファーマシーの導入、未就業薬剤師の就業支援事業とい事業体系を組んでいる。その中で、計画の必要性、効率性、有効性、これまでの検討状況という段階を追って、県薬から薬務課へ、薬務課から県に情報提供をしていくことになっている。今、進んでいるのは、基本的に在宅を中心として、薬剤師がこれからどう関わるかということ事業を盛り込むことが大切であるので、こういう事が進んでいるということを承知して欲しいと報告

された。次に、26～28年の3つの図が描いてあるが、主な事業計画のタイムスケジュールであり、会館のプロポーザルも、歯科医師会の流れと併せて組んでるので、後程、説明すると報告され、今後は、各副会長、専務理事が中心となって進めさせていただき、本格的に動き出すのは27年度からであり、会館建設も28年度には終了したいと考えているので、ご理解をいただきたいと報告された。

カ. 全国健康保険協会広島支部支部長来会

9月9日（火）

支部長の向井様が来られ、いわゆるビッグデータというものを活用してみたいということがあった。これは、『ヘルスケア通信簿』というものを各企業体に応じて作っており、その企業体の健康増進を今後、どのようにしていかなければいけないかということで、例えば、向精神薬の調剤状況等（銘柄・日数・ジェネリック等）が出ており、薬剤師会にも見て欲しいということがあったと報告された。

キ. 広島県健康福祉局健康対策課来会

9月11日（木）

難病患者さんの災害時における取り扱いの取り決めについて、課長が来会され、岡山県では既に取り決めがあようだが、広島県にはまだないため、検討していかなければならぬと説明に来られたと報告された。

（木平副会長）

ア. 地対協WG

9月8日（月）

12月に研修会を2回に渡って開催するその内容に協議している。薬剤師を中心にグループディスカッションをする中に多職種を入れて、6グループ位を編成するように検討している。今後は、テーマを決め、案内を出すように準備を進めていると報告された。

イ. 業務分担③担当理事打合会（資料2）

9月17日（水）

9月25日に医薬品関連施設（日赤血液センター）の見学ということを企画しており、都合がつく方は、参加して欲しい。また、実習受入に関する新しいカリキュラムで、指導薬剤師の育成、特に3年後、学生が増える時期に当たると、指導薬剤師の更新時期が重なり、まだ決まっていない部分が沢山あるが、決定次第、ワークショップやビデオ講習等、早急に対応しなければならないと報告された。その他として、大学との事業関連を引き続き協力していくことが併せて報告された。

（野村副会長）

ア. 「業務分担①（県民の福祉・医療・保健衛生向上のための活動）担当役員打合会（資料3）

9月5日（金）

平成26年度の事業計画について、確認・検討を行った。今後は、委員会ベースで検討していくのが筋であろうかと思われるため、各委員会に事業計画の項目を当てはめた。県民公開講座・禁煙支援アドバイザー講習会等も未だ決まっていないこともあるため、引き続き早急に検討する。また、今年度より、ドーピング防止活動推進員に、新しく薬事情報センターに採用された永野利香さんに加わっていただき、その他各項目については資料のとおりであると報告された。

イ. キャラクター・マスコット検討会（選考）（資料4）

9月11日（木）

応募総数：268体（郵送133体・メール135体）

類似デザイン、ネーミング（例えば、鹿（シカ）→歯科を連想する。医師会のキャラクター“もみじ医”→体全体的が“もみじ”的デザインはNGとした。）、着ぐるみ作製に不向きなものが選考から外された理由であることが説明され、最終的残った6案を提示し、採決が採られ決定となった。今後は、商標登録も含め検討していくと報告され、着ぐるみ作製を進めると報告された。谷川常務理事より、千田町の発明協会で商標登録に関する無料相談会が開催されているので、商標登録等の手続きも併せて事務局で進めていきたいと補足説明があった。

ウ. 第31回広島県薬事衛生大会実行委員会

9月11日（木）

特別講演には、広島国際大学の神田博史先生に講師をしていただくこととなり、大会委員長には前田会長、実行委員長に野村副会長、実行委員に大塚副会長、渡邊副会長、中川常務理事にお願いすることとなったと報告された。

（村上副会長）

ア. 災害対策委員会

8月22日（金）

8月27日（水）

9月4日（木）

前回の常務理事会までは、特に活動する予定はなかったが、8月22日に災害対策委員会を立ち上げた。8月23日（土）に、前田会長、青野常務理事、竹本理事と私の4名で現地視察に行き、状況等を確認した。8月26日（火）に、公衆衛生DMATで薬務課より薬剤師の派遣依頼があり、本格的に支援活動を行った。局地的被害のため、神戸や東北のような状況とは異なるが、避難所に避難されている方へ延べ159名の薬剤師の方が、可部小学校と梅林小学校で支援活動をしていただいた。支援状況確認・報告・検討と撤収作業について、8月27日と9月4日にも会議を行った。県薬HPでの情報共有等の在り方、フェイスブック等の活用についても今後、検討していきたいと報告された。

イ. 平成26年度抗HIV薬服薬指導研修会

9月7日（日）参加者数66名

この研修は認定研修であるので、病院薬剤師会との共催で開催した。講師に花井十伍さんに来ていただき、病薬の方も多数参加された。病薬との共同研修会ということで、愛媛、前回は大阪からも出席させて欲しいと、県外からの出席者があったと報告された。

ウ. 業務分担④担当役員打合会

9月9日（火）

事業計画と分担表に基づいて確認をした。認定基準薬局制度、一般用医薬品適正使用関連については、業務分担④の柱になる事業であり、高度管理医療機器継続研修については、11月30日に午前・午後と2回、研修会を開催することが決まった。がん検診サポート薬剤師の認定研修会は3カ所で開催し、福山会場は12月4日（木）、呉会場は12月13日（土）、広島会場は1月下旬に開催予定していると報告された。

エ. 第791回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会

（資料5）

9月12日（金）於 支払基金広島支部

ビックデーターの活用について、秘密取り扱いでもいいので、向精神薬の多重受診というものがチェックできるよう用いることが出来るのであればいいと思うと報告された。

オ. 第43回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ

（薬学教育者ワークショップ）中国・四国in福山

9月14日（日）・15日（月）於 福山大学

全体で59名の参加者があり、広島県からは15名の方が参加され、指導薬剤師に養成されたと報告された。

（渡邊副会長）

ア. 第71回中国地方社会保険医療協議会広島部会

8月26日（火）於 中国四国厚生局

保険医療機関指定審査として、医科が新規2件・更新13件、歯科が新規6件・更新2件、薬局が新規5件・更新10件の審査があり、保険薬局のところで、ポイント云々というのがあったが、新規申請なので、一応認めたという経緯があった。また、今回の災害では、8月26日現在、8軒の保険薬局に被害が出たという報告があり、一部処方箋が被害に遭い破損や紛失ということがあったようだ。処方箋の再発行は原則出来ないことから、中・四国厚生局としては、月を跨いだり2・3ヶ月遅れても申し出てもらわない限り対応できないし、何らかの対応は検討するので申し出て欲しいということがあった。今後も、何らかの災害時には、対応を検討していかないといけないことを確認したと報告された。また、全国局長会議においても、ポイント付与について取り上げられたということで、26年度中には正式に何らかの回答が出るということがあったと併せて報告された。

（豊見専務理事）

ア. HMネットについて

先程、会長の話に出ていたことに関連するが、（資料1）予算の積算について大雑把ではあるが、会館建設等に関連している部分もあるため、見直し・検討していかなければならないこともありますと補足報告された。HMネットについても、福山地区・佐伯地区・廿日市地区でモデル地区として、既に100軒程度の薬局で整備が整いスタートしている。ソフトについても改修し、使いやすく速くなっている、バージョンアップの問題にも対応できる。医師会では、薬局1,000軒分の予算を新基金に計上しており、予算が通れば大事業になり大変だが、全県下でHMネットが構築できると報告された。また、前田会長より、HMネットについては、医師会で予算計上されており、県薬で申請している2億円の中には入っていない。それは、医師会と調整してある。大変な事業ではあるが、協力してやっていこうと補足説明があった。

（青野常務理事）

ア. 広報委員会

9月4日（木）

11月号の原稿依頼先を決めたと報告された。

（有村常務理事）

ア. 平成26年度「ケア・サポート」講習会

9月2日（火）於 社会福祉法人ちとせ会特別養

護老人ホーム百楽荘

介護労働安定センターの依頼で、3年前から継続してやっておりますが、50名で2時間講習をして欲しいということで講師をしたと報告された。

イ. 介護労働安定センター平成26年度介護労働講習・短期専門講習

「すぐに役立つ！介護職のための薬の知識」

9月9日（火）於 県立総合体育館

ア. と同様の依頼で、在宅・介護における薬剤師の活用と薬の副作用でADLとかQOLが下がっていることがあるので注意の仕方等、この講習は3時間、講師をしたと報告された。

（二川常務理事）

ア. 公益社団法人定款及び諸規程検討委員会

9月16日（火）

何日までに仕上げるというのは難しいが、全規程について見直しをしていくと報告された。野村副会長より、給与規定等はそのままで、問題があれば隨時対応してき、最終的には理事会で承認を受けると補足説明された。

（松村常務理事）

ア. ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会

8月22日（金）於 本通ドムス

5月に開催された「ピンクリボンdeカープ」の反省会であったが、次の行事で「ピンクリボンdeサンフレッヂ」は、サンフレッヂからこの支援は終了したということであり、この事業は出来なくなったら実行委員会から説明があった。カープがこの事業に支援してくださっていることへの感謝を感じた。今後、新事業の追加については実行委員会で検討していくことになるが、このキャンペーンがスタートして10年になったと報告された。

イ. 「がん検診へ行こうよ」inマツダスタジアム2014

9月11日（木）

この事業は広島県健康福祉局がん対策課の事業で、中川、井上常務理事と3人で参加した。240名の関係者・ボランティアで参加し、広島県のHPにその時の写真が掲載されていると併せて報告された。

【指導】

ア. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導

9月4日（木）於 広島合同庁舎（二川常務理事）

イ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導

9月10日（水）於 広島合同庁舎（豊見専務理事、野村副会長）

ウ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導

9月11日（木）於 広島合同庁舎（政岡常務理事）

エ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導

9月17日（水）於 広島合同庁舎（村上副会長、青野常務理事）

オ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導

9月18日（木）於 広島合同庁舎（有村常務理事）

2. その他の委員会等報告事項（野村副会長）

（1）千葉県薬剤師会薬事情報センター施設見学

8月25日（月）於 千葉県薬剤師会

3. 審議事項

（1）8月19日からの大雨による被害状況の報告と対応について（資料6）（村上副会長）

今日現在、会員の方、各県薬からの義援金を約90万円くらいいただいた。この災害が激甚災害の指定を受け、日薬の基準で30cm以下の浸水は1万円、30cm以上の浸水は3万円と特別な報償基準がある。その調査、被害状況を確認し、日薬に申請することとした。それに伴い、広島県薬も被災会員に対して、どのような対応をするかということを検討していく。また、日程を調整し、薬剤師ボランティアにご協力をいただいた方の慰労会兼反省会を開催し、今回の諸問題を解決したいと考えていると報告され、了承された。また、公衆衛生DMATの精算も広島県へするが、金額等は決定していないので、決定次第、報告をする。宮城の時は、災害ベストを作製したということがあったが、それも検討すると併せて報告された。

（2）平成26年度職域部会及び委員会等委員名簿（案）について（資料7）（野村副会長）

各業務分担からの表が埋まった段階で、全体理事会で諮り、承認を受けるとし、了承された。また、豊見常務理事より、理事会承認以外のところ『外部組織』についての取り扱いについて、削除し提案されるべきではないかという意見が出されたが、予算計上の関係もあり、参考資料という考え方で標記されている程度の問題であると前田会長判断で解釈された。

（3）地域・職域会長協議会（支部長・理事合同会議）の提出議題について（資料8）（野村副会長）

日 時：9月27日（土）午後4時30～

場 所：広島県薬剤師会館

公益法人に認定されたので、会議の名称が変更しており、個別に提出議題があれば、事務局まで連絡をすることになった。議題（案）の日薬会費の取り扱いについては、今までどおりにするか、日薬の三層構造で徴収するのかということが決まっておらず、会員からの会費を県薬が毎年110万円ずつくらい負担していくよというになることを了承して欲しいと説明するべきかという問題がある。入会した際に会員がきちんと支払うとなると、9月末までに入会した方は日薬会費は全額、10月以降に入会した方は半額、支部が徴収しなくてはならないが、そこもまだ決定していない。規程の見直しも含めて検討していることの説明をするべきではないかという意見もあり、前田会長も、検討していることはきちんと説明するべきであると発言され、会計担当の谷川常務理事からも、25年度の金額の提示を先ずは提示し、経過を説明することになった。今後も、他県の状況を確認しつつ、説明・報告をする必要は不可欠であると議論された。

（4）第31回広島県薬事衛生大会の広告負担金について（野村副会長）

日 時：11月27日（木）午後2時～

場 所：エソール広島

実行委員は9月11日に開催されたが、毎年、『薬物の乱用はダメ。ゼッタイ。』の事業に大会運営費から10万円の寄付をしていた。今年から県薬で寄付

- をお願いしたいということが、6月の常務理事会で了承されていることを踏まえても、大会運営費の赤字が続く見込みから、今までお願いしていた特定の企業からの広告ではなく、実行委員会の各団体から広告負担をしてもらおうということになった。A4全面は4万円、1/2で2万円、1/4で1万円、1/8で5千円という金額になるが、薬剤師会の広告負担は4万円ということでお願いしたいということがあり、了承された。この原稿は、広報委員会で検討することとなった。
- (5) 結婚支援事業への協力について (資料9) (野村副会長)
こども夢財団の後援団体になっていることから、この事業の案内がきた経緯があり、支援団体として登録することは了承され、今後、イベントの案内があれば、会誌等で会員へお知らせすることになった。
- (6) マスコット・キャラクターの選定について (資料10) (野村副会長)
先程、キャラクターが決定したもので、先ずは、着ぐるみを作製することとなり、見積りを取り話を進めることが了承された。今後、医師会、歯科医師会にもアドバイスをもらうことになった。また、決定したキャラクターの広報をいつにするか、HPや新聞広告等への掲載も併せて検討することになった。
- (7) 公益認定申請及び法人運営のポイントについての簡易セミナーの参加について
日 時：10月2日（木）午後1時20分～
場 所：広島県庁自治会館会議棟 301会議室
谷川常務理事より、事業ごとの相談も個別にできるので出席したいと相談され、青野常務理事、谷川各常務理事、事務局 山中書記の3人で出席されることが了承された。
- (8) 呉支部・地域における在宅医療推進事業に係る補助金申請について (資料11) 村上副会長
吳支部からの申請で、保険薬局部会の施設整備補助金を充てることを考えている。什器備品を実際に購入後、金額の決定額を出してもらい、1/2額を支出することとしたと報告された。
- (9) 難病患者の災害時支援マニュアル作成・検討を行う委員の推薦について (資料12)
村上副会長を委員に推薦することが提案され承された。
- (10) 後援、助成及び協力依頼等について (野村副会長)
- ア. 日本糖尿病学会中国四国地方会第52回総会市民公開講座名義後援について (資料13)
日 時：10月25日（土）午後2時30分～
場 所：リーガロイヤルホテル広島
主 催：日本糖尿病学会中国四国地方会第52回総会
後援団体：広島県、広島市、広島県医師会（申請中）（初めて）
後援名義使用は了承されたが、チラシ・パンフレットの団体名明記順を考慮いただくよう申し入れを併せて行うこととした。
- イ. 福山大学卒後教育研修会共催について (資料14)
日 時：11月22日（土）午後2時30分～午後5時30分
場 所：福山大学一号館大講義室

- (毎回・承諾)
特に問題はなく、共催依頼は了承された。
- ウ. 第3回先端的がん薬物療法研究会の開催にかかる共催について (資料15)
日 時：1月10日（土）午前10時～午後6時
場 所：グランプリンスホテル広島
(毎回・承諾)
共催依頼は了承された。

4. その他

- (1) 次回常務理事会の開催について (野村副会長)
10月16日（木）午後6時～（議事要旨作製責任者【予定】豊見常務理事）
- (2) 第12回「ジェネリック医薬品安心使用促進セミナー」に対する講演者の派遣について
講演者：豊見雅文専務理事（野村副会長）
日 時：11月16日（日）午後1時30分～午後5時
場 所：国保会館
豊見専務理事が派遣されることが決まったと報告された。
- (3) 全国健康保険協会広島支部・薬剤併用禁忌の防止に向けて (資料16) (村上副会長)
併用禁忌については、保険薬局部会でも検討し、協会けんぽからの要望があればチェックをしたりして連携していきたいと考えている。また豊見専務理事から、資料のデータ自体、例えば、解熱剤とPL顆粒が処方されるケースはおかしいので、アセトアミノフェンとカロナールが処方されるケースはありえないから、医療機関が違う処方箋で出ているケースとかがあるのではないかということも含めてチェックできたらいいと補足説明があった。
- (4) 日本薬剤師会委員及び職域部会幹事の委嘱について (資料17) (野村副会長)
再任、新任の先生方も含め、日薬からの委嘱が了承された。
- (5) 第16回薬害根絶フォーラムについて (資料18) (野村副会長)
日 時：10月4日（土）午後1時30分～
場 所：東北大学 川内北キャンパス
- (6) 薬事情報センターの体制について
野村副会長より、5月から採用されている永野さんが病気療養中のため、まだ3週間から1カ月くらいは原田センター長1名の体制となっている。お薬相談電話は通常であれば、10時～15時となっているが、今は13時～15時でメッセージ電話対応となっているようで苦情が事務局にあがってきたという経緯があり、対応を検討して欲しいということが事務局からあった。事務局からも状況を報告し、先ずは、留守番電話のメッセージ内容を変更し、急いでいる方は折り返し電話をかけたり、役員が対応したりして臨機応変に対応することになったが、状況の共有や必要が出てくれれば、役員の常駐も検討していくこととなった。

日付	行事内容
8月20日 水	<ul style="list-style-type: none"> ・第60回中国地区公衆衛生学会 (ピュアリティまきび) ・平成26年度登録販売者試験 (広島県立総合体育館) ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」役員会(広島医師会館) ・ひろしま医療関連産業クラスター推進会議第2回専門委員会(県庁・北館) ・広報委員会 ・中四薬学会kickoff meeting (並木の離れ いちえ)
21日 木	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・常務理事会 ・第59回中国地区学校保健研究協議大会 (広島国際会議場・メルパルク広島)
22日 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会(本通ドムス) ・災害対策委員会
25日 月	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県薬剤師会薬事情報センター施設見学(千葉県薬剤師会) ・移転に係るCM業務 (広島県歯科医師会)
26日 火	第71回中国地方社会保険医療協議会広島部会(中国四国厚生局)
27日 水	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県医師協同組合来会 ・災害対策委員会
29日 金	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度第1回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会 (メルパルク岡山) ・正・副会長会議
30日 土	<ul style="list-style-type: none"> ・第40回広島県国保診療施設地域医療学会(広島市文化交流会館) ・広島県歯科医師会移転に係る委員会 (広島県歯科医師会館)
9月2日 火	平成26年度「ケア・サポート」講習会(社会福祉法人ちとせ会特別養護老人ホーム百楽荘)
3日 水	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療を推進するための薬局の体制整備と薬剤師の資質向上事業に係る業務課との打合会 ・正・副会長会議

日付	行事内容
4日 木	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策委員会 ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎) ・広報委員会
5日 金	業務分担①(県民の福祉・医療・保健衛生向上のための活動)担当役員打合会
7日 日	平成26年度抗HIV薬服薬指導研修会
8日 月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度第1回広島県がん対策推進協議会 (県庁自治会館) ・地対協WG
9日 火	<ul style="list-style-type: none"> ・介護労働安定センター平成26年度介護労働講習・短期専門講習「すぐに役立つ!介護職のための薬の知識」 (県立総合体育館) ・業務分担④担当役員打合会 ・全国健康保健協会広島支部 支部長来会
10日 水	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
11日 木	<ul style="list-style-type: none"> ・マスコット・キャラクター検討会(選考) ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎) ・第31回広島県薬事衛生大会実行委員会 ・「がん検診へ行こうよ」inマツダスタジアム2014(マツダスタジアム2014) ・広島県健康福祉局健康対策課来会
12日 金	・第791回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
14日・15日	第43回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ(薬学教育者ワークショップ)中国・四国in福山 (福山大学)
16日 火	公益社団法人定款及び諸規程検討委員会
17日 水	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・業務分担③担当理事打合会
18日 木	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎) ・常務理事会
22日 月	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県救急医療情報新システム利用説明会 (広島県医師会館) ・ジェネリック医薬品安心使用促進セミナー打合会
23日 火	薬草に親しむ会 (山県郡加計町ふれあいセンター周辺)

日付		行事内容
24日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・平成26年度第4回新たな財政支援制度検討委員会 (県庁北館) ・会員表彰選考委員会・正・副会長会議
25日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎)
27日	土	地域・職域会長協議会(支部長・理事合同会議)
29日	月	<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人及び一般法人に係る研修会 (自治会館) ・第72回中国地方社会保険医療協議会広島部会 (中国四国厚生局)
30日	火	生涯学習推進ワーキンググループ
10月1日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・広島駅新幹線口エリアマネジメント推進調整会議PR・まちづくり部会(第5回) (広島市役所本庁)
2日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度新公益法人制度に関する相談会 (広島県庁自治会館) ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎) ・平成26年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会 (岡山コンベンションセンター)
3日	金	平成26年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会 (ピュアリティまきび)
5日	日	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県禁煙支援ネットワーク運営委員会 (福山市医師会館) ・平成26年度広島県禁煙支援ネットワーク第12回研修会(福山市医師会館)
6日	月	<ul style="list-style-type: none"> ・業務分担⑦担当理事打合会 ・平成26年度第2回広島県治験等活性化検討会 (県庁・本館)
7日	火	広島県健康福祉局薬務課来会(新基金事業の今後の進め方等について)
8日	水	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
9日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎) ・広島県薬剤師会「地対協WG」

日付		行事内容
10日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・広報委員会 ・広島プライマリ・ケア研究会世話人(広島医師会館)
11日	土	日本薬剤師会平成26年度第3回都道府県会長協議会 (山形市・ホテルメトロポリタン山形)
12日・13日		第47回日本薬剤師会学術大会(山形市)
15日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・薬剤師禁煙支援アドバイザー認定制度特別委員会
16日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎) ・常務理事会
17日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック講演(三原薬剤師会館) ・第17回中国地方社会保険医療協議会総会(広島合同庁舎2号館) ・広島県発明協会知財総合支援窓口相談(広島県発明協会) ・生涯学習推進ワーキンググループ
19日	日	広島県緩和ケア支援センター平成26年度緩和ケアフォローアップ研修 (県立広島病院)

行事予定（平成26年11月）

- | | | |
|------------|--|--|
| 11月 2 日(日) | } | 日本くすりと糖尿病学会および学術集会(アクロス福岡) |
| 11月 3 日(月) | | |
| 11月 5 日(水) | 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎) | |
| 11月 6 日(木) | 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎) | |
| // | 第64回全国学校薬剤師大会(石川県金沢市) | |
| 11月 8 日(土) | 薬局実務実習受入に関する中国・四国地区ブロック会議(広島国際会議場) | |
| // | 第2回役員会・中国四国支部ブロック合同会議(広島国際会議場) | |
| // | } | 第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会(広島国際会議場) |
| 11月 9 日(日) | | |
| // | 第67回広島医学会総会(広島医師会館) | |
| 11月13日(木) | 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎) | |
| 11月14日(金) | 第793回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部) | |
| 11月16日(日) | 広島県緩和ケア支援センター平成26年度在宅ケアチーム研修(広島県緩和ケア支援センター) | |
| // | 第12回ジェネリック医薬品安心使用促進セミナー(国保会館) | |
| 11月20日(木) | 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎) | |
| // | 常務理事会 | |
| 11月22日(土) | 平成26年度地域在宅緩和ケア推進協議会地域緩和ケア研修会(県立広島病院) | |
| // | 福山大学卒後教育研修会(福山大学) | |
| 11月23日(日) | 安田女子大学薬学部OSCE(直前講習会)(安田女子大学) | |
| // | } | 第8回日本薬局学会学術総会(広島国際会議場) |
| 11月24日(月) | | |
| 11月26日(水) | 認定基準薬局制度運営協議会 | |
| 11月27日(木) | 第31回広島県薬事衛生大会(エソール広島) | |
| // | 平成26年度薬祖神大祭 | |
| 11月28日(金) | 平成26年度ドーピング防止ホットライン担当者研修会(TKP市ヶ谷カンファレンスセンター) | |
| 11月30日(日) | 薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会(第3回)(慶應義塾大学薬学部) | |
| // | 平成26年度高度管理医療機器等の販売業等に係る継続研(広島県薬剤師会館) | |
| // | 福山大学薬学部OSCE(福山大学薬学部) | |
| // | 安田女子大学薬学部OSCE(本試験)(安田女子大学) | |

行事予定（平成26年12月）

- 12月4日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
 // がん検診サポート薬剤師養成研修会(福山)
- 12月6日(土) } 12月7日(日) } 第19回広島県理学療法士学会(安芸高田市民文化センター)
- // 広島県緩和ケア支援センター平成26年度在宅ケアチーム研修(福山市民病院)
 // 広島大学OSCE(広島大学薬学部)
- 12月11日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
- 12月12日(金) 第794回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
- 12月13日(土) がん検診サポート薬剤師養成研修会(呉)
- 12月14日(日) 広島国際大学薬学部OSCE(広島国際大学・呉キャンパス)
 // 広島県在宅支援薬剤師研修会
- 12月18日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
 // 常務理事会
- 12月21日(日) 広島県在宅支援薬剤師研修会

— 謹んでお悔やみ申し上げます —

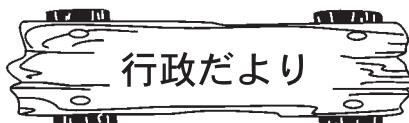


増本 嘉久子 氏 逝去

去る8月14日(木)ご逝去されました。
 葬儀は江田島市江田島町切串の下川葬祭において、執行されました。
 哀主：藤井 仁美 氏

鯖池 太郎 氏 逝去

去る10月17日(金)ご逝去されました。
 葬儀は広島市佐伯区隅の浜のユウベルホール佐伯において、執行されました。
 哀主：鯖池 昭二三 氏



平成26年9月5日

公益社団法人広島県薬剤師会会长 様
 広島県病院薬剤師会会长 様
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長 様
 広島県医薬品卸協同組合理事長 様
 広島県製薬協会会長 様
 広島県医薬品配置協議会会長 様
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長 様
 広島県富山配置薬業協議会会長 様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）

このことについて、平成26年8月19日付け薬食発0819第1号で厚生労働省医薬食品局長から別紙（写）のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
 FAX 082-221-3006
 E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
 (担当者 細川)

別紙

薬食発0819第1号
 平成26年8月19日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
 (公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について

登録販売者制度は、「薬事法の一部を改正する法律」（平成18年法律第69号。以下「改正法」という。）により創設され、貴職の御理解と御協力の下、これまで円滑に運用されてきたところです。

今般、現在の登録販売者の試験制度の運用状況を踏まえ、受験資格として求めてきた薬局、店舗販売業又は配置販売業での実務経験要件を不要とすることなどを内容とする「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第92号。以下「改正省令」という。）が平成26年7月31日に公布され、平成27年4月1日に施行することとされました。

改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願ひいたします。

なお、「薬事法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成20年1月31日付け薬食発第0131001号厚生労働省医薬食品局長通知）は、改正省令の施行日（平成27年4月1日）をもって廃止します。

また、下記では、「薬事法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第84号）が施行された後の法令の名称を用いて記載しています。

記

1. 登録販売者制度について

(1) 試験の実施方法（改正省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「新施行規則」という。）第159条の3及び第159条の4第1項関係）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第36条の8第1項に規定する試験（以下「登録販売者試験」という。）については、従前のとおり、筆記試験とし、次の①から⑤までの事項について毎年少なくとも一回行う。

なお、登録販売者試験の実施の詳細については、平成19年8月8日付け薬食総発第0808001号医薬食品局総務課長通知「登録販売者試験の実施について」を参照されたい（同通知中の1受験資格を除く。）。

- ① 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ② 人体の働きと医薬品
- ③ 主な医薬品とその作用
- ④ 薬事に関する法規と制度
- ⑤ 医薬品の適正使用と安全対策

(2) 登録販売者試験の公示（新施行規則第159条の4第2項関係）

登録販売者試験を実施する期日及び場所並びに受験願書の提出期間は、従前のとおり、登録販売者試験を受けようとする者の受験機会を確保できるよう、あらかじめ都道府県知事が公示する。

なお、公示については、登録販売者試験を受けようとする者に広く周知できる方法で行う。具体的な方法としては、都道府県公報等のほか、都道府県の公示板への掲示やホームページへの掲載等でも差し支えない。

(3) 受験の申請（新施行規則第159条の5関係）

登録販売者試験の受験の申請に当たり、登録販売者試験を受けようとする者は、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍。（6）の①のイにおいて同じ。）、住所、連絡先、氏名、生年月日及び性別を記載した申請書に写真その他都道府県知事が必要と認める書類を添えて、登録販売者試験を受けようとする場所の都道府県知事に提出しなければならない。

登録販売者試験の受験資格としてこれまで求めてきた実務経験等については、今後不要となるため、学歴や実務経験に関する書類の提出は必要ない。

また、上記の写真については、従前のとおり、あらかじめ受験申請書に貼付する形式でも差し支えない。

なお、受験申請書の様式及び受験手数料については、都道府県の条例等により規定する。

(4) 合格の通知及び公示（新施行規則第159条の6関係）

従前のとおり、試験合格者には合格通知書を交付するとともに、合格者の受験番号を公示する。

公示の方法については、都道府県公報等のほか、都道府県の公示板への掲示やホームページへの掲載等でも差し支えない。また、試験終了後に、試験問題及びその正答並びに合格基準について公表することが望ましい。

併せて、都道府県により以下の内容について整備する。

① 試験合格者名簿の設置と保管

試験合格者の名簿を都道府県に備え付けた上で、永年保管する。販売従事登録された場合又は登録が消滅された場合は、その旨を理由とともに合格者名簿にも追記する。試験合格者の死亡等の事実が判明した場合は名簿から削除してもよい。

② 合格通知書の様式及び交付の方法

合格を通知する書類（以下「合格通知書」という。）の様式については、必要に応じて都道府県の規則等により規定する。また、合格通知書の交付の方法（直接授与、郵送等）も規定する。

③ 合格通知書の再発行等

合格通知書を紛失等した場合の合格通知書の再発行又は合格証明書の発行の手続については都道府県において規定する。その際、不正に複数の合格通知書等を入手しないよう、試験合格者名簿で販売従事登録の有無を確認の上、再発行等を行う。

(5) 販売従事登録（新施行規則第159条の7関係）

販売従事登録の手続等については、従前のとおり、次の①から④までのとおりとする。

販売従事登録の手数料については、都道府県の条例等により規定する。

① 販売従事登録の申請

販売従事登録を受けようとする者は、新施行規則様式第86の2による申請書を医薬品の販売又は授与に従事する薬局又は医薬品の販売業の店舗の所在地の都道府県知事（配置販売業にあっては、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県の知事。以下同じ。）に提出しなければならない。

② 販売従事登録の申請書に添付すべき書類

①の申請書には、次のアからエまでに掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際、申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又はその都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、申請書にその旨が付記されたときは、この限りではない。

添付書類は原本のみとする。

アの登録販売者試験に合格したことを証明する書類とは合格通知書を指すが、いったん登録を消除した者が再度登録を行う場合には、消除により失効済みの処理を行った販売従事登録証をもって、合格したことを証明する書類として差し支えない。

ア 販売従事登録を受けようと申請する者（以下「申請者」という。）が登録販売者試験に合格したことを証する書類

イ 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第7条第1号から第3号までに掲げる事項及び同法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。））

ウ 申請者に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

エ 申請者が薬局開設者又は医薬品の販売業者でないときは、雇用契約書の写しその他薬局開設者又は医薬品の販売業者の申請者に対する使用関係を証する書類

③ 試験合格者名簿との照合

販売従事登録に当たっては、試験合格者名簿と照合の上で合格の事実を確認する。他の都道府県で試験に合格した者については、その都道府県に問い合わせて確認する。

④ 複数登録の禁止

二つ以上の都道府県において販売従事登録を受けようと申請した者は、当該申請を行った都道府県知事のうちいずれか一つの都道府県知事の登録のみを受けることができる。

販売従事登録を行った都道府県以外の都道府県においても、一般用医薬品の販売等に従事しても差し支えない。

（6）登録販売者名簿の備付け及び登録証の交付（新施行規則第159条の8関係）

① 登録販売者名簿

販売従事登録を行うため、従前のとおり、都道府県に登録販売者名簿を備え、次のアからエまでに掲げる事項を登録する。

アの登録番号については、都道府県番号（2桁）－西暦年（2桁）－登録順（5桁）のとおり付番する（例えば、北海道で2008年に登録申請し、登録順1番である場合、「01-08-00001」と付番する。）。

エの都道府県知事が必要と認める事項として、過去に薬事関係の処分を受けた者についてはその理由、処分期間等を記載する。

ア 登録番号及び登録年月日

イ 本籍地都道府県名、氏名、生年月日及び性別

ウ 登録販売者試験に合格した年月及び試験施行地都道府県名

エ 上記の事項のほか、適正に医薬品を販売するに足るものであることを確認するために都道府県知事が必要と認める事項

② 登録証の交付

都道府県知事は、従前のとおり、販売従事登録を行ったときは、当該販売従事登録を受けた者に対して、新施行規則様式第86の3による登録証（以下「販売従事登録証」という。）を交付しなければならない。

（7）登録販売者名簿の登録事項の変更等（新施行規則第159条の9から第159条の13まで関係）

販売従事登録の変更、消除、販売従事登録証の書換え交付、再交付、返納の手続は、従前のとおり、以下の①から⑤までのとおりとする。

それぞれの手続の手数料については、都道府県の条例等により規定する。

① 登録販売者名簿の登録事項の変更

登録販売者は、（6）の①の登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、その旨を届け出なければならない。

上記の届出をするには、新施行規則様式第86の4による変更届に届出の原因たる事実を証する書類を添え、登

録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

② 販売従事登録の消除

登録販売者は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとしたくなつたときは、30日以内に、登録販売者名簿の登録の消除を申請しなければならない。

なお、この場合には、都道府県は登録販売者試験の合格通知書を消除対象者に返却する。合格通知書の代わりに、返納された販売従事登録証に失効済みの処理を行つた上で返却しても差し支えない。

登録販売者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失踪の届出義務者は、30日以内に、登録販売者名簿の登録の消除を申請しなければならない。

上記のいずれの場合も、その申請をするには、新施行規則様式第86の5による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

他方で、都道府県知事は、登録販売者が次の各号のアからウまでのいずれかに該当する場合には、その登録を消除しなければならない。

なお、消除対象者が他の都道府県において試験に合格した者である場合には、その都道府県に消除の事実及び消除理由を連絡する。

ア 上記の消除の申請がされ、又は、登録販売者が死亡し、若しくは失踪の宣告を受けたことが確認されたとき
イ 法第5条第3号イからホまでのいずれかに該当するに至ったとき
ウ 偽りその他不正の手段により販売従事登録を受けたことが判明したとき

③ 販売従事登録証の書換え交付

登録販売者は、販売従事登録証の記載事項に変更を生じたときは、販売従事登録証の書換え交付を申請することができる。

この申請をするには、新施行規則様式第86の6による申請書にその販売従事登録証を添え、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

④ 販売従事登録証の再交付

登録販売者は、販売従事登録証を破り、よごし、又は失ったときは、販売従事登録証の再交付を申請することができる。

この申請をするには、新施行規則様式第86の7による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

販売従事登録証を破り、又はよごした登録販売者が再交付の申請をする場合には、申請書にその販売従事登録証を添えなければならない。

登録販売者は、販売従事登録証の再交付を受けた後、失った販売従事登録証を発見したときは、5日以内に、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

⑤ 販売従事登録証の返納

登録販売者は、販売従事登録の消除を申請するときは、販売従事登録証を、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。新施行規則第159条の10第2項の規定により販売従事登録の消除を申請する者についても、同様とする。

登録販売者は、登録を消除されたときは、上記の場合を除き、5日以内に、販売従事登録証を、登録を消除された都道府県知事に返納しなければならない。

2. 業務経験等の証明及び記録

(1) 薬局に関する事項（新施行規則第15条の8及び第15条の9関係）

① 登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

薬局開設者は、その薬局において登録販売者として業務に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式1を用いることが適当である。

また、薬局開設者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

② 一般従事者に関する実務の証明及び記録

薬局開設者は、その薬局において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、薬局開設者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

(2) 店舗販売業に関する事項（新施行規則第147条の9及び第147条の10関係）

① 登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

店舗販売業者は、その店舗において登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。）に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式1を用いることが適当である。

また、店舗販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

② 一般従事者に関する実務の証明及び記録

店舗販売業者は、その店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、店舗販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

(3) 配置販売業に関する事項（新施行規則第149条の12及び第149条の13関係）

① 登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

配置販売業者は、その区域において登録販売者として業務（区域管理者としての業務を含む。）に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式1を用いることが適当である。

また、配置販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

② 一般従事者に関する実務の証明及び記録

配置販売業者は、その区域において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、配置販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

3. 店舗管理者及び区域管理者の指定

(1) 店舗管理者の指定（新施行規則第140条等関係）

第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、従前のとおり、薬剤師であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

また、第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、薬剤師又は登録販売者（4の（2）の②の登録販売者を除く。）であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

上記にかかわらず、第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、過去5年間のうち次の①及び②に掲げる期間が通算して3年以上である登録販売者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができます。

この業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上業務に従事した場合に、業務に従事したものと認められる。

なお、要指導医薬品を販売する店舗で、薬剤師を店舗管理者とすることができない場合の経過措置についても同様の見直しを行った。

① 次のアからウまでに掲げる薬局、店舗又は区域において、登録販売者として業務に従事した期間

ア 要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局

イ 薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗

ウ 薬剤師が区域管理者である第1類医薬品を配置販売する区域

② 次のア又はイに掲げる管理者として業務に従事した期間

ア 第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者

イ 第1類医薬品を配置販売する区域の区域管理者

なお、店舗販売業者は、店舗販売業の許可の申請や変更の届出に当たり、店舗管理者が登録販売者である場合には、店舗管理者の氏名、販売従事登録の登録番号、登録年月日等を届け出ることが義務付けられているが、その際、

併せて、当該登録販売者の実務又は業務経験を証明する書類を添付し、店舗管理者が上記の要件を満たしていることを示すこと。

(2) 区域管理者の指定（新施行規則第149条の2関係）

第1類医薬品を販売し、又は授与する区域の区域管理者は、従前のとおり、薬剤師であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

また、第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する区域の区域管理者は、薬剤師又は登録販売者（4の（3）の②の登録販売者を除く。）であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

上記にかかわらず、第1類医薬品を販売し、又は授与する区域において薬剤師を区域管理者とすることができない場合には、過去5年間のうち次の①及び②に掲げる期間が通算して3年以上である登録販売者であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを区域管理者とすることができる。

この業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上業務に従事した場合に、業務に従事したものと認められる。

① 次のアからウまでに掲げる薬局、店舗又は区域において、登録販売者として業務に従事した期間

- ア 要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局
- イ 薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗
- ウ 薬剤師が区域管理者である第1類医薬品を配置販売する区域

② 次のア又はイに掲げる管理者として業務に従事した期間

- ア 第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者
- イ 第1類医薬品を配置販売する区域の区域管理者

なお、配置販売業者は、配置販売業の許可の申請や変更の届出に当たり、区域管理者が登録販売者である場合には、区域管理者の氏名、販売従事登録の登録番号、登録年月日等を届け出ることが義務付けられているが、その際、併せて、当該登録販売者の実務又は業務経験を証明する書類を添付し、区域管理者が上記の要件を満たしていることを示すこと。

4. 従事者の区別等

(1) 薬局に関する事項（新施行規則第15条関係）

① 薬局開設者は、従前のとおり、薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるようその薬局に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

登録販売者の名札には、単に「登録販売者」と記載するほかに、「医薬品登録販売者」と記載しても差し支えない。

また、6の（4）の旧薬種商であって、登録販売者試験に合格した者とみなされ、販売従事登録を受けた者（以下「みなし合格登録販売者」という。）については、従前のとおり、併せて「薬種商」と名札に記載しても差し支えないが、この場合においては、薬種商に関する説明を表示した掲示を行う。

② 薬局開設者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者（研修中）」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

また、この実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、原則として、勤務する薬局に保管しておくこと。

③ 薬局開設者は、②の登録販売者については、その薬局において勤務中の薬剤師又は登録販売者（②の登録販売者を除く。）の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。

また、当然ながら、この期間中には、②の登録販売者に7の（2）に示す研修を受講させなければならない。

(2) 店舗販売業に関する事項（新施行規則第147条の2関係）

① 店舗販売業者は、従前のとおり、薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるようその店舗に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

登録販売者の名札には、単に「登録販売者」と記載するほかに、「医薬品登録販売者」と記載しても差し支えない。

また、6の（4）の旧薬種商であって、みなし合格登録販売者である者については、従前のとおり、併せて「薬

種商」と名札に記載しても差し支えないが、この場合においては、薬種商に関する説明を表示した掲示を行う。

- ② 店舗販売業者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者（研修中）」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

また、実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、原則として、勤務する店舗に保管しておくこと。

- ③ 店舗販売業者は、②の登録販売者については、その店舗において勤務中の薬剤師又は登録販売者（②の登録販売者を除く。）の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。このため、②の登録販売者は、店舗管理者の代行者にもなれない。

また、当然ながら、この期間中には、②の登録販売者に7の（2）に示す研修を受講させなければならない。

（3）配置販売業に関する事項（新施行規則第149条の6関係）

- ① 配置販売業者は、薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるようその区域に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

登録販売者の名札には、単に「登録販売者」と記載するほかに、「医薬品登録販売者」と記載しても差し支えない。

- ② 配置販売業者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者（研修中）」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

また、実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、保管しておくこと。

- ③ 配置販売業者は、②の登録販売者については、薬剤師又は登録販売者（②の登録販売者を除く。）の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。

ここでいう「管理及び指導の下に実務に従事する」とは、具体的には、②の登録販売者が、その管理・指導者である薬剤師又は登録販売者（②の登録販売者を除く。）に常に電話で連絡を取ることができ、必要に応じて、その管理・指導者がその場に駆けつけられる体制の下で配置販売に従事し、さらに、新規に配置販売を行った際には、その管理・指導者に電話等で報告することを指す。

また、②の登録販売者は、区域管理者の代行者にもなれない。

さらに、当然ながら、この期間中には、②の登録販売者に7の（2）に示す研修を受講させなければならない。

5. 薬局における掲示事項等

（1）薬局及び店舗販売業に関する事項（新施行規則別表第1の2及び第1の3関係）

- ① 薬局開設者又は店舗販売業者が、⑦薬局若しくは店舗に掲示すべき事項又は①ホームページ等に表示すべき事項（特定販売を行う場合）として、次の事項を追加した。

・当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は4の（1）の②、4の（2）の②の登録販売者若しくはそれ以外の登録販売者の別、その氏名及び担当業務

- ② 薬局開設者又は店舗販売業者が、ホームページ等に表示すべき事項（特定販売を行う場合）として、次の事項を追加した。

・現在勤務している薬剤師又は4の（1）の②、4の（2）の②の登録販売者若しくはそれ以外の登録販売者の別及びその氏名

（2）配置販売業に関する事項（新施行規則別表第1の4関係）

配置販売業者が、配置する際に添付する書面に記載する事項として、次の事項を追加した。

- ・当該区域に勤務する薬剤師又は4の（3）の②の登録販売者若しくはそれ以外の登録販売者の別、その氏名及び担当業務

6. 経過措置（新施行規則附則第2条から第5条まで関係）

- (1) 改正省令の施行の際現に、登録販売者試験に合格した登録販売者（以下「旧試験合格登録販売者」という。）については、平成32年3月31日までの間は、4の（1）の②、4の（2）の②、4の（3）の②の登録販売者以外の登録販売者とみなして、新施行規則の規定を適用する。
- (2) 旧試験合格登録販売者について、2の（1）の①、2の（2）の①、2の（3）の①、3の（1）の第3段落（新施行規則第140条第2項関係）及び3の（2）の第3段落（新施行規則第149条の2第2項関係）の適用については、平成32年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- (3) 施行日から平成28年3月31日までの間に行われる登録販売者試験に合格した者（平成27年8月1日において過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間が通算して1年以上である者に限る。）について、4の（1）の②、4の（2）の②、4の（3）の②の適用については、平成28年7月31日までの間は、「2年」とあるのは「1年」とする。
- (4) 法附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る同法第1条による改正前の法第28条第1項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。以下「旧薬種商」という。）の店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。）に従事した期間については、4の（1）の②、4の（2）の②、4の（3）の②の期間に通算することができるなど、所要の経過措置を設けた。

この期間の実務の証明については、別紙様式1、2を用いることが適当である。

- (5) その他改正省令の附則により、「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第10号）及び「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第8号）を一部改正するなど、所要の経過措置を設けた。

7. その他

(1) 薬種商の登録

従前のとおり、改正法附則第7条の規定に基づき登録販売者試験に合格した者とみなされた薬種商の登録手続については、申請書類として1の（5）の②のアの書類の代わりに、現に薬種商販売業の許可を受けていること又は過去に許可を受けたことを証明する書類が必要である。

また、薬種商販売業の許可を法人で受けている場合、当該者が適格者であることが確認できる書類を併せて求める。

なお、「薬種商試験の施行について」（昭和49年9月10日付け薬発第816号厚生省薬務局長通知）に示す薬種商試験の合格者のうち、いまだ薬種商販売業の許可を受けていない者は、改正法附則第7条に該当しない。

(2) 登録販売者の研修の実施

登録販売者は、法律上、第2類医薬品及び第3類医薬品の販売、情報提供等を担う立場にあることから、薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者は、登録販売者に対し一定の水準以上の研修を実施し、その質の向上を図る必要がある。このため、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」（昭和39年厚生省令第3号）第1条第1項第14号、第2条第1項第9号及び第3条第1項第5号により研修の実施が義務付けられている。

この研修については、専門性、客觀性、公正性等の確保の観点から、薬局開設者等が自ら登録販売者に対し研修を適切に行うことに加え、外部の研修実施機関が行う研修を受講させる必要がある。

このため、引き続き、登録販売者を雇用する薬局開設者等は、「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号医薬食品局総務課長通知）で示している「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン（薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者が委託して行う外部研修について）」に従い、研修の専門性・客觀性・公正性の確保ができる外部研修機関での研修を受講させるなど、毎年、全ての登録販売者に対し、適切な研修を実施することが必要である。登録販売者である者についても、上記の趣旨を踏まえ、積極的に研修を受講する必要がある。

また、都道府県においても、引き続き、同ガイドラインの周知徹底を行い、薬事監視等の際には、適切な研修が行われているか否かを確認し、必要に応じて指導を行うこととする。

以上

(別紙様式1)

業務従事証明書

年 月 日

都道府県知事 殿

薬局開設者又は医薬品の

販売業者名

代表者氏名

印

(許可番号 :)

管理者氏名

印

下記の者の業務は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日・年 月 日)
住所	〒
薬局、店舗又は配置販売業の名称	
薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域	

1. 業務期間

年 月 ~ 年 月 (年 月 間)

このうち、要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局等において業務に従事した期間

年 月 ~ 年 月 (年 月 間)

2. 業務内容（期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた業務に該当する□にレを記入）

- 主に一般用医薬品の販売等の直接の業務
- 一般用医薬品の販売時の情報提供業務
- 一般用医薬品に関する相談対応業務
- 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明業務
- 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務
- 一般用医薬品の陳列や広告に関する業務

3. 業務時間（該当する□にレ点を記入）

- 上記1の期間の全ての月にわたり、上記2の業務に1か月に合計80時間以上従事した。

4. 研修の受講（受講した外部研修の年月日及び概要を記載）

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書で明瞭に書く。
- 3 この証明に関する勤務簿の写しまたはこれに準ずるものを添付する。
- 4 業務の従事期間が2年以上である登録販売者について証明する場合は、「2. 業務内容」を「登録販売者として行った業務に該当する□にレを記入」と読み替える。

(別紙様式2)

実務従事証明書

年 月 日

都道府県知事 殿

薬局開設者又は医薬品の

販売業者名

代表者氏名

印

(許可番号:)

管理者氏名

印

下記の者の実務は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日・年 月 日)
住所	〒
薬局、店舗又は配置販売業の名称	
薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域	

1. 実務期間 年 月 ~ 年 月 (年 月 間)

2. 実務内容 (期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた実務に該当する□にレ点を記入)

- 主に一般用医薬品の販売等の直接の実務
- 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する実務又はその内容を知ることができる実務
- 一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する実務又はその内容を知ることができる実務
- 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる実務
- 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する実務
- 一般用医薬品の陳列や広告に関する実務

3. 実務時間 (該当する□にレ点を記入)

- 上記1の期間の全ての月にわたり、上記2の実務に1か月に合計80時間以上従事した。

4. 研修の受講 (受講した外部研修の年月日及び概要を記載)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書で明瞭に書く。
- 3 この証明に関する勤務簿の写しまたはこれに準ずるものを添付する。

平成26年9月17日

一般社団法人広島県医師会会長様
 一般社団法人広島県病院協会会長様
 一般社団法人広島県歯科医師協会会長様
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 広島県病院薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
 広島県医薬品卸協同組合理事長様
 広島県製薬協会会長様
 広島県医薬品配置協議会会長様
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長様
 広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

一般用医薬品の区分リストの変更について（通知）

このことについて、平成26年9月12日付け薬食安発0912第1号で厚生労働省医薬食品局安全対策課長から別紙（写）のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員へ周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
 （担当者 児玉）

別紙

薬食安発0912第1号
 平成26年9月12日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
 （公 印 省 略）

一般用医薬品の区分リストの変更について

「薬事法第36条の7第1項第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第351号。以下「改正指定告示」という。）及び「薬事法施行規則第1条第3項第5号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第352号。以下「改正指定第二類告示」という。）が平成26年9月12日に告示され、下記のとおり適用されることとなりました。

これに伴い、平成19年3月30日付け薬食安発第0330007号安全対策課長通知「一般用医薬品の区分リストについて」の別紙1（第一類医薬品）、及び別紙2（第二類医薬品）について、別添1のとおり今回の改正を反映し、別添2のとおり今回の改正を反映させた区分リストを作成しましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

この改正により、リスク区分が第一類医薬品から変更になった医薬品については、薬剤師のほか登録販売者等による販売が可能となることから、新区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願いします。

記

1. 改正指定告示の適用日

改正される成分	適用日
オキシコナゾール	平成26年9月15日
ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	平成26年12月7日

2. 改正指定第二類告示の適用日

改正される成分	適用日
ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	平成26年12月7日

(別添1)

1. 別紙1第一類医薬品の変更

次のものを追加する。

告示名	別名等
オキシコナゾール。ただし、膿カンジダ治療薬に限る。	硝酸オキシコナゾール、オキシコナゾール硝酸塩

2. 別紙2第二類医薬品の変更

○(5)のうち「○無機薬品及び有機薬品」について、次のとおり変更する。

変更後	変更前
オキシコナゾール。ただし、膿カンジダ治療薬を除く。	オキシコナゾール

○(5)のうち「○無機薬品及び有機薬品」について、次のものを追加する。

告示名	別名等
ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	

○(6)のうち「○無機薬品及び有機薬品」について、ベクロメタゾンプロピオン酸エステルを追加する。

(参考) リスク区分の検討がなされた成分とその概要

成分	概要
オキシコナゾール。ただし、膿カンジダ治療薬に限る。	薬事法施行規則第159条の2の表第2号に規定する期間終了後、第一類医薬品とするもの。
ケトチフェンフル酸塩・ナファゾリン塩酸塩(配合剤)	薬事法施行規則第159条の2の表第2号に規定する期間終了後、第二類医薬品とするもの。※
ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	薬事法施行規則第159条の2の表第2号に規定する期間終了後、指定第二類医薬品とするもの。

※ケトチフェンフル酸塩及びナファゾリン塩酸塩を配合する製剤については、リスク区分の検討の結果、薬事法施行規則第159条の2の表第2号に規定する期間終了後、平成26年10月3日より、第二類医薬品とすることとされたが、すでにケトチフェン及びナファゾリンはそれぞれ第二類医薬品に記載されているため、一般用医薬品の区分リストの変更はない。

平成26年10月2日

一般社団法人広島県医師会会長様
 一般社団法人広島県病院協会会長様
 一般社団法人広島県歯科医師協会会長様
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 広島県病院薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
 広島県医薬品卸協同組合理事長様
 広島県製薬協会会長様
 広島県医薬品配置協議会会長様
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長様
 広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品等の区分等表示の変更に係る留意事項について(通知)

このことについて、平成26年9月26日付け薬食安発0926第1号により厚生労働省医薬食品局安全対策課長から別紙1(写)のとおり、同日付け薬食監麻発0926第1号により同局監視指導・麻薬対策課長から別紙2(写)のとおり通知がありました。

については、貴会(組合)会員への周知をお願いします。

担当 製薬振興グループ、薬事グループ
 電話 082-513-3223(ダイヤルイン)
 e-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
 (担当者 町、細川)

別紙1

薬食安発0926第1号

平成26年9月26日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
 (公 印 省 略)

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

薬事法(昭和35年法律第145号)第4条第5項第4号の規定に基づく要指導医薬品のうち、同号イに掲げる医薬品(いわゆるスイッチOTC薬)である下記の医薬品について、今般、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第7条の2第1項に定める期間を経過したため、要指導医薬品から一般用医薬品(第一類医薬品)に移行することとなりました。

これに伴い、「薬事法第4条第5項第4号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件」(平成26年厚生労働省告示第364号。以下「改正告示」という。)が平成26年9月26日に告示され、同日に適用されます。

医薬品の分類が要指導医薬品から第一類医薬品に変更になった医薬品については、新区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願いします。

記

1. 要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第一類医薬品となる日
メキタジン（1日量中メキタジン6mg以上を含有するものに限る。）	平成26年9月26日

2. 改正告示の概要

薬事法第4条第5項第4号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成26年厚生労働省告示第255号）第1号から、次のものを削除する。

メキタジン（1日量中メキタジン6mg以上を含有するものに限る。）

別紙2

薬食監麻発0926第1号
平成26年9月26日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「薬事法施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間を定める件」(平成26年厚生労働省告示第367号。以下「経過措置告示」)が平成26年9月26日に公布され、薬事法(昭和35年法律第145号)第50条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項(薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第209条の2、第209条の3及び第210条第5号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。)を変更する必要が生じた下記1に示す医薬品(変更前に製造販売されたものに限る。)については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととしました。

具体的には、下記1に示すそれぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記2のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
メキタジン	平成26年9月26日
ケトチフェン・ナファゾリン	平成26年10月3日
ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	平成26年12月7日

詳細は、別添1を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品(以下「旧表示医薬品」という。)については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。
- ウ 旧表示医薬品については、薬事法施行規則第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包(以下「外部の容器等」という。)に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等の方法を探ること。

<別添1>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
メキタジン	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について (平成26年9月26日薬食安発0926第1号)
ケトチフェン・ナファゾリン	第一類医薬品	第二類医薬品	一般用医薬品の区分リストの変更について (平成26年9月12日薬食安発0912第1号)(注)
ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	第一類医薬品	指定第二類医薬品	一般用医薬品の区分リストの変更について (平成26年9月12日薬食安発0912第1号)

(注) ケトチフェン・ナファゾリンについては、薬事法第36条の7第1項第1号後段の規定により厚生労働省令で定める期間が経過することにより区分が変更される医薬品に該当し、医薬品の区分の指定又は変更はされていないにもかかわらず、区分等表示の経過措置が必要な医薬品である。薬事法施行規則の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第109号)による改正前の薬事法施行規則第216条の2では、区分等表示の経過措置の要件として「指定を変更した場合」と規定していたため、区分の指定の変更が起きない今般の配合剤については、改正前の規定では経過措置が設けられることとなる。したがって、今般の配合剤についても区分等表示の経過措置を設けることができるよう薬事法施行規則第216条の2を改正した。

平成26年10月8日

一般社団法人広島県医師会会長様
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
 広島県医薬品卸協同組合理事長様
 広島県医療機器販売業協会会長様
 広島県製薬協会会長様

〔 広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課 〕

コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について（通知）

このことについて、平成26年10月1日付け薬食発第1001第3号により厚生労働省医薬食品局長から別紙（写）のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員へ周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
 （担当者 細川）

別紙

薬食発1001第3号
 平成26年10月1日

各 〔 都道府県知事
 保健所設置市長
 特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局長
 （公印省略）

コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について（再周知）

今般、独立行政法人国民生活センター商品テスト部長から厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長及び審査管理課医療機器審査管理室長宛てに「カラーコンタクトレンズの安全性」について（要請）（平成26年5月22日付け26獨国生商第41号独立行政法人国民生活センター商品テスト部長通知。以下「国民生活センター通知」という。）が発出され、同通知により、消費者がカラーコンタクトレンズを適正に購入、使用できるよう、カラーコンタクトレンズの販売業者が販売時に適切な情報提供等を行うよう指導の要望がありました。

また、消費者庁消費者安全課長から「カラーコンタクトレンズの安全性」について（要請）（平成26年5月28日付け消安全第186号消費者庁消費者安全課長通知）が発出され、国民生活センター通知と同様にカラーコンタクトレンズの販売業者に対する指導の要請がありました。

については、「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について」（平成24年7月18日付け薬食発0718第15号厚生労働省医薬食品局長通知）及び「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について（再周知）」（平成25年6月28日付け薬食発0628第17号厚生労働省医薬食品局長通知）の指導事項に基づいて、コンタクトレンズについての適切な情報提供等が行われるよう貴管下関係業者に再度周知徹底をお願いいたします。

未成年者を中心にまだ十分な情報提供が行われているとは言い難い状況にあるとの国民生活センター通知も踏まえ、特に未成年者へのカラーコンタクトレンズの販売の際は、適正な使用方法について十分な説明を行うとともに、

購入時における医療機関への受診勧奨を徹底すること等の注意喚起をお願いいたします。

これと併せて、一般社団法人日本コンタクトレンズ協会より「コンタクトレンズの販売自主基準」(平成26年8月7日付け一般社団法人日本コンタクトレンズ協会。別添参照。)について、遵守すべき販売方法等における医療機関からの指示書の取扱いについての追記が行われたため、御了知いただき、貴管下関係業者に対し周知徹底をお願いいたします。

なお、本通知の写しを、一般社団法人日本コンタクトレンズ協会会長、公益財団法人日本眼科学会理事長、公益社団法人日本眼科医会会長、日本眼感染症学会理事長及び日本コンタクトレンズ学会理事長に対し通知したことを申し添えます。

(別添)

平成26年8月7日改定
一般社団法人日本コンタクトレンズ協会

コンタクトレンズの販売自主基準

1. 目的

この販売自主基準（以下「自主基準」という）は、国民の眼の健康と業界の健全な発展に貢献するため、高度管理医療機器であるコンタクトレンズ（以下「CL」という）の使用者がCLを正しく、かつ、安全に使用できるように、会員事業者のうち、使用者にCLを直接販売するCL販売業者（以下「CL販売店」という）の適切な販売方法を推奨するとともに、会員事業者による薬事法等の関連法規遵守の一層の推進を図ることを目的とする。

2. 対象

視力補正用CL及び非視力補正用CL使用者への販売方法

3. 遵守すべき販売方法等

(1) 眼科医の処方・指示に基づく販売

CL販売店におけるCLの販売にあたって、以下のような販売方法を推奨する。

- ・電磁的記録媒体を含むCL指示書（以下「指示書」という）が発行されている場合は、指示書に基づいて販売する。
- ・眼科医療機関がCLの適応を認めた使用者に対して指示書が発行されない場合は、指示書に代わるCL情報を確認し販売する。

眼科医療機関を受診していない場合は、使用者に対してCLによる健康被害等について情報提供を行い、受診勧奨を行う。

指示書の記載事項については、以下に例示する。

【指示書の記載事項の例】

- ① 患者氏名
- ② 販売名（製品名）／メーカー名
- ③ 規格（ベースカーブ、球面度数、直径、円柱度数、円柱軸、加入度数、その他）
- ④ 数量（使い捨て、頻回交換、定期交換では箱数、1箱のレンズ枚数等）
- ⑤ 装用方法（終日装用、連続装用）
- ⑥ 発行日
- ⑦ 有効期間（眼科医の指示による）
- ⑧ 医療機関名、医師名、連絡先、捺印

⑨ その他、特にCLの取扱いで指導すべき注意事項など
(留意事項)

- 1) CL販売店は、指示書で指示された販売名以外の製品（複数販売名を持つ場合を除く）を販売しない。
- 2) CL販売店は、偽造、改ざんされた指示書又は有効期間を過ぎた指示書に基づいて販売しない。
- 3) CL販売店は、指示書を3年間保存することが望ましい。

(2) 適正使用情報の収集及び提供

会員事業者は、CLの適正使用のために必要な情報を収集し、CL使用者に対して、指示書に記載された製品の添付文書又は取扱説明書の内容に基づき、使用方法や取扱上留意すべき事項等について説明するよう努める。適正使用情報については以下に例示する。

【CL使用者に提供すべき適正使用情報の例】

- ① 眼科医の指示を受け、それを守ること。
- ② 製品に添付されている使用者向け添付文書を読み熟知すること。
- ③ 装用時間、装用サイクルを守ること。
- ④ 取扱方法を守り正しく使用すること。
- ⑤ 定期検査を必ず受けすること。
- ⑥ 少しでも異常を感じたら直ちに眼科医の検査を受けること。

4. 販売方法の推奨

会員事業者は、この自主基準の目的に鑑み、取引先である会員事業者以外のCL販売業者等に対し、この自主基準について理解と協力を得られるよう努め、同CL販売業者等にこの自主基準に基づく販売方法を推奨するものとする。

以上

平成26年10月15日

公益社団法人広島県薬剤師会会長 様

〔 広島県健康福祉局長 〕
〒730-8511 広島市中区基町10-52
薬務課

**麻薬取扱者年間届及び麻薬取扱者免許(継続)申請
に係る広報について(依頼)**

薬務行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、これらの事務の手続については、各対象者に対して別途連絡をしますが、貴会におかれましても、別紙により広報誌への掲載を行うなど、会員の方々に周知していただきますようお願いします。

担当 麻薬グループ
電話 082-513-3221 (ダイヤルイン)
(担当者 平本)

麻薬等取扱者の皆様へ

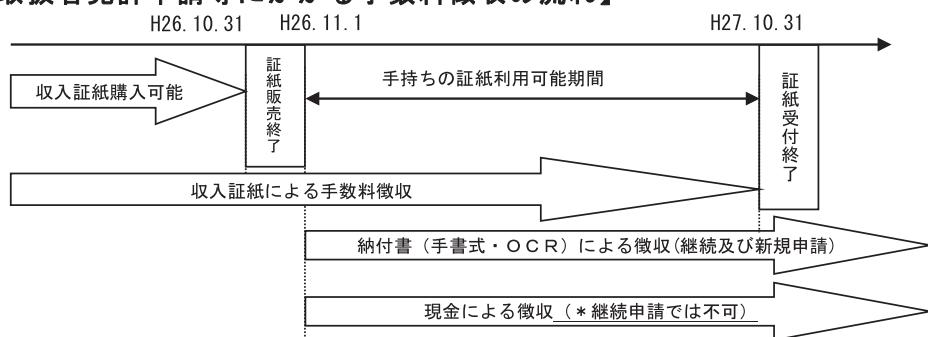
平成26年10月

平成26年11月1日から、麻薬取扱者免許等の申請にかかる手数料徴収方法が変更になります。

【変更の概要】

変更前 (平成26年10月31日まで)	販売終了	変更後 (平成26年11月1日から)
収入証紙 (H27.10.31まで使用可)		継続：納付書 新規：納付書または現金

【麻薬取扱者免許申請等にかかる手数料徴収の流れ】



【継続申請について】

①平成26年10月31日までに継続申請手続きを行う場合

申請書に必要事項を記入→申請窓口で証紙を購入し申請書に貼付→申請書提出
(例年通りの流れとなります。)

②平成26年11月1日以降に継続申請手続きを行う場合

申請書に必要事項を記入→同封した納付書を使用して申請手数料を納付→納付した金融機関から受け取った「払込証明書」を申請書右上にホチキスでとめる→申請書提出

※お持ちの証紙がある場合は、利用できます。

申請書に必要事項を記入→手持ちの証紙を申請書に貼付（証紙販売は平成26年10月31日をもって終了）→申請書提出

【新規申請について】

①平成26年10月31日までに新規申請手続きを行う場合

申請書に必要事項を記入→申請窓口で証紙を購入し申請書に貼付→申請書提出
(例年通りの流れとなります。)

②平成26年11月1日以降に新規申請手続きを行う場合

- (1) 申請書に必要事項を記入→各区申請窓口で申請年度の納付書を入手し、申請手数料を納付
→納付した金融機関から受け取った「払込証明書」を申請書右上にホチキスでとめる→申請書提出
- (2) 申請書に必要事項を記入→各区申請窓口で申請手数料を現金で支払う→申請書提出

※お持ちの証紙がある場合は、利用できます。

申請書に必要事項を記入→手持ちの証紙を申請書に貼付（証紙販売は平成26年10月31日をもって終了）→申請書提出

ご不明な点は下記にお問い合わせください。

広島県健康福祉局薬務課 麻薬グループ
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
TEL 082-513-3221

(別紙)

麻薬取扱者年間届出書及び麻薬取扱者免許申請について

1 麻薬取扱者年間届出書について

麻薬小売業者及び麻薬管理者は、麻薬及び向精神薬取締法第47条及び第48条の規定により、前年の10月1日から当年の9月30日まで1年間の麻薬取扱状況を県知事に届け出なければなりません。平成26年度の届出については、次のとおり行ってください。

○提出期限 平成26年12月1日（月）

○提出先

麻薬業務所の所在地	提出先
広島市	広島市保健所環境衛生課・各区分室
呉市	呉市保健所保健総務課
福山市	福山市保健所総務課
上記以外	県立保健所生活衛生課（保健所支所の場合は衛生環境課）

○提出部数 2部

○その他 期間内に麻薬の取扱いがない場合も届出が必要です。

不明な点等については、広島県健康福祉局薬務課又は管轄する県立保健所（支所）にお問い合わせください。

（広島市に麻薬業務所がある場合は広島県健康福祉局薬務課、呉市にある場合は広島県西部保健所呉支所、福山市にある場合は広島県東部保健所福山支所）

2 麻薬取扱者免許申請（継続）について

平成25年中に免許になった麻薬小売業者・管理者免許については、平成26年12月31日で有効期間が満了します。平成27年1月1日以降も引き続き免許を必要とされる方は、次のとおり免許申請を行ってください。

○申請期限 平成26年11月14日（金）

（提出先により申請期限が異なる場合もありますので、御確認ください。）

○提出先

麻薬業務所の所在地	提出先
広島市	広島市保健所環境衛生課・各区分室
呉市	呉市保健所保健総務課
福山市	福山市保健所総務課
上記以外	県立保健所生活衛生課（保健所支所の場合は衛生環境課）

○提出書類

(麻薬小売業者)

- ・免許申請書
- ・組織規程図文は業務分掌表（法人の場合のみ。業務を行う役員は、薬事法で届け出た役員と同じ者とすること。）

*法人の代表印を押印すること。

- ・診断書（法人の場合は業務を行う役員全員）
- ・登記事項証明書（法人の場合のみ）

注：法人の場合で、全役員の診断書を提出する場合は、組織規程図又は業務分掌表の提出は不要です。

(麻薬管理者)

- ・免許申請書
- ・診断書
- ・勤務証明書（申請者が麻薬診療施設に勤務している場合）

○その他の免許証の有効期間を確認のうえ、手続を行ってください。

不明な点等については、広島県健康福祉局薬務課又は管轄する県立保健所（支所）にお問い合わせください。

（広島市に麻薬業務所がある場合は広島県健康福祉局薬務課、呉市にある場合は広島県西部保健所呉支所、福山市にある場合は広島県東部保健所福山支所）

3 その他

麻薬取扱者年間届出書あるいは麻薬取扱者免許申請（継続）に必要な書類は、広島県のホームページからも出力できます。

広島県ホームページ（<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>）

「トップページ>健康・福祉>健康・医療>医療機関・医療人材>麻薬、覚せい剤原料等の申請および届出について」内にあります。

【問合せ先】

広島県健康福祉局薬務課	TEL082-513-3221
広島県西部保健所生活衛生課	TEL0829-32-1181
広島県西部保健所広島支所衛生環境課	TEL082-228-2111
広島県西部保健所呉支所衛生環境課	TEL0823-22-5400
広島県西部東保健所生活衛生課	TEL082-422-6911
広島県東部保健所生活衛生課	TEL0848-25-2011
広島県東部保健所福山支所衛生環境課	TEL084-921-1311
広島県北部保健所生活衛生課	TEL0824-63-5181

平成26年10月7日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

広島県肝炎治療特別促進事業実施要綱等の 一部改正について（通知）

本県における肝炎対策事業の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本県では「広島県肝炎治療特別促進事業実施要綱」及び「広島県肝炎治療特別促進事業取扱要領」の一部を改正しました。

については、貴会会員への周知をお願いします。

なお、各肝炎治療指定薬局へは別途通知しています。

1 改正点

- (1) C型慢性肝炎に対するインターフェロンフリー治療（ダクラタスビル及びアスナプレビル併用療法）を助成対象医療に追加
- (2) 肝炎治療受給者証交付申請書の及び交付申請に係る診断書様式の全部改正

2 施行日

施行年月日

平成26年9月19日

なお、本通知により新たに対象医療としたインターフェロンフリー治療（ダクラタスビル及びアスナプレビル併用療法）に対する医療給付については、平成27年3月31日までに申請した者に限り、平成26年9月2日まで遡及して適応することとします。

また、改正前の様式を使用したときは、当分の間、改正後の様式を使用したものとみなします。

3 送付書類

- ・広島県肝炎治療特別促進事業実施要綱（改正後）
- ・広島県肝炎治療特別促進事業取扱要領（改正後）

4 その他

改正後の様式は、広島県ホームページからダウンロードにより使用することも可能です。

- ・トップページ>健康・福祉>健康・医療>感染症・難病・肝炎>一般>肝炎治療費助成制度について～平成26年9月から拡充されました～
- ・トップページ>旭織で、さがす>健康福祉局>薬務課>肝炎対策>肝炎治療費助成制度について～平成26年9月から拡充されました～

なお、広島県肝炎治療特別促進事業に関する問答集（平成24年5月23日策定）については、改訂次第、別途お知らせします。

担当 肝炎対策グループ
 電話 082-513-3078（ダイヤルイン）
 FAX 082-211-3006
 e-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
 （担当者 西田、半田）

支部だより

広島佐伯支部



＜広島佐伯支部＞



池田 和彦

8月19日の夜半から20日未明にかけての豪雨で甚大な被害となった広島市の土砂災害。広島県薬剤師会が募集されたボランティアに参加しました。

被害の大きかった安佐南区は佐伯区と隣接していることもあり、広島佐伯支部から多くの方が現地入りし活動されました。私は、8月30日と9月13日の計2回梅林小学校へ派遣されました。初動段階で現場に則したマニュアルが作成されており大きな混乱もありませんでしたが、時々刻々と変わる状況に対応するためには、その場で臨機応変に動くことも必要でした。



避難所となっていた梅林小学校

話は変わって、10月12日（日）13日（祝）に山形市で行われた第47回日本薬剤師会学術大会に参加しました。台風の影響で演題を取り下げ、早めに帰路に…という方も多いいらっしゃいました。

薬剤師絵画作品展
ランチョンセミナー6鹿児島県姶良地区薬剤師会の
岸本真先生による示説

山寺駅

足湯 (かみのやま温泉)

（10月12日 12:20～13:20山形ビッグウイング2F交流サロン）は、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院呼吸器内科駒瀬裕子先生による「～実践吸入指導～薬剤師の役割」という演題で、薬剤師による吸入指導に大きく期待されていることがとても印象的でした。

学術大会は、ポスターセッション等で他府県の薬剤師と交流することができる良い機会でもあります。

10月19日（日）は広島市佐伯区民文化センターで市民公開講座が開催されました。

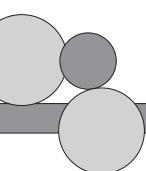
広島市佐伯区地域保健対策協議会・広島市佐伯区医師会・佐伯歯科医師会・広島佐伯薬剤師会・看護協会広島西支部が主催する市民向けのイベントで、今回はシリーズ“健康生活設計”“健康とスポーツ”～運動器疾患と予防～と題して広島東洋カープトレーナー部福永富雄さんをお招きし「プロ野球選手の心と体」の特別講演を、また県立広島病院整形外科主任部長望月由先生には「スポーツ肩の実際」の演題でご講演いただきました。

また、11月9日（日）には、さえき区民まつりが佐伯区民文化センター周辺で開催される予定です。

例年同様おくすり相談コーナーをはじめ様々な催しを行います。今年は広島県で開催される日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中四国支部学術大会と日程が重なりました。昨年同様、スタッフ不足に悩まされております。

そして、最後にご案内です。第163回広島佐伯薬剤師会集合研修会は11月26日（水）19時20分から広島市佐伯区民文化センターにて医療法人あかね会土谷総合病院薬剤部井上智博先生にご講演いただく予定です。ぜひご参加ください。

諸団体だより



広島県青年薬剤師会

基本がやっぱり大切！（忘年会も大切）

会長 辻 哲也



広島県青年薬剤師会は総会＆定例勉強会後最初の勉強会として、9月10日（水）に薬剤師会館で知っピン月イチ勉強会を行いました。講師は2回目の登場となる、ノムラ薬局牛田店の岩本義浩さん。「構造式からくすりを見てみよう②」と題して、前回よりもさらに深く、かつ基本も重視した内容でお話しいただきました。

薬剤師が他の医療職と決定的に違うのは、化学的・数学的にモノを見ることができる点です。その点では、構造式や薬物動態学というのは、ぜひとも基本を身につけておきたい分野の一つだと思います。今回の勉強会でも、「構造式のカタチから副作用や特徴を見つける」というキーワードが出てきました。ケトプロフェンによる光線過敏症を例に、他の類似構造を持った薬剤でも、もしかしたら光線過敏症の副作用が出るのではないか？これならその心配はないのではないか？といった予測を立てて、医師に提案できる。その入口になる内容だったと思います。

もっとも、構造式は私も苦手です。しかし、基礎を学んでおくことは決して無駄ではありません。今回の勉強会では導入として、構造式を見る上で最低限持っておくべき知識についても、お話しいただきました。ハロゲン、スルホンアミド、電気陰性度、リピングスキーの法則…皆さん一度は耳にしたことがあるはずです。こういった基礎の部分もきちんとフォローしてくれる、それが青葉勉強会の特徴だと思います。

この原稿が掲載される頃には、カレンダーの残りも少なくなってきているはずです。お忙しい時期に入りますが、「実際に現場で日常業務を行っている、地元の薬剤師が講師の、普段使いできる勉強会」として、今年も残り2回勉強会を開催いたします。いずれの内容も、一度は日常業務で疑問に思ったり、知識を整理したいなあと思ったりしたことのあるジャンルだと思います。年齢や勤務先にかかわらず参加できる勉強会です。ぜひお越しください。

○広島県青年薬剤師会 知つピン月イチ勉強会

日 時：11月12日（水）19時30分より

会 場：広島県薬剤師会館 2階研究室

テ マ：精神科領域

講 師：医療法人社団更生会草津病院

山田雅彦さん

日 時：12月10日（水）19時30分より

会 場：広島県薬剤師会館 2階研究室

テ マ：学会発表のお作法

講 師：医療法人社団清風会五日市記念病院

荒川隆之さん

参加費：青葉会員 500円（クーポン利用可）

非会員 1,000円

※学生無料（社会人入学は除く）

そして最後に、今年もやります！忘年会のご案内です。新薬剤師研修会や広島県若手薬剤師フォーラムに参加された皆さん、その後交流されてますか？もう一度集まって楽しんでみませんか？もちろん、それ以外の方も大歓迎。広島県青年薬剤師会は、あなたのご参加をお待ちしております

○広島県青年薬剤師会 忘年会

日 時：12月6日（土）

会場・日時はホームページ、ブログ、Facebook内「広島県青年薬剤師会Facebook分室」で！



広島県女性薬剤師会

会長 松村 智子



女性薬剤師会は総会後の役員会でこれまでのように勉強会・親睦会を充実していくことを話し合いました。

9月20日（土）19時からエソールですすめ勉強会をしました。今回は乳酸菌について、ぬか漬けから掘り下げてみました。「ぬか床のかびの発生はこの菌の増殖だった」とか「ぬか味噌のなかではこんな反応がおこっていた」とか、お台所を化学的な目でみて、様々な発見をしました。おばあちゃんの知恵は正しい！という結論です。発酵食品が体に及ぼす効用を考えると、ぬか漬けを作つてみたくなりました。

10月18日（土）19時からエバ尔斯広島支店で第25回研修会を開催しました。今回のテーマは大腸がんの病態と治療です。治療においての副反応と対応を含めて勉強しました。疫学のこと、大腸がんの各段階の病態、化学療法、使用される各薬剤からの副反応と対応を詳しく勉強しました。次回は来年2月に予定しています。

女性薬剤師会ではいろんなテーマやで勉強会や意見交換をしていこうと考えています。様々な環境、年齢を超えて集まっています。ふと？と感じたこと、こんなことをしたのよと言いたくなつたことを持って、どうぞ遠慮なく参加してみて下さい。もちろんほかの人の？などを聞くことも興味深いです。

広島県学校薬剤師会



会長 永野 孝夫

第59回中国地区学校保健研究協議 大会について

8月21日に広島市に於いて第59回中国地区学校保健研究協議大会が開催され学校保健・学校安全について研究協議がされました。

全体会の後、職域部会では中国五県の学校薬剤師会から「学校環境衛生検査の完全実施に関する問題点」について現況が発表されました。

検査機器の適正数の確保。検査機器の管理不足。機器の購入。検査の業者委託による問題。学校薬剤師の担当校数の問題。学校薬剤師の報酬。教育委員会の担当者の認識の差の問題等々が山積し完全実施に向けては、今後大きな努力を必要とする事を改めて認識させられました。

班別研究協議会では、「特別支援学校の特長を生かした学校環境衛生活動」「薬物乱用防止教育の取り組み」「喫煙、飲酒、薬物乱用防止教室をめざす2つのアプローチ」と題して発表されたのち協議が持たれ大会を終えました。

平成26年学校環境衛生・薬事衛生研究協議会 について

岡山市に於いて10月2日・3日に開催されました。

講義1 「これから学校保健～学校薬剤師との連携」 文部科学省健康教育調査官 北垣 邦彦

子供たちの今を守る「保健管理」子供たちのより良い明日を作る「保健教育」に対して学校薬剤師の連携が必要であり学校環境検査の実施についても学校薬剤師の学校への働きかけや薬剤師会等との連携も大変重要であると話されました。

講義2 「薬物依存の理解と危険ドラッグの理解」

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
薬物依存研究部長 和田 清

危険ドラッグの広がり次第では、大麻や覚せい剤へのゲイトウェイになり得る可能性があり「得体のしれない物は口にしない」という視点から薬物乱用防止教室を再検討する必要があるのではないかと講義されました。

特別講演 「PM2.5の健康影響を考える」

就実大学薬学部教授 渡辺 雅彦

PM2.5の定義、濃度と基準値、生体への短期リスクと長期リスク。リスクの考え方としては、特に感受性の高い方以外は汚染レベルの高いときに注意を払う程度で良いかもしくないと講演いただきました。

薬物乱用防止教室について

呉支部 幸城 真由美

10月2日（木）呉市立音戸小学校にて、小学6年生33名を対象に薬物乱用防止教室を実施してきました。

今まで一方的にこちらが薬物やたばこの害について授業をしてきましたが今年からは児童に参加して考えてもらう授業をしたいと思っていました。担任、養護教諭、音戸警察署の協力の下、児童参加型の授業を実施することが出来ました。

担任の先生は事前に薬物についてのアンケートを生徒たちに実施し、児童は家庭で薬物についてインタビューをして、各自で疑問に思ったことを調べて来るようにしました。養護教諭は薬物について「保健便り」をこれ以上詳しくできませんと思うくらい解りやすいプリントを作成してくれました。私は20分ほど時間をもらいパワーポイントを作成しました。丁度、実務実習の大学生が見学に来ていたので大学生にも参加してもらいました。

授業の流れは、担任により『薬物乱用とは、薬の誤った使い方をすること』の説明があり児童がグループ毎に危険な薬物はどんな物があるのか。『天使の部分』と『悪魔の部分』を考えて発表していました。

私は添付文書を各自に配って見てもらいました。『医薬品は詳しく成分が表示されて安全に使えるように作られ誤った使い方をしないように、また副作用が起こらないようにちゃんと皆さんを守っている薬である。』と説明しました。

危険ドラッグや麻薬、覚せい剤は何が入っているかわからず一度の使用でも命を落とす危険があることを説明しました。写真を使って脳の働き、薬物の影響、薬物の依存を説明しました。警察署の協力でパンフレットをいただき、昨年の県内の検挙数、町内の検挙数などを知らせ身近でも起きうることで興味本位で気軽に手を出さないように伝えました。



次に、大学生3名に薬物の売り手になってもらい約10名のグループに分かれて、児童にはきっぱりと断る体験をしてもらいました。私が高校生の時に大学生が教育実習で授業をしてくれたことはいまだに鮮明に記憶にのこっています。今回、実習生に参加してもらうことで児童にはきっと忘れられない体験ができたと思っています。

後日、児童からの感想が届きました。薬物乱用がとても危険であることが伝わっていました。それに、学生の熱演で『ドラッグを断るのが難しい、誘われて断りにくいことが分かった。』『体験できたことで、もし薬物を売られるような場面に直面しても、きっぱりと断ることができる。』と書いてありました。児童の記憶に残る授業ができたのではないかと思います。



広島漢方研究会

第20回吉益東洞顕彰会及び 薬局製造販売医薬品製造実習報告

理事長 鉄村 努



広島出身で江戸時代の有名な漢方医である吉益東洞を顕彰する第20回吉益東洞顕彰会が、9月14日（日）に東洞碑（石碑）のある広島大学医学部広仁会館において広島漢方研究会が主催（共催：日本生薬学会、後援：東亜医学協会、日本東洋医学会、日本医史学会）して開催されました。

午前中は全国から公募した一般演題発表が行われ、くわに内科院長糸谷圭二先生、古訓堂黒川クリニック院長黒川達郎先生、日本大学文理学部教授館野正美先生が東洞に関する研究発表をされました。

午後からは参加者全員で医学部内にある東洞碑前にて顕花式を行いました。



東洞碑前での顕花式

引き続き北里大学東洋医学総合研究所所長花輪壽彦先生をお招きして特別講演「吉益東洞の評価は定まったか」を拝聴し、東洞と関連する漢方医の思想や医術について学びました。今年は全国から約50名が参加され、当顕彰会の知名度が徐々に上がってきていることを実感しました。



花輪先生による特別講演

8月月例会4時限目は「黄連解毒湯の処方解説と製剤実習」と題し、木原敦司先生と佐々木伸忠先生を講師と

して“黄解散・散剤”の製剤と“黄連解毒湯・煎剤”的試飲を行いました。

最初に、黄連解毒湯（黄解散）について文献を読んで病理及び効能効果を学習しました。黄連解毒湯は黄連（苦寒）、黄柏（苦寒）、黄芩（苦平）、山梔子（苦寒）の四種類の苦味生薬を配合した処方で、比較的体力がある方で炎症・充血・顔面紅赤・不安焦躁・鼻血など“のぼせ”傾向に有効な処方です。

実習では4種類の生薬を計量し、台湾製の大型粉碎機で粉碎して薬局製造販売医薬品「黄解散」が出来上がりました。同時に「黄連解毒湯」の煎剤を製剤し約30分煎じて、参加者全員で“罰ゲーム”的なよなとでも苦い煎じ薬を試飲しました。みな興味津々、楽しみながら実習を行いました。広島漢方研究会では、毎月の勉強会のうち年5回薬局製剤実習を実施しています。11月月例会では4時限目で“防已黄耆湯・煎剤”的実習を行う予定です。



大型粉碎機へ生薬投入



黄連解毒湯で乾杯！

【漢方初級講座の講義予定】 9:30 ~ 11:00

第17回 11月9日

今後注目の名脇役の生薬～黄耆乾姜を含む方剤～
第18回 12月14日

同じ病名でもこんなに変わる方剤の運用法～風邪に対する漢方薬をひとまとめ～

第19回 2月8日

漢方のキーポイントは便の硬さ！～便秘（下剤）に対する漢方方剤～

※平成27年1月は新年シンポジウムが開催されますので初級講座はありません。

“漢方薬を基礎から学びたい！”とお考えの方はオープン参加も可能（1日参加費3,000円・薬剤師研修シール3点・漢方薬、生薬認定薬剤師更新用シールとしても使用可・予約不要）です。ぜひ参加されてみてはいかがでしょうか。詳細は広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師会ホームページ研修会カレンダー、または事務局までお問い合わせください。

広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局

TEL：082-285-3395

広島県医薬品卸協同組合
<日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部>

『顔が見てみたい』薬剤師～声から伝わる誠意～



株式会社エバルス 尾道支店
管理薬剤師 大井 美奈

新卒で入社して、早いもので5年目になりました。早く一人前になれるよう、先輩達に追いつけるよう必死に仕事を覚え毎日の業務をこなしていた新入社員時代から比べると、まだまだではあります、大分落ち着いてひとつひとつの仕事を丁寧にこなせるようになってきたかなと感じます。

最近よくお問い合わせいただく病院の薬剤師の先生から「いつかお顔が見てみたいです！」とのお言葉を頂戴する機会がありました。普段、支店の営業MSから「自分達の電話でもそれくらい優しくして」と言われることが多いので、とても嬉しく有難く思いました。

以前、先輩から、卸の薬剤師は「運動部のマネージャー的存在だ」と教わったことがあります。今回このような機会をいただき、写真付きで薬剤師会誌に原稿を載せていただいておりますが、本来卸の薬剤師の仕事というものは影武者の要素が大きく、人にもりますが、表に出る機会はさほど多くありません。病院や薬局に勤務されている薬剤師の先生方のように、患者さんとの対面のコミュニケーション等も無いため、電話というツールのみで信頼関係を築くのは簡単なことでは無いなと日々感じています。

先日キャビンアテンダント（CA）をしている友人と会う機会があり、仕事の話をする中で印象に残ったのが『笑声（えごえ）』という単語でした。「接遇」のプロであるCAは『電話は相手の姿が見えないために、声と言葉だけでコミュニケーションを取らなければなりません。声のトーンはやや高めに、明るい表情が感じられるように、笑顔（笑声）で話しましょう。笑顔で話すと明るく感情のこもった表情豊かな声になります。』と指導されるそうです。また当然のことですが、姿勢は声からも伝わるので、お相手に声を通して見られている意識を持ち、姿勢を正すことが大切とも教わりました。

仕事上ほぼ毎日メーカーの方に電話をしますが、こちらが名乗ったあとに『あ！』『いつもお世話になっております！』と言ってくださる方がいらっしゃいます。その方と直接お会いしたことはありません。とても小さなことなのですが、『あ！』という言葉がつくことで、その方の中で私が浮かび上がったような印象を受け、いつも少しだけ嬉しく思います。冒頭でお話したお得意先の先生が私に対して感じてくださったように、私もその方のお顔をいつか見てみたいとひそかに思っています。

電話応対にはたくさんのマニュアルがあります。あまり肩肘を張り過ぎず、できるだけ問い合わせを下さっている先生に寄り添ったご回答ができるよう日々心がけてはいますが、親しき仲にも礼儀あり、【親しみやすさ】と【馴れ馴れしさ】は似て非なるものですので、不快に思われないよう、でもあまりマニュアル通りにはなり過ぎないよう、毎日が勉強です。今後も良い意味で『いつもお話するあの人の顔が見てみたい』と思っていただける薬剤師になるために、精進したいと思います。



◆◆◆◆◆ 研修だより ◆◆◆◆◆

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。詳しくは研修会カレンダー (<http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況
平成26年9月30日現在 1,198名 (内更新902名)

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
11月4日(火)19:30～21:00 福山支部シリーズ研修会 テーマ:「緩和ケア薬物療法」緩和ケアチームにおける薬剤師の存在意義 はほぼ確立され、オピオイドを中心とした患者QOL確保のための薬剤適正使用推進が臨床薬剤業務として展開されています。本セミナーでは「疼痛評価」、「オピオイドおよびその他鎮痛剤の適正使用」、「各がん腫に特有な不快症状への対応」について今一度認識を新たにし、他医療スタッフとの情報共有のみならず患者への適切な薬剤情報の提供の向上を目指して解説します。 演 題:「オピオイドおよびその他鎮痛剤の適正使用」 要 旨:各オピオイドの特徴と臨床使用での位置づけ、患者への薬剤導入と副作用対策、神経障害性疼痛における他薬剤との併用および副作用対策、その他各鎮痛剤および補助薬剤の実臨床での応用について解説し、薬剤師によるより積極的な介入の意義について議論したいと思います。 講 師:福山大学薬学部実務実習支援室 長崎信浩教授 【JPALS研修会コード:34-2014-0143-101】		主催:(一社)福山市 薬剤師会 084-926-0588	1	研修費:一般1,000円
11月7日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演 題:風邪に対する漢方薬をひとまとめ 講 師:小林 宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。 【JPALS研修会コード:34-2014-0144-101】		主催:福山大学薬学部 084-936-2111(5165) 福山大学薬学部漢方 薬物解析学研究室	1	受講料500円※事前予約は不要 アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。
11月8日(土)9:00～・9日(日) 広島国際会議場 第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会 テーマ:基礎と臨床の協働 薬学・薬剤師職能の発展を目指して 特別講演、シンポジウム 一般演題、ポスター示説、懇親会		主催:(社)日本薬学会 (社)日本薬剤師会 (社)日本病院薬剤師会 広島大学病院薬剤部 担当:木村康浩	3×2日	当日参加9,000円 懇親会8,000円 市民公開講座は参加費無料(研修シール無し)
11月9日(日)9:30～16:00 広島県薬剤師会館2階 第591回広島漢方研究会月例会 9:30～11:00 『今後注目の名脇役の生薬⑦』～黄耆乾姜を含む方剤～ 小林 宏 11:00～12:30 『大塚敬節著・漢方診療30年』吉本 悟 13:30～15:00 『勿誤薬室方函口訣』山崎正寿 15:00～16:00 『防己黄耆湯の処方解説と製剤実習』 木原敦司先生、佐々木伸忠先生		主催:広島漢方研究会 テツムラ漢方薬局 082-232-7756	3	広島漢方研究会会員無料 会員外の当日参加3,000円(学生 1,500円) 事前の予約は不要
11月15日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館4階 第476回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)情報提供「テノゼット錠300mg」グラクソ・スミスクライン株式会社 3)特別講演「B型慢性肝疾患診療の現状」広島大学自然科学研究支援開発センター 生命科学実験部門生物医科学研究開発部助教 柏植雅貴先生		主催:(公社)広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660 共催:グラクソ・スミスクライン株式会社	1	参加費:1,000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。
11月15日(土)15:00～18:00 サンピア・アキ 安芸薬一般用医薬品使用研修会 演 題:「薬剤師の臨床判断 症例学とトリアージを学ぼう(腹痛編)」 講 師:広島国際大学教授(医師) 谷口良彦先生 広島国際大学教授(薬剤師) 三宅勝志先生 【JPALS研修コード:34-2014-0151-101】		主催:(社)安芸薬剤師会 事務局 082-282-4440	2	会費:無料 参加申し込み要

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
11月16日(日)13:00～16:00 広島県薬剤師会館 4階ホール ひろしま桔梗研修会 糖尿病シリーズ研修会第4回 「薬剤師が知っておきたい糖尿病～糖尿病性腎症から透析～」 ※腎性貧血・CKD-MBD・骨粗しょう症もあわせて理解しよう 講師:大西順子先生(水島協同病院薬剤部主任糖尿病療養指導士薬学博士)	主催:神戸薬科大学 広島生涯研修 企画委員会 090-7507-3902	2	参加費:1,000円 申込み:グループ学習のため、 氏名、連絡先、勤務先(調剤、 病院など)職歴を下記メール アドレスに記載して下さい。 d-hiro@kobepharma-u.ac.jp	
11月16日(日)13:30～17:00 広島県国民健康保険団体連合会国保会館 第12回ジェネリック医薬品セミナー 13:40～14:10 第一講演 ジェネリック医薬品の基礎について 緒方宏泰 14:10～14:40 第二講演 医師の立場から 渡邊弘司 14:50～15:20 第三講演 薬剤師の立場から 豊見雅文 15:20～15:50 第四講演 ジェネリック医薬品の使用促進について 城 克文	主催:厚生労働省・ (一社)日本ジェネ リック医薬品学会 ジェネリック医薬品 安心使用促進セミ ナー日本ジェネリッ ク医薬品学会事務局	2	事前登録制:申込受付期間11月 10日(月)まで ホームページからお申し込みくだ さい。広島県薬剤師会誌11 月号にも申し込み用紙を同封いた します。	
11月18日(火)19:30～21:00 学校法人福山大学宮地茂記念館 福山支部シリーズ研修会 テーマ:「緩和ケア薬物療法」緩和ケアチームにおける薬剤師の存在意義 はほぼ確立され、オピオイドを中心とした患者QOL確保のための 薬剤適正使用推進が臨床薬剤業務として展開されています。本セ ミナーでは「疼痛評価」、「オピオイドおよびその他鎮痛剤の適正 使用」、「各がん腫に特有な不快症状への対応」について今一度認 識を新たにし、他医療スタッフとの情報共有のみならず患者への 適切な薬剤情報の提供の向上を目指して解説します。 演題:「各種がんと主な周辺症状の緩和」 要旨:がん患者の抱える不快症状は癌種ごとに特徴的なものがありま す。癌種ごとの主な周辺症状について解説し、薬物療法による対 応について解説します。また、多くの癌に共通する不快症状とそ の対応についても再確認します。 講師:福山大学薬学部実務実習支援室 長崎信浩教授	主催:(一社)福山市薬 剤師会 084-926-0588	1	研修費:一般1,000円	
11月22日(土)14:25～17:35 福山大学1号館 大講義室 第38回福山大学薬学部卒後教育研修会 14:00～ 受付開始 14:25～14:30 開会の辞 14:30 第一部 実務実習報告発表会 14:30～15:15 『お薬手帳は不要ですか？－携帯の重要性と課題－』 第I期薬局実習部門ポスター賞受賞者 竹尾 真 15:15～16:00 『嚥下障害のある患者さんと抗がん剤治療』 第I期病院実習部門ポスター賞受賞者 辻 和美 16:00 第二部 特別講演『慢性腎臓病(CKD)の処方の見方、考え方』 熊本大学薬学部臨床薬理学分野教授 平田純生先生 17:30～17:35 閉会の辞	主催:福山大学薬学部 福山大学薬学部卒後 教育委員会委員長 宇野勝次	2	参加方法:当日受付(予約不要) 一般1,000円、福山大学卒業生 500円	
12月7日(日)13:00～16:00 広島県薬剤師会館 4階 第144回生涯教育研修会 テーマ:I 『レビー小体型認知症』 II 『ヘルコバクター・ピロリ感染症』 内 容 1)製品紹介「アリセプト・パリエットの最近の話題」 エーザイ株式会社広島山口統括部 谷 嘉裕 2)特別講演I 「レビー小体型認知症の病態と治療」 広島県西部認知症疾患医療センター長 井門ゆかり先生 3)特別講演II 「ヘルコバクター・ピロリ感染症の病態と治療」 広島大学病院消化器・代謝内科診療准教授 伊藤公訓先生 4)質疑 【JPALSコード:34-2014-0150-101】	主催:(一社)広島市薬 剤師会・エーザイ(株) 082-244-4899	2	受講料:県薬会員1,000円 非会員2,000円 申込み:12月1日までに「氏名・ 勤務先・会員登録の有無」を事 務局へFAX(082-244-4901)か電 話にてご連絡下さい。	
12月12日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演題:アトピー性皮膚炎に対する漢方薬の応用(1) 講師:小林 宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。	主催:福山大学薬学部 084-936-2111(5165) 福山大学薬学部漢方 薬物解析学研究室	1	受講料500円※事前予約は不要 アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄 りの駐車場をご利用下さい。	

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
12月13日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館 4階 第477回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)特別講演「新たなアレルゲン免疫療法」 鳥居薬品(株)広島支店ALG-AMS専任課長 神谷信親先生		主催:(公社)広島県薬剤師会薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。
12月14日(日)9:30～16:00 広島県薬剤師会館 2階 第592回広島漢方研究会月例会 9:30～11:00 『同じ病名でもこんなに変わる方剤の運用法⑩』 ～風邪に対する漢方薬をひとまとめ～ 小林 宏 11:00～12:30 『大塚敬節著・漢方診療30年』吉本 恒 13:30～15:00 『勿誤薬室方函口訣』山崎正寿 15:00～16:00 『漢方診療医典』勝谷英夫		主催:広島漢方研究会 テツムラ漢方薬局： 082-232-7756	3	広島漢方研究会会員無料 会員外の当日参加3,000円(学生 1,500円) 事前の予約は不要
12月14日(日)10:00～17:00 広島県薬剤師会館 4階ホール 平成26年度広島県在宅支援薬剤師養成研修会（1日目） ◆地域における健康づくり支援について ◆医療保険制度及び介護保険制度について ◆在宅医療について①（往診：医師） ◆在宅医療について②（口腔ケア：歯科医師） ◆在宅医療について③（服薬指導、医療材料：薬剤師） ◆在宅医療について④（緩和ケア：看護師） ◆在宅医療について⑤（医療と介護の連携：介護支援専門員 ケアマネマ イスター） ※2日間全ての研修内容を受講された方には、当日修了証が交付されます。 ※2日目は12月21日(日)の開催です。		広島県薬剤師会 (事務局：吉田) TEL082-246-4317	4	対象者：県内に勤務する薬局薬 剤師で、今後地域において在宅 医療へ参画予定の方 募集人数：50名(定員になり次 第、申込を締め切らせていただ きます。) 受講料：無料 できるだけ、2日間参加できる 方を募集します。
12月21日(日)10:00～17:00 広島県薬剤師会館 4階ホール 平成26年度広島県在宅支援薬剤師養成研修会（2日目） ◆地域包括ケアシステムについて（地域包括ケア推進センター） ◆認知症対応について（広島県認知症疾患医療センター） ◆在宅医療における多職種連携の実際（模擬カンファレンス） ◆在宅医療における薬剤師の関わり方（グループ討議） ◆修了証授与 ※12月14日(日)研修会の引き続きです。		広島県薬剤師会 (事務局：吉田) TEL082-246-4317	4	受講料：無料 修了証を交付された方について は、広島県薬剤師会ホームページ への掲載（氏名・薬局名等） 可否の確認を当日させていただ きます。
1月9日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演題:アトピー性皮膚炎に対する漢方薬の応用(2) 講師:小林 宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。		主催:福山大学薬学部 084-936-2111(5165) 福山大学薬学部漢方 薬物解析学研究室	1	受講料500円※事前予約は不要 アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄 りの駐車場をご利用下さい。



使っていますか？



初めてのあなたに

連載
第2回

広島県薬剤師会生涯学習推進ワーキンググループ

「第2回 まずは1本書いてみよう!!」

さて、第1回では「JPALSのログインパスワード・IDを忘れた方の再設定の方法」について記述いたしましたので、今回は実際に「実践記録」を書いてみましょう！

もちろん勉強会に参加した時に得た知識でも良いですし、最近読んだ本や記事について、自分で調べてみたことでもOKです。またJPALSの画面に「e-ラーニング受講」とあります。e-ラーニングは会員の方は無料で受講する事が出来ますので、これを利用するのも良いと思います。

※利用申込が正式完了した、翌日AM 6:00から申込したe-ラーニングの利用が可能になるので注意。

今回は実際にe-ラーニングを受講して「実践記録」を1本書いてみたいと思います。

e-ラーニングのコースは33本、1本あたりの時間も10分程度のものから1時間半ぐらいのものまで幅広く用意されています。また、カテゴリも「ハイリスク薬」や「セルフメディケーション」といったものから、普段の勉強会ではなかなか聞けないような「医療倫理」、「法律と薬剤師」、「学校薬剤師」、「医薬品試験」なども用意されており、非常に興味をそそられます。

カテゴリー	コース名	最終登録日	進捗率	得点	受講期限
コミュニケーション	患者・患者家族の心理状態の理解と対応(申込済)	2014年10月15日	27%	-	詳細
コミュニケーション	認知症に対する理解とケアの基本(申込済)		0%	-	詳細
コミュニケーション	自分自身を理解する 一交流分析理論を用いてー(申込済)		0%	-	詳細
コミュニケーション	医療者に必要な臨床心理学的視点 ーより患者を理解するためにー(申込済)		0%	-	詳細
コミュニケーション	薬局・薬剤師に求められる接遇 ー国民・患者からの意見を踏まえてー(申込済)		0%	-	詳細
研究論文と薬剤師	基本から学ぶアンケート調査のすすめ方 ー患者満足度を例にー(申込済)		0%	-	詳細
医療倫理	生命への異物と(申込済)		0%	-	詳細
医療倫理	患者が病気を受け入れるとき エリザベス・キューブラ・ロスヒロセラピー(申込済)		0%	-	詳細
法律と薬剤師	法体系の基礎(申込済)		0%	-	詳細
法律と薬剤師	調剤過誤と法的責任(申込済)		0%	-	詳細
法律と薬剤師	個人情報保護について(申込済)		0%	-	詳細
実践記録の書き方	ポートフォリオを活用したスマイル学習法(申込済)		0%	-	詳細

図1 e-ラーニングのコンテンツ（一部）

今回は「薬局・薬剤師に求められる接遇 ー国民・患者からの意見を踏まえてー」のコースを受講し記録してみましたが、自分で再度読み返した時にわかりやすいようにフォント、文字の色の変更や、新たな知識を得た時に再編集も出来るようになっており非常に便利です。実践記録は【日薬提出用】として記入する場合は200文字以上の条件がありますが、左の欄に文字数も表示されるので200文字を超えているかもすぐにわかります。また、200文字を超えない場合や、日薬に提出するつもりのないものは【自分用】として保存しておくこともできますし、後日、加筆等の再編集をして提出することも可能です。

<p>この研修のまとめ(例:学んだ言葉、内容を理解できたものと、よく理解できなかったものに整理する等)【200文字以上、必須項目】 入力文字数 643文字</p>	<p>国民・患者からの意見・苦情として、 ①プライバシー保護 ②薬剤服用歴管理・指導業務関係 ③薬剤情報提供関係 ④調剤ミス・過誤・事故 ⑤薬局・薬剤師、従業員の態度、対応、説明への不満 ⑥処方薬の在庫がない場合の対応 ⑦金額・料金 ⑧医薬分業 ⑨かかりつけ薬局 に大きく分けられ、これらの対応・対策、チェックポイントについてまとめて講義内容であった。薬剤師の知識不足(②)、同じ説明をされる(②)、薬を間違えたのに、その後の対応に誠意がない(④)、肝心な部分は医師に聞け的な態度(⑤)、薬の在庫がなく待たされた(⑥)など容易に想像のできる苦情内容ではあったが、改めて自身の業務を振り返ってみる良い機会だと感じた。 ②患者から求められる薬剤師、かかりつけ薬局になるためには、自分の興味のある勉強会に出席するだけではダメで、まんべんなく知識を得るためにも計画的な自己学習の必要性を改めて認識した。 ④、⑤、⑥患者対応においても自身の対応が適切であったか、自分の家族に対応するとしたらそのようにしただろうか?と日々の業務を「薬剤師綱領」、「薬剤師倫理規定」に照らし合わせ、振り返り、考え、成長に繋げる意識を持つことの重要性を再認識した。 ⑧医薬分業のチェックポイントとして、医薬分業の意義の啓発の中で「学校薬剤師として生徒・学生に対し、医薬品の適正使用について講義を行っているか?」とあったが、自身の学校薬剤師活動についても十分であるのか?もっと養護教諭、学校と話す機会を持ち積極的に活動できるのではないかと反省した。</p>
---	--

図2 実際に受講して書いてみた実践記録（入力文字数643文字）

「最近忙しくて勉強会にも参加出来てないし…。やばい!本当に3月までにあと17本も書けるのか?」って方や、「明日は仕事が終わってから、特に予定もないしヒマだなあ…。」なんて思っている方、前日にe-ラーニング受講の申込みさえしておけば、自宅に居ながら自分の空いた時間に勉強が出来てしまうのです。

日本薬剤師会雑誌9月号でも今月の情報(P.5~9)として「日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)の経過と今後に向けた取り組み」、また常務理事会議事要旨(P.118)にJPALSの今後の方向性に関する件として、今後は日本薬剤師研修センターを中心に、日本薬学会、日本医療薬学会、日本病院薬剤師会、日本薬剤師会の5団体が生涯学習環境の整備に連携し取り組み、病院等勤務、薬局勤務など勤務状況が多様な薬剤師が、いずれの職にあってもジェネラリストとしての質保障を統一的な基準で評価する仕組み「総合薬剤師認定試験(仮称)」を構築していく方向で、JPALSでは受験要件をCLレベル5以上を対象にする予定であることから、CLレベル5の維持・更新のためには、来年3月までに18本以上の実践記録の提出をお願いしたいと掲載されていました。

広島県薬剤師会生涯学習ワーキンググループは、11月8日(土)・9日(日)の「第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会 中国四国支部学術大会」にブースの出展もいたします。JPALSに興味のある方、登録方法がわからない方、登録しているけどどう利用して良いかわからない方など、是非お立ち寄りください。



ひろしま桔梗研修会のご案内

“糖尿病シリーズ研修会最終回のお知らせ”

今回は、大西先生の“糖尿病シリーズ学習”最終回です。

薬剤師なら知っておいてほしい“糖尿病”の基礎から応用までの4回シリーズで、前回の腎機能関連など、今までの復習も含めて、“糖尿病”の集大成です。もちろん、連続での参加も、単回での参加もOKです。是非、ご参加下さい。

日 時：第4回 平成26年11月16日（日）13:00～16:00

受付12:30～（認定2単位）

場 所：広島県薬剤師会館 4階ホール

広島市中区富士見町11-42 TEL(082)246-4317

テーマ：『薬剤師が知っておきたい糖尿病
～糖尿病性腎症から透析～』
＊腎性貧血・CKD-MBD・骨粗しょう症もあわせて理解しよう

講師：水島協同病院薬剤部 主任 糖尿病療養指導士 大西 順子先生

参加費：1,000円

申込み：今回はグループ学習のため、勤務先（調剤、病院など）を必ず記載して下さい。

d-hiro@kobepharma-u.ac.jp（第4回締切 10月31日）

※送受信不能の際はお問い合わせください。

主 催：神戸薬科大学 広島生涯研修企画委員会

問合せ：倉田 薫 090-7507-3902

森川薬局青葉台店 0829-30-6778



※ひろしま桔梗研修会来年度のお知らせ

漢方講座で人気の千福先生をお呼びしています。

また、端末を使った情報検索についての研修会も予定しています。

みなさん、ぜひご参加ください。

第38回・福山大学卒後教育研修会

医療における薬剤師の存在価値を求めて!

—薬剤師の職能と薬学教育の接点—



プログラム



14:25～14:30 開会挨拶

14:30～16:00 第一部 H26年度Ⅰ期実務実習報告会ポスター賞受賞発表

1. 薬局:お薬手帳は不要ですか? —携帯の重要性と課題—
竹尾 真

2. 病院:嚥下障害のある患者さんと抗がん剤治療
辻 和美

16:00～17:30 第二部 特別講演



慢性腎臓病(CKD)の 処方の見方、考え方

熊本大学薬学部臨床薬理学分野 教授
平田 純生 先生

17:30～17:35 閉会挨拶

治験コーディネーター(CRC)研修会の開催について

広島県は、医薬品・医療機器等の臨床試験・治験など様々な段階での企業活動のサポートを実施しています。その一環として、治験業務に興味のある方々に対して、治験業務等について学べる場を設けることとしました。

医薬品等の承認審査が迅速化されている現在、医薬品の臨床試験等について知ることは、非常に有意義であると考えます。

日常業務で治験に携わっておられない方々も、新薬の開発について知ってみてください。

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 1 とき | 平成26年11月30日（日）13時～17時10分（開場12時30分） |
| 2 ところ | 広島県庁本館6階講堂（広島市中区基町10番52号） |
| 3 対象者 | 医師、薬剤師、看護師及び臨床検査技師、CRCその他治験業務に関心がある方 |
| 4 定員 | 最大100名 |
| 5 参加費 | 無料 |
| 6 主催 | 広島県 |

【プログラム】

時 間	内 容
13:00～13:05	開会挨拶
13:05～14:25	新医薬品の承認審査業務について（仮題） (独)医薬品医療機器総合機構 新薬審査第四部
14:25～14:35	休憩（10分）
14:35～15:45	治験依頼者の立場から（仮題） 武田薬品工業株式会社
15:45～16:55	SMOの業務について（仮題） 株式会社イーピーミント
16:55～17:10	総括

- 参加は、できるだけ事前申込み（FAXまたはEメール）をお願いします。（当日参加も可）
- 本研修会は、日本臨床薬理学会認定CRC制度による研修会として研修単位5点が加算されます。
- また、日本薬剤師会、広島県病院薬剤師会等の認定についても申請中です。

**問合せ先：広島県健康福祉局薬務課製薬振興グループ TEL 082-513-3223
(申込先) FAX 082-211-3006
E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp**

広島県健康福祉局薬務課製薬振興グループ 行き FAX: 082-211-3006

平成26年度CRC研修会参加申込書

所属機関名			
記入者所属		記入者氏名	
電話番号			
番号	部署等	参加者氏名	参加証の要否
1			要・否
2			要・否

※人数が多い場合は、行を追加してください。

平成 26 年度 広島県在宅支援薬剤師養成研修会

本研修会は、日本薬剤師研修センター認定研修会です。

1 研修の目的

広島県では、地域医療・介護の現場において、高齢者・要介護者の多くが残薬等服薬管理上の問題を抱えていること、また他職種への周知不足や対応できる薬局・薬剤師の不足により、訪問薬剤管理指導を行う薬局・薬剤師が増えていないこと、薬局が地域住民の健康を見守る施設として、疾病予防や健康支援の相談に応じる知識・スキルを十分習得できていないなどの課題が挙げられています。

このような状況の中、地域包括ケアシステムを構築していくうえで、薬局・薬剤師は服薬管理に係る専門家として、在宅医療分野での医療・介護関係者との更なる連携や、地域住民にとって身近な施設である薬局に、疾病予防やセルフメディケーションの相談機能充実による健康情報拠点としての役割が求められているところです。

このため、在宅医療等に関する知識や技術をもち、地域医療に貢献できる「広島県在宅支援薬剤師」の養成研修会を次のとおり開催しますので、多くの方の参加をお願いします。

2 研修の概要

- (1) 対象者 県内に勤務する薬局薬剤師で、今後地域において在宅医療へ参画予定の者
 (2) 募集人数 50名（定員になり次第、申込みを締め切らせていただきます。）
 (3) 日時及び会場 平成26年12月14日（日）、21日（日）両日とも10:00～17:00
 広島県薬剤師会館4階研修室（広島市中区富士見町11-42）
 (4) 内容 在宅医療、地域包括ケアシステム、セルフメディケーション等に関する講義
 模擬ケアカンファレンス、グループ討議等
 (5) 受講料 無料
 ※2日間全ての研修内容を受講された方には、当日修了証が交付されます。
 なお、グループ討議に参加せず、講義のみの聴講も可能です。
 （講義のみの聴講者定員70名 修了証は交付されません。）

3 申込み（お問い合わせ）先

〒730-8601 広島市中区富士見町11-42 公益社団法人広島県薬剤師会
 電話：082-246-4317（直通） FAX：082-249-4589 E-mail：yakujimu@hiroyaku.or.jp
 ※上記へ郵送、FAX又はE-mail（下記様式）によりお申し込みください。
 （申し込み後の受講決定通知は行いません。）
 申込締切日：平成26年12月3日（水）必着

4 実施機関

公益社団法人広島県薬剤師会

平成 26 年度 広島県在宅支援薬剤師養成研修会 受講申込書

所属支部名	所属薬局名	受講薬剤師氏名	グループ討議（どちらかに○を記入）	
			参加	不参加

申込担当者氏名

TEL

修了証を交付された方には、当日会場で県薬剤師会ホームページへの掲載（氏名、薬局名等）の可否について、別途伺わせていただきますので、御了承ください。

平成26年度 広島県在宅支援薬剤師養成研修会 研修プログラム

会場：広島県薬剤師会館 4階研修室

日 時	時 間	内 容	講師（予定）
12月14日（日）	10：00～10：05	開会	
	10：05～11：00	地域における健康づくり支援について	日本薬剤師会薬剤師
	11：00～12：00	医療保険制度及び介護保険制度について	広島県薬剤師会薬剤師
	12：00～13：00	昼食休憩	
	13：00～13：50	在宅医療について（往診）	広島県医師会医師
	13：50～14：30	在宅医療について（口腔ケア）	広島県歯科医師会歯科医師
	14：30～14：40	休憩	
	14：40～15：30	在宅医療について（服薬管理、医療材料）	広島県薬剤師会薬剤師
	15：30～16：10	在宅医療について（緩和ケア）	広島県看護協会看護師
	16：10～16：15	休憩	
12月21日（日）	16：15～17：00	在宅医療について（医療と介護の連携）	介護支援専門員 (ケアマネマイスター)
	10：00～10：45	地域包括ケアシステムについて	地域包括支援センター職員
	10：45～11：30	認知症対応について	広島県認知症疾患医療センター医師
	11：30～11：45	休憩	
	11：45～12：45	在宅医療における多職種連携の実際 (模擬ケアカンファレンス)	多職種
	12：45～14：00	昼食休憩	
	14：00～16：45	在宅医療における薬剤師の関わり方 (グループ討議)	多職種
16：45～17：00 修了証授与 閉会			

※都合により講義時間及び講師は変更になる場合があります。

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

手続きカンタン。
あなたの暮らしを補償します。

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。
生活費の実費を補償するものではありません。

1口当たりの月払保険料

保険期間:2014年8月1日午後4時から2015年8月1日午後4時まで

中途加入の場合:申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級

(型:本人型 保険期間1年 てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
月 払 保 険 料	タイプ	Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1,160円	920円
	25歳～29歳	1,280円	1,030円
	30歳～34歳	1,480円	1,270円
	35歳～39歳	1,790円	1,570円
	40歳～44歳	2,160円	1,940円
	45歳～49歳	2,560円	2,290円
	50歳～54歳	2,990円	2,640円
	55歳～59歳	3,210円	2,820円
	60歳～64歳	3,380円	2,940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。

※年齢は被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(平成26年8月1日)の満年齢をいいます。

おすすめ!

入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。
ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

制度の特徴

1

24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間*1を超えた場合に補償します。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。



2

天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる休業も補償します。



3

ご加入の際、医師の診査は不要です！

別紙の加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



4

充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」

サービスの詳細は後記「サービスのご案内」をご参照ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



ご加入手続きについて

代理店 広医(株)までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

(TEL:082-232-8800 FAX:082-294-1868)

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。(医師による診査は不要)

●1か月の補償額とタイプ(※1)をお決めください。

(原則50万円(5口)補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」(Aタイプ)もお選びいただけます。)

※1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いいたしますのでご注意ください。(他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。)

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族(※2)も加入することができます。ただし、年齢(保険期間開始時の満年齢)が満15歳以上の方に限ります。

(個別に加入依頼書をご記入願います)

※2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落として便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。



(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 原田 修江

(公社) 日本薬剤師会 DI委員会

東京大学大学院薬学系研究科（医薬品情報学講座）

澤田 康文

【事例】

同じ引き出しに入っていた同じ帶色、
牛車腎気丸（107番）のところ八味地黄丸（7番）を誤調剤！

■処方内容は 74歳の女性

〈処方〉 総合病院外科受診、印字処方

マグミット錠330mg	3錠	1日3回	毎食後	21日分
ビオフェルミン	3g	1日3回	毎食後	21日分
ガスロンN錠2mg	2錠	1日2回	朝夕食後	21日分
クレスチン	3g	1日3回	毎食後	21日分
ツムラ大建中湯エキス顆粒（医療用）	7.5g	1日3回	7時、15時、21時	21日分
メチコバール錠500μg	3錠	1日3回	毎食後	21日分
ツムラ牛車腎気丸エキス顆粒（医療用）	7.5g	1日3回	7時、15時、21時	21日分
ブルゼニド錠	2錠	嚥服	便秘時	21回分

既病歴・現病歴（直腸癌、胃癌、大腸ポリープ、胃潰瘍、肝機能障害、鉄欠乏性貧血）

薬識（無） 薬の管理は患者の夫が行っている。

■何が起ったか？

- ツムラ牛車腎気丸エキス顆粒（107番）のところ、同じ引き出しに入っていた同じ帶色のツムラ八味地黄丸エキス顆粒（7番）を誤調剤してしまった。

■どのような経緯で起ったか？

- 患者は、平成17年頃、当科より、ティーエスワン配合カプセルを含む処方が21日分ずつ処方されていた。それ以来21日分処方が続いており、特別な体調の変化が無いため、しばらく同じ内容の処方であった。
- 薬は、いつも患者の夫が受取りに来ており、患者は病院で待っていた。来局時間は、いつも昼頃であり、今回も同様で、大変混雑している時間帯であった。
- 処方された薬は、8種類21日分と比較的多く、さらに、患者の夫が薬を管理し易いように一包化する必要があったため、調剤に手間がかった。
- 漢方薬はすべて引き出しに保管しており、保管方法のルール（番号順、五十音順など）は、特に定めていなかった。
- 集薬者は、処方せん原本を見ながら集薬したが、ツムラ牛車腎気丸エキス顆粒（107番）のところ、同じ引き出しにあつ

たツムラ八味地黄丸エキス顆粒（7番）を、何の疑問も持たず誤集薬してしまった。

- ・この2種類と同じ引き出しには、同じくツムラ漢方薬の23番、25番、41番、114番も一緒に保管していた。
- ・鑑査と投薬は、別の薬剤師によって行われた。鑑査は、処方せん原本と照合しながら行った。
- ・投薬時は、いつも通り、患者の夫と一緒に薬の確認をしたが、どちらも薬を取り違えていることには気がつかなかつた。
- ・患者の夫は、患者に「ツムラ八味地黄丸エキス顆粒」を何日分か服用させた後に、いつも出される「ツムラ牛車腎気丸エキス顆粒」でないことに気がついた。その後は、「ツムラ八味地黄丸エキス顆粒」を服用させることをやめて、次回受診日に薬が違っていたことを処方医に申し出た。
- ・処方医は、患者の夫に対して、「牛車腎気丸の代わりに八味地黄丸を服用してもそれほど問題ではないが、薬が違っていたことを薬局に連絡しておくように。」と説明した。
- ・患者の夫からは、医師から説明を受けた直後に来局した時には何の申し出もなく（理由は不明）、この日は正しく薬を交付した。
- ・2週間後に患者の夫が再び来局し、「今回は問題なかったが、前回交付された薬は、いつもと漢方薬が1種類違っていた！」と、残薬を見せながら話した。このことについて医師に申し出たことと、医師から言わされたことも話した。
- ・すぐに持参薬（残薬）を確認して、誤調剤したことが発覚した。幸いなことに健康被害は起こっていない。

■どうなったか？

- ・患者の夫に誤調剤について謝罪をして、持参薬を正しい薬と交換した。
- ・処方医と薬剤部長には、当該薬局の管理薬剤師から経緯を報告し、謝罪をした。

■なぜ起こったか？

- ・お昼頃の大変混雑している時間帯であったため、集薬者および鑑査者ともに早く投薬しなければと焦っていた。集中力も低下していたと思われる。
- ・ツムラ牛車腎気丸エキス顆粒（107番）とツムラ八味地黄丸エキス顆粒（7番）は、どちらも製品番号の末尾に「7」がつくため、製品包装に表示される帶色は、同じ茶色であった（図1）。また、製品名は製品包装に小さく書かれており、製品名よりも製品包装の帶色と数字のほうが目立っていた。さらに、今回取り違えた107番と7番の処方頻度は、同程度であり、取り違える確率が高かった。しかし、特に何も対応策を講じずに同じ引き出しに保管していた（図2）。



図1 ツムラ牛車腎気丸エキス顆粒（左）と
ツムラ八味地黄丸エキス顆粒（右）



図2 ツムラ牛車腎気丸エキス顆粒と
ツムラ八味地黄丸エキス顆粒を保管している
引き出し
左下が牛車腎気丸（107番）
右下が八味地黄丸（7番）

- ・集薬者は、同じ引き出しに同じ帶色の漢方薬が2種類あり、取り違え易いことを強く意識していなかった。そのため、処方せん原本と照合しながら作業をしたにもかかわらず、製品名の確認がおろそかになった。
- ・鑑査時も製品包装の帶色に注意が向き、いつもと同じ色であったため間違いないと思い込み、薬の名称まできちんと確認せず、数の確認はしたが誤集薬を見落としてしまった。
- ・投薬時は、患者の夫と一緒に薬情と照合しながら薬の確認をしたが、包装の帶色がいつもと同じであったため間違いないと思い込み、薬が違うことに気がつかなかった。
- ・患者は、薬を管理することが難しい状態であったため、夫から渡された薬を何も気にせずに服用した。

■今後二度と起こさないためにどうするか？

薬の保管場所

- ・ツムラ牛車腎氣丸エキス顆粒（107番）とツムラ八味地黃丸エキス顆粒（7番）とは別の引き出しに保管する。
- ・他の漢方薬についても、包装の帶色が似ている漢方薬は、同じ引き出しに入れないようする。

集薬時、鑑査・投薬時

- ・急いでいても慌てずに落ち着いて集薬、鑑査をする。
- ・処方せんに記載された製品名は、最後まで読み込んで指さし確認をしながら集薬し、集薬した後にもう一度処方せんと照合する。
- ・漢方薬を集薬および鑑査する場合は、製品包装の帶色に気をとられずに、必ず製品番号と製品名の両方を確認する。
- ・鑑査時は、まず薬の取り違え（薬名・規格の間違）がないかを確認した後に、数の確認を行う。
- ・投薬時は、同じ処方が続いている場合も緊張感を持って患者（あるいは、患者の代理人）と一緒に、薬情と薬の照合を行う。

薬局の管理体制

- ・ツムラの漢方薬は、製品番号の末尾が同じ数字の場合、製品包装の帶色が同じであることを薬局内の全員に周知する。
- ・漢方薬を調剤する場合は、処方せん（処方枠横の空欄）・薬情・薬袋・薬歴に、“製品番号”を製品名とともに記載する。
- ・ヒヤリ・ハット（今回は薬の取り違え）は、すぐに薬歴に大きく記載して、薬局内で情報共有する。
- ・交付した薬について何か問題が起きた時は、直ちに薬局に連絡していただくように、薬局内の掲示物などにより、患者への周知を行う。早く対応することの大切さを伝える。
- ・調剤過誤防止システム*を配備する。今回のような別物調剤するようなミスを、全く無くすることは難しい。「気をつける」「確実に行う」など注意喚起しても、「忙しい」「他のことに気をとられていた」などさまざまな理由で、再びミスがでるのが現実である。そこで、「調剤過誤防止システム」を導入することで、かなり誤調剤が防げるのではないかと考えられる。

*：「調剤過誤防止システム」：薬品カセットや瓶のバーコードをピッキング端末で読み込んで処方情報と照合し、別物調剤を防止するシステム。

■特記事項は？

（公財）日本医療機能評価機構では、ホームページ上に、「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」を掲載しており、収集した「薬局ヒヤリ・ハット報告事例」の検索も可能としている。“漢方and色”で検索した結果、2009年1月～2014年2月までに21件の報告があり、そのうち包装の帶色が同じ製品同士の取り違えは17件で、16件はツムラの製品であった（表）。

取り違えの要因としては、包装の帶色に注意が向き製品名あるいは製品番号の確認を怠ったこと、勤務状況が繁忙だったこと、保管場所が近かったことが挙げられている。

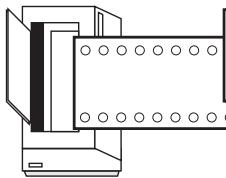
表 取り違えた漢方薬の製品番号と帶色

注) 医薬品名は、すべて「エキス顆粒(医療用)」を省略。

処方された漢方薬(製品番号)／間違えた漢方薬(製品番号)	包装の帶色
ツムラ大建中湯(100)／ツムラ猪苓湯(40)	水色
ツムラ桃核承氣湯(61)／ツムラ補中益氣湯(41)	
ツムラ清心蓮子飲(111)／ツムラ葛根湯(1)	空色
ツムラ補中益氣湯(41)／ツムラ葛根湯(1)	
ツムラ葛根湯加川きゅう辛夷(2)／ツムラ甘麦大棗湯(72)	
ツムラ人参湯(32)／ツムラ消風散(22)	緑色
ツムラ防風通聖散(62)／ツムラ消風散(22)	
ティコク半夏厚朴湯(16)／ティコク半夏瀉心湯(14)	
ツムラ抑肝散加陳皮半夏(83)／ツムラ滋陰降火湯(93)	黄緑色
ツムラ抑肝散(54)／ツムラ加味逍遙散(24)	
ツムラ抑肝散(54)／ツムラ桂枝加芍藥大黃湯(134)	黄色
ツムラ大黃甘草湯(84)／ツムラ抑肝散(54)	
ツムラ黃連解毒湯(15)／ツムラ桂枝茯苓丸(25)	橙色
ツムラ桂枝茯苓丸加苡仁(125)／ツムラ桂枝茯苓丸(25)	
ツムラ釣藤散(47)／ツムラ牛車腎氣丸(107)	茶色
ツムラ当帰四逆加吳茱萸生姜湯(38)／ツムラ芍藥甘草湯(68)	
ツムラ芍藥甘草湯(68)／ツムラ十全大補湯(48)	赤色

“ヒヤリ・ハットエビデンス情報”をご提供いただける場合は、
薬事情報センター(原田)までご連絡をお願い致します。

〈連絡先 TEL:082-243-6660 メールアドレス harada@hiroyaku.or.jp〉



薬事情報センターのページ



原田 修江

近年登場したパーキンソン病治療薬について

パーキンソン病 (PD) は、中脳黒質緻密部のドパミン (D) 作動性神経細胞の変性・脱落により発症し、振戦、筋固縮、無動、姿勢反射障害を 4 大症状（表 1）とする疾患です。

表1 パーキンソン病の4大症状

振戦	安静時、姿勢あるいは動作時に認められる四肢の不随意運動。 安静時に認められることが多い。
筋固縮	関節を一定の速さで他動的に屈伸したときに感知される抵抗のこと。 歯車が回っているような抵抗がある。
無動	動作・発語が緩慢になっている状態。著しい場合は、話しかけても返事が返ってくるのに時間がかかったり、同じ姿勢のまま長時間微動だにしないような状態。
姿勢反射障害	姿勢あるいは動作時に体幹を適切な位置の保持することや、転倒回避のための四肢の相補的運動ができなくなる状態。

黒質緻密部は、大脳皮質と視床・脳幹を結び付けている神経核の集合体である大脳基底核神経回路において、線条体に投射する修飾的な回路要素です。大脳基底核神経回路は、大脳皮質→大脳基底核→視床→大脳皮質というループ回路で、線条体-淡蒼球内節・黒質網様部より形成される直接路と、線条体-淡蒼球外節-視床下核-淡蒼球内節・黒質網様部より形成される間接路があります（図 1）。直接路には D_1 受容体（興奮性受容体）が、間接路には D_2 受容体（抑制性受容体）が存在し、D 欠乏により直接路では過剰抑制、間接路では過剰興奮となり運動障害が生じます。

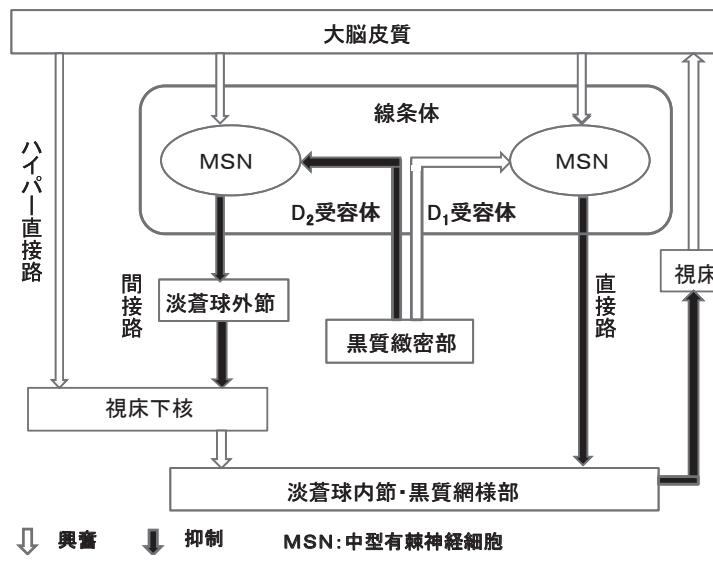


図1 大脳基底核神経回路

現在使用されている PD 治療薬は、この大脳基底核神経回路の異常を修正することを目的としており、これまでレボドパ製剤、D 遊離促進薬、D アゴニスト、MAO-B 阻害薬、COMT 阻害薬、抗コリン薬、ノルアドレナリン前駆物質など種々の薬剤が開発されてきました。さらに、近年、抗てんかん薬として長年用いられてきた「ゾニサミド」、アデノシン A_{2A} 受容体拮抗薬「イストラデフィリン」、わが国初のオフ時のレスキューチューリング薬「アポモルヒニン塩酸塩注射液」（皮下投与製剤）が加わり、治療の選択肢が広がりました。

◆ 「イストラデフィリン（ノウリアスト錠[®]）」について

アデノシン受容体には、A₁、A_{2A}、A_{2B}、A₃のサブタイプがあります。アデノシンが結合するとA₁受容体では細胞内情報伝達が抑制され、A₂受容体では活性化されます。アデノシン受容体は、生体内に広く分布しており、中枢神経系では、A_{2A}受容体が線条体、淡蒼球外節、側坐核などに限局して存在しています。

イストラデフィリンは、A_{2A}受容体に対してのみ高い親和性を有する世界初の選択的アデノシンA_{2A}受容体拮抗薬です。従来のPD治療薬とは異なる非D系PD治療薬で、大脳基底核神経回路間接路のGABA神経系に存在するアデノシンA_{2A}受容体を阻害することにより、過剰興奮状態の間接路を正常状態に近づけ、PD症状を緩和すると考えられています（図2）。臨床試験において、レボドパ製剤に加えて複数のPD治療薬を服用していた患者にイストラデフィリンを併用したところ、オフ時間の短縮、運動症状の改善効果が認められました。また、動物実験において、抗うつ効果も報告されています。

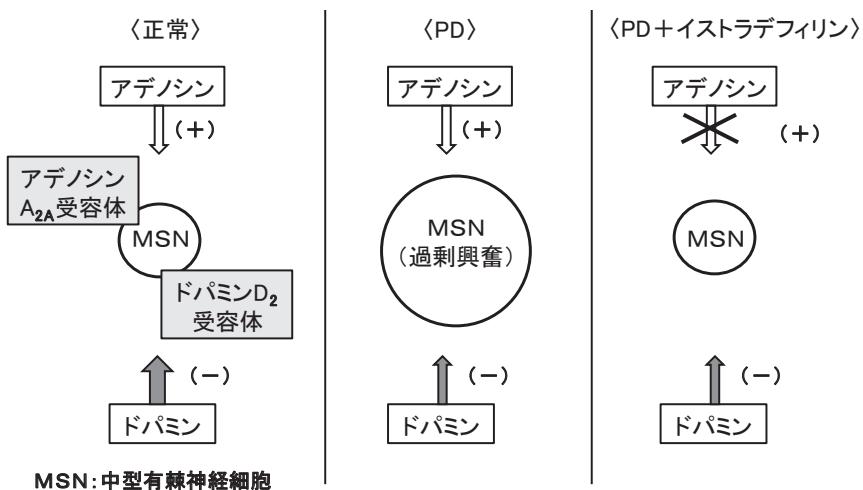


図2 パーキンソン病(PD)におけるイストラデフィリンの作用機序

◆ 「ゾニサミド（トレリーフ錠[®]）」について

ゾニサミドは、従来抗てんかん薬として用いられてきましたが、PD患者に併発したけいれん発作の治療目的で使用したところ、けいれん発作の消失とともにPD症状の改善が認められました。さらに、レボドパ製剤に加えて他の抗PD薬で治療中の患者においても改善効果が認められたことから、PD治療薬として開発が進められました。

ゾニサミドの抗PD作用は、線条体D放出増加、MAO-B阻害、T型Caチャネル阻害、δ₁受容体刺激など多彩な機序によるものと考えられています。また、ゾニサミドにはD神経保護作用も報告されており、「パーキンソン病治療ガイドライン2011」（日本神経学会監修）ではwearing offの治療アルゴリズムにおいて、ジスキネジアの有無にかかわらず、エンタカポン、セレギレンなどと並列で推奨されています。

◆ 「アポモルヒネ塩酸塩水和物（アポカイン[®]皮下注）」について

アポモルヒネは、D₁、D₂様受容体に作用する非麦角系Dアゴニストです。経口では初回通過効果の影響を受けて大量投与が必要となるため、皮下注射製剤が開発されました。投与後20分でオフ症状を改善し、投与後120分で効果が消失する短時間作用型のPD治療薬です。注射製剤のため、効果に比較的個人差が少なく、消化管からの吸収障害の影響も受けません。そのため、経口薬服用中にオフ症状が出現した場合に、次の経口薬が効果を発揮するまでのオフ症状を速やかに一時的に改善するレスキュー薬として用いられます。

嚥下困難を合併したPD患者は、オフ時に薬を服用できなければオフにならず、嚥下障害が改善されないという悪循環に陥ります。錠剤を粉碎投与すると、薬の吸収・分解が早まりオフ時間が短縮します。アポモルヒネ塩酸塩水和物皮下注は、速やかにオフをオフにして嚥下障害を改善することができ、内服治療を可能にできます。

薬剤の投与は、患者自身が専用のインジェクターを使用して自己注射しますが、維持量の決定は、医療機関において専用リモコンを用いて行います。投与のタイミングは、オフ症状が出始める頃が推奨されています。

表2 イストラデフィリン、ゾニサミド、アポモルヒネ塩酸塩水和物について

一般名	イストラデフィリン	ゾニサミド	アポモルヒネ塩酸塩水和物
製品名	ノウリアスト錠20mg	トレリーフ錠25mg	アポカイン皮下注30mg
製造販売	協和発酵キリン	大日本住友製薬	協和発酵キリン
薬価	782.4円 (20mg 1錠)	1115.9円 (25mg 1錠)	7766.0円 (30mg 3ml 1筒)
性状	黄褐色のフィルムコーティング錠	淡黄色のフィルムコート錠	無色～うすい黄緑又はうすい黄赤色澄明の液
効能・効果	レボドパ含有製剤で治療中のパーキンソン病におけるウェアリングオフ現象の改善	パーキンソン病 (レボドパ含有製剤に他の抗パーキンソン病薬を使用しても十分に効果が得られなかった場合)	パーキンソン病におけるオフ症状の改善 (レボドパ含有製剤の頻回投与及び他の抗パーキンソン病薬の增量等を行っても十分に効果が得られない場合)
用法・用量	・レボドパ含有製剤と併用。 ・通常、成人には20mgを1日1回経口投与。 ・症状により40mgを1日1回経口投与可能。	・レボドパ含有製剤と併用。 ・通常、成人には1日1回25mgを経口投与。 ・パーキンソン病における症状の日内変動(wearing-off現象)の改善には、1日1回50mgを経口投与。	・パーキンソン病におけるオフ症状の発現時に皮下投与。 ・通常、成人には1回1mgから始め、以後経過を観察しながら1回量として1mgずつ增量し、維持量 (1回: 1～6mg) を決定。 ・その後は、症状により適宜増減、最高投与量は1回6mg。
T _{max} (h)	2.0 (注1)	4.0 (注1)	0.3 (注3)
T _{1/2} (h)	57.0 (注2)	94.0 (注2)	0.7～1.0 (注3)
禁忌	・成分に対し過敏症の既往歴のある患者 ・妊娠又は妊娠している可能性のある婦人 ・重度の肝障害のある患者	・過敏症の既往歴のある患者 ・妊娠又は妊娠している可能性のある婦人	・本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者 ・重度の肝機能不全患者
代謝	主としてCYP1A1、CYP3A4及びCYP3A5で代謝される。CYP3A4/5及びP糖蛋白に対して阻害作用を示す。	主として薬物代謝酵素CYP3Aで代謝される。	主代謝物は硫酸抱合体であり、CYPの寄与は大きないと推定される。
併用注意	・CYP3A4を阻害する薬剤 (イトラコナゾール、クラリスロマイシン等) ・CYP3A4の基質となる薬剤 (ミダゾラム、アトルバスタチン等) ・P糖蛋白の基質となる薬剤 (ジゴキシン、アトルバスタチン等) ・タバコ (喫煙) ・エンタカポン	・抗てんかん剤 (フェニトイン、カルバマゼピン、フェノバルビタール、バルプロ酸等) ・三環系抗うつ剤 ・四環系抗うつ剤 ・セレルピン誘導体 (セレルピン等) ・フェノチアジン系薬剤 (クロルプロマジン等) ・ブチロフェノン系薬剤 (ハロペリドール等)	・5-HT3受容体拮抗剤 (オンダンセトロン、グラニセトロン等) ・降圧作用を有する薬剤 ・ドパミン拮抗剤 (フェノチアジン系薬剤、ブチロフェノン系薬剤、メトクロラミド等) ・QT延長を起こすことが知られている薬剤 (イミプラミン、クロミプラミン等)
<p>注1: 通常用量を単回投与時の中央値 (絶食下投与時)。</p> <p>注2: 通常用量を単回投与時の平均値 (絶食下投与時)。</p> <p>注3: ドンペリドン併用下、1mg～3mg単回投与時の平均値。</p>			

<参考資料>

- ・日本医事新報 No.4715、2014
- ・各製品インタビューフォーム
- ・今日の治療薬2014
- ・Wikipedia(大脳基底核)
- ・パーキンソン病Q&A (日本医事新報社) 2009年

お薬相談電話 事例集 No.90

月経困難症に対する薬は？



月経困難症とは、いわゆる「生理痛」で、月経期間中に月経に随伴して起こる病的状況のことです。下腹痛、腰痛、腹部膨満感、嘔気、頭痛、疲労・脱力感、食欲不振、いろいろ、下痢、憂うつ等の症状があります。無排卵性月経には通常みられません。

表1. 月経困難症の分類

分類		治療法
機能性（原発性）月経困難症	器質的疾患が認められないもの	鎮痛薬 低用量エストロゲン・プロゲスチン製剤 漢方療法 など
器質性（続発性）月経困難症	子宮内膜症・子宮筋腫・子宮腺筋症などの器質的疾患によるもの	原疾患の治療をまず考慮

ここでは、機能性月経困難症について、またそれに対する薬物治療について概説します。

◆機能性月経困難症の病態生理

- 初経後2～3年より始まる、痙攣性、周期性の痛み
- 月経開始から4～48時間程度の出血量が多いときに痛みが強く、加齢に伴い軽快することが多い
- 10歳代での月経困難症は大部分が機能性
- 月経時にみられる悪心、嘔吐、腰痛、下痢、頭痛などはプロstagランジン（PG）とその代謝物質が血中に流入した結果引き起こされる症状と解釈されている

◆機能性月経困難症の原因

- 月経期に主に子宮内膜で産生されるPGなどの内因性生理活性物質による子宮の過収縮
- PGの中でも、PGF2 α が子宮筋を強く収縮させる
- 子宮筋層内血管攣縮
- 子宮頸管の狭窄

◆機能性月経困難症の薬物治療

1. 非ステロイド性抗炎症薬（NSAIDs）

- 月経困難症の発生には、分泌期内膜で産生されるPGの関与が大きいため、PG合成阻害薬であるNSAIDsが有効
- シクロオキシゲナーゼ（COX）の酵素活性を抑制するため、即効性は高いが作用が一時的
- そのため、NSAIDsの通常使用で疼痛コントロールが不十分な場合、長時間作用型のNSAIDs（ボルタレンSR、フルカムなど）を月経開始直前から頓服ではなく定期的に内服するのが有効な場合もある
- 短時間作用型NSAIDsは、原則として疼痛時投与

表2. 主な非ステロイド性消炎鎮痛薬

	成分名	商品名
1. 酸性		
a. フェニル系	ジクロフェナクナトリウム ロキソプロフェンナトリウム イブプロフェン	ボルタレン、ナボール ロキソニン ブルフェン
b. インドール系	インドメタシン	インダシン、インフリー、インテバン
c. サリチル酸系	アセチルサリチル酸	アスピリン
d. アントラニル酸系	メフェナム酸	ポンタール
e. オキシカム系	ピロキシカム アンピロキシカム メロキシカム	バキソ、フェルデン フルカム モービック
f. ピラノ系	エトドラク	オステラック、ハイペン
2. 塩基性		
a. チアラミド塩酸塩系	チアラミド塩酸塩	ソランタール

2. 低用量エストロゲン・プロゲスチン配合薬 (LEP)

NSAIDsの効果が不十分な場合、NSAIDsの有害事象を無視できない場合などに使用

プロゲスチン

- ・月経困難症に有効な主たるホルモン
- ・プロゲステロン活性により、子宮内膜増殖を抑制 → 内膜を菲薄化、COX発現抑制 → PG産生抑制
- ・COXの発現自体を抑制するため、NSAIDsよりも作用が持続的

エストロゲン

- ・プロゲステロン受容体の発現・維持に必要
- ・低用量のプロゲスチンでも十分なプロゲステロン作用を発揮するための補助的役割

表3. 月経困難症に保険適用のあるLEP

成 分 名	商 品 名
ドロスピレノン・エチニルエストラジオール配合	ヤーズ配合錠
ノルエチスチロン・エチニルエストラジオール配合	ルナベル配合錠LD、ルナベル配合錠ULD

3. 漢方薬、鎮痙薬：場合により考慮

漢方薬：即効性はないが、4～12週間の投与で症状改善

表4. 月経困難症、月経痛に使用される漢方薬（例）

*：当帰芍薬散、加味逍遙散、桂枝茯苓丸は駆瘀血作用を有し、婦人科三大処方とされる

	特 徴 、 注 意 な ど
当帰芍薬散 *	血虚（皮膚につやがない、頭がぼんやりするなど）および脾虚湿盛（食欲不振、疲れやすい、手足がむくむ）の症候をもつものが適応
加味逍遙散 *	体質虚弱な婦人で肩が凝り、疲れやすく、精神不安などの精神神経症状のある者の月経随伴症状に効果あり 精神的症状を多く訴える患者、愁訴が安定しない患者に対し使用しやすい
桂枝茯苓丸 *	体格はしっかりしていて赤ら顔が多く、腹部はだいたい充実、下腹部に抵抗のある者に対して奏功 子宮内膜症や子宮筋腫などによる器質性月経困難症にも効果が期待できる
桃核承気湯	駆瘀血剤
当帰建中湯	子宮内膜症にも有効 顔色がさえない、疲れやすいなどの血虚があり、ときに腹痛があり温めたり押さえたりすると軽減するものが適応

芍薬甘草湯	月経痛が激しい場合、頓服にて使用 偽アルドステロン症に注意 * 保険適応外
-------	---

表5. 月経困難症の保険適用のある鎮痙薬

ブチルスコポラミン臭化物	ブスコパン	子宮発育不全に伴う月経痛と考えられる場合
--------------	-------	----------------------

【参考資料】 Pharma Medica、32(6)、2014

医薬品・医療機器等 安全性情報

Pharmaceuticals
and
Medical Devices
Safety Information
No.315・316

厚生労働省医薬食品局

No.315 目次

1. 新医薬品の市販直後の安全対策について	3
2. 重要な副作用等に関する情報	7
1 茵陳蒿湯	7
2 シメプレビルナトリウム	8
3 テリパラチド（遺伝子組換え）	12
4 ロラタジン	13
3. 使用上の注意の改訂について（その258）	
パロキセチン塩酸塩水和物 他（3件）	14
4. 市販直後調査の対象品目一覧	16

No.316 目次

1. 妊娠と薬情報センターについて	3
2. ARB及びACE阻害剤の妊婦・胎児への影響について	8
3. 使用上の注意の改訂について（その259）	
プラミペキソール塩酸塩水和物 他（9件）	15
4. 市販直後調査の対象品目一覧	18

この医薬品・医療機器等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用等の情報を基に、医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対して情報提供されるものです。

医薬品・医療機器等安全性情報は、医薬品医療機器情報提供ホームページ（<http://www.info.pmda.go.jp/>）又は厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）からも入手可能です。

平成26年(2014年) 8月・9月 厚生労働省医薬食品局

◎連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬食品局安全対策課

☎ { 03-3595-2435 (直通)
 03-5253-1111 (内線) 2755、2753、2751
(Fax) 03-3508-4364

検査センターだより



後藤 佳恵

腸チフスー国外渡航歴のない感染者の増加

今年の夏は、エボラ出血熱、デング熱と感染症の大きなニュースが話題になりました。そのような中、腸チフスの集団食中毒発生のニュースは皆様のお耳にとまりましたでしょうか？。今回は普段あまり聞くことのない腸チフスについて少しおつきあいください。

腸チフスは、チフス菌（*Salmonella Typhi*）の感染によっておこる全身性感染症です。

昭和の初めから終戦直後にかけては年間4万人の発生がみられ、わが国の代表的な伝染病の一つでした。それが1970年代までには環境衛生状態の改善によって、年間約300例の発生にまで減少しました。その後さらに減少し、近年は毎年20～35例前後の報告がありますが、その約7～8割は直近の海外渡航歴が明らかで、国外感染が強く疑われた症例（国外感染例）でした。

しかし2013年は9月末までに、発症前に明らかな海外渡航歴のない18症例（国内感染例）を記録しました。それまでの腸チフス症例は海外での感染が主であったのに対し、国内感染例が原因不明のまま散発し増加する傾向がみられたため、感染症発生動向調査週報（IDWR）で、注目すべき感染症として注意喚起がなされていました。今年に入っては、まれに週1例報告される程度でしたが、9月10日付で東京都福祉保健局からカレー等の喫食による腸チフスの集団発生事例が報告されました。これは、1999年4月に腸チフスに関する感染症発生動向調査が開始されて以降、初めての腸チフスによる食中毒集団発生事例です。

原因となったチフス菌は、グラム陰性桿菌で鞭毛をもち運動性があり、比較的少ない菌量（～数百個）で感染します。ヒトにのみ感染し病気を起こし、ヒトの糞便で汚染された食物や水が感染源となります。

症状としては、通常は8～14日間の潜伏期間の後、39℃以上の高熱を伴って発症しますが、特徴的な症状がないため、診断が難しい場合も少なくありません。徐脈、バラ疹（バラの花の様に見える赤い斑）、脾腫、下痢、時には腸出血を起こす場合もあり、数週間から数ヶ月の間に再発があるので注意が必要です。急性は男性が多く、慢性では高齢者の女性に圧倒的に多くなります。胆石などがあると慢性となり（無症状病原体保有者）長期間に渡って時々排菌します。米国の健康保菌者「腸チフスのメアリー」は有名です。

治療においては、現在ではニューキノロン系抗生剤等を使いますが、耐性菌もでてきており、薬剤感受性試験を行ってから治療を開始する体制が必要となっています。

感染症法における腸チフスの取り扱いは3類感染症に分類されます。全数報告対象となっているため、診断した医師は直ちに最寄りの保健所に届け出なければなりません。また、学校保健安全法においては、第3種の学校感染症であり、症状により学校医などが感染のおそれがないと認めるまで出席停止とされています。

腸チフスの基本的な予防策は、食物を扱う前やトイレの後などの徹底した手洗いです。陽性となれば就業制限が課せられるため、食品・調理従事者は衛生管理には特に留意すべきです。また、一般的には衛生が行き届いていない途上国で感染するため、南アジア地域など、腸チフスの高リスク地域に渡航する際には、生水、果物等、非加熱の食材の喫食は避けましょう。日本では未承認ですがワクチンを接種する方法もあり、海外渡航予定者への渡航前の健康相談による腸チフスに対する啓発も重要となります。

ひろしま桔梗研修会

平成26年度 第3回研修会



神戸薬科大学同窓会広島支部 橋本 康子

日 時：平成26年8月3日（日）

場 所：広島県歯科医師会館

本年3回目の研修会も引き続き講師は、水島協同病院の薬剤師であり、糖尿病療養指導士であり、薬学博士であり同窓生でもある大西順子先生でした。糖尿病腎症へ話は進み、CKD・腎機能関連の話も含めて糖尿病合併症のことを学びました。グループワークもあり、充実した研修を行うことができました。



まず、各種血糖降下薬の特徴・作用、インスリンの作用・投与量といった前回の復習から始まり、二相性インスリン製剤を均一に混ぜるために入っているビーズを全員で確認しました。初めて見たという参加者もいて出だしからくためになる研修会でした。



次は、腎臓の働きや機能について説明がありました。2型糖尿病においてGFRはかなり悪くなるまで数値は下がらないことを教えていただきました。日本人のGFR推算式は年齢とクレアチニン値により決定され、Cockcroft&Gaultの式は体重と年齢によって決定されるということを改めて学び、やせていて低栄養の人は

eGFRが大きくなり、肥満者の体重は理想体重を用いることを確認しました。CCR推定スケールやeGFR早見表も用意してくださって使い方も教えていただきました。書籍の紹介もあり、腎機能低下時に最も注意の必要な薬剤投与量一覧表なども参考にしつつ、処方箋を見た時なぜ、どこを注意しなければいけないか、ていねいに解説していただきました。腎不全・心不全・貧血は互いに影響を及ぼしあうので、貧血をチェック、二次性副甲状腺機能亢進症をチェック、と血液検査値を確認できるのであれば、確認すべき項目も教えていただきました。

その後、実際の患者さんの例を使ってグループワークで注意点を確認しました。グループワークでは、職場環境の違う薬剤師の間で様々な対応の仕方を感じることができ、いつもながら、それぞれの人が病める人々に対して自分のできる最善を尽くしながら、さらに最上を目指している謙虚な姿をみることができました。経験の少ないうちは、なかなか発言できないものですが、ここがわからない、と素直に聞ける場もあります。



今回もくためになる研修会で、その場から業務に役立つを実感しました。1年かけて1つのテーマで腰を据えて学べる機会を持てたこと、それを一人の講師の先生にお願いできたので哲学が同じであったこと、実りの大きさを感謝しつつ、次回への期待は高まるばかりです。もしも、いろいろな事情で研修会への参加を見合わせておられる方がいらしたら、4回目だけでも十分理解が深まる講演をしていただけると思いますので、是非、万難を排して参加されますようおすすめします。

Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~



オールデイズ？昭和30年代玉虫塗り！

羅 焚 屋

寒くなってまいりました。皆様いかがお過ごしでしょうか（前回も同じ出だしだった様な…）？

今回は、久々に国産万年筆を取り上げます。

今より16年前のことですが、例によって広島県山間部をブツを探してさまよっておりましたところ、小学校前にかなり古いお店がありました。

店頭にはゲーム機、店内には文具・漫画・プラモデル・お菓子・清涼飲料等をおいていた、田舎の雑貨店というか、駄菓子屋さん？

昭和50年代位までは、こんなお店が小中学校周辺にあるのは当たり前でしたが、平成に入ってからは、年々稀有な存在になっていました。

そのショーウィンドウで目に付いたのが、ワインレッドに近い色の万年筆。

200円（！）の値札がついていました。お店のお婆ちゃんは、「そんな古いモン、定価で売ったら、申し訳ない。100円でいいよ」と言ってくださったので、素直にその値段でいただきました。

あらためて見ると、カートリッジ普及前のレバー吸入式のプラチナ万年筆、エボナイトに漆塗りでした。後で知ったのですが、これに使われているのは、「玉虫塗」という漆芸で、昭和7年に輸出用工芸品として仙台で開発されたものだそうです。

ペン先は、ステンレス製で、JISマークが刻印されており、戦後のものであることがわかります。

特筆すべきは、スリットが2本入るミュージックであること。譜ペンといって、本来はトーン記号を書くのに用いられたペン先です。本品のは、かなり柔らかく造られています。

販売期間は、おそらく昭和30年代と見受けられます。

その日購入したのは、やはり30年代のパイロット万年筆2本と、プラチナの繰り出しシャープペンシル1本でした。数年後に、プラチナ万年筆の調整師の方に見ていただいたところ、「よくこんなものを新品で見つけるねー」と驚かれていました。

最近お世話になっている、三重県の有名なコレクターのお話では、20年代後半から30年代後半のプラチナ製品には、玉虫塗以外にも今では非常に高価な外装技術が施されていたということです。



シリーズ

薬局紹介③9

ふれあい薬局
広島県大竹市新町1丁目11-4



『今まで生きていた中で一番幸せです！』が流行語となった、岩崎恭子さんが史上最年少14歳で平泳ぎ200メートルの金メダリストとなる平成4年の11月にこの薬局は開業しました。



私は開局8年後の平成12年に生まれた町である大竹市に戻り、ここにきてもう14年が経ちます。ちなみに私の趣味は1940~70年代の自称ビンテージ腕時計（興味のない人にはガラクタですが・・）の収集癖があります。

ここに来た当時は耳鼻咽喉科・循環器科・眼科があり、目の舞うような忙しい毎日でしたが、まだ若かったこともあり何とか勢いで乗り切ってきました。

しかし長くいれば色々あります。その後2件の医療機関の先生が体調を崩し閉院するという波乱万丈な経過を辿り、特に循環器科の閉院によって患者さんたちも様々な医療機関に分散していくこととなるのですが、思った以上に多くの患者さんが「やっぱり慣れた薬局がいい！」とわざわざ処方箋を持ってきて下さった事が私にとっての転機となりました。

以来、（失礼にはなりますが・・）これまでさほど意識していなかった患者さんへの感謝の気持ちや、薬剤師は目先のことだけでなく利益に直接結びつかなくてもできるだけ患者さんに親身に対応し、相談しやすい頼られる存在にならなくてはならないといった気持ちが強くなりました。

薬局としてはこれと云った特徴もないのですが、どうしても眼科中心の処方になりますので、医師の説明では専門的すぎて理解できなかったような患者さんにも図などを用いて分かりやすい言葉で説明のむずかしい緑内障や網膜の疾患についても再度解説できるよう眼科専門ならではの丁寧さを！と心掛けています。また内服と違い、点眼液は同じジェネリック

といつても先発品よりも角膜負担の少ない防腐剤に変更したものや容器の工夫で防腐剤



豊富に取り揃えております。

リーよりなったもの、また高齢者や指先の不自由な方は容器の形状や硬さによっても使い勝手に大変差が出てきます。コンタクトの有無、またその種類によつても防腐剤の影響が考えられますので複数のジェネリックを用意して対応できるようにしています。

セールスポイントではないですが、おくすり手帳ももっと有効活用してもらえるよう、うちでは時間の許す限りできるだけその時の症状や状況を手帳に手書きで書き込むように努力しています。

先日、ヘルペスの疑いのある患者さんが受診したときに眼科での診断や細菌検査をしたこと、またすぐ皮膚科に受診するようドクターに言わされた旨を手帳に記載しておいたところ、皮膚科の先生から『この薬局さんは親切に書いてくれていますね！』ととても褒められた患者さんが嬉しそうに次回受診時に語ってくれたことがありました。こちらもそれを聞いて嬉しかったですし、地道にやっていたことに対し大変励みになりました。

今は何が正解なのか分かりませんが、やって患者さんのためになることを模索しながら親切な薬局と言われるよう、これからも頑張っていきたいと思っています。



現在、実習生付きです。

次回は、広島支部 らいおん薬局さんです。

告 知 板

県薬事務局の年末・年始の休業のお知らせ

12月26日（金）……………仕事納め

12月27日（土）～1月4日（日）……………休業

1月5日（月）……………仕事始め



薬剤師国家試験問題（平成26年3月1日・2日実施）

問316 83歳男性。脳梗塞で寝たきり状態となり、自宅で療養中である。

（実務）

この患者の家族からの訴えに応じて、保険薬局の薬剤師が以下のことを行った。処方医への確認なしで薬剤師が行った対応として、適切なのはどれか。2つ選べ。

	家族からの訴え	薬剤師の対応
1	残薬があります。	使用期限切れの医薬品を廃棄し、使用可能な薬剤を整理した。
2	散剤でむせます。	同成分の水剤に変更した。
3	日中寝ていることが多く、1日何回も服用できません。	ライフスタイルに合わせ、服用回数を1日1回に変更した。
4	昼の薬を服用させたかどうか時々忘れてしまいます。	服薬カレンダーを勧め、それで管理するよう指導した。
5	処方された便秘薬が効きません。	服用錠数を2倍にするように指示した。

正答は100ページ



編集後記

the editor's notes

山形市の日薬学術大会、現地は二日間とも天候に恵まれたものの、台風の影響で演題取り下げちらほら。特に西日本からの参加者は交通機関の遅延、運休などを考慮し早めに帰路についた方も多いかったようだ。来年度は鹿児島。九州新幹線全通で広島からは二時間半。是非参加したい。

< K-Z >

気づけば今年も残すところ…やり残したことが(..)〆〆
いや大丈夫まだ年内に減らすこと出来る！全部やらないことが来年のため！

< ANK48 >

毎年、この時期になると急な行事が次々と入ってきて、気がつけば課題が山積みとなり何から手をつけてよいかサッパリ分からないうま、無情にもただ一日が過ぎて行きます。
おまけに認定薬剤師の研修点数もJPALSの実践記録数も大ピンチ！
首のまわる道具なんて～ ないですかねえ・・

< B級コレクター >

あっという間にもう11月。

1年経つのが早すぎる(T_T)
去年の自分よりも成長できたのだろうか？

そんな反省をしつつ、これから
の忘年会シーズンに臨みます。
よっしゃあ～！！飲むぞ～！！

< リオン >

脚の筋肉量が少なくなった。スポーツ施設で自転車こぎなどしたら、膝を痛めてシップを貼った。インストラクターからは「体重を落としたら・・」と言われる。同じことを糖尿病の患者さんに指導している自分！！ 食欲の秋・スポーツの秋

< のりか >

土砂災害法改正案が臨時国会で審議入の前、うちわと観劇にじゃまされて遅れています。噴火や台風18号、19号と災害のオンパレード、そろそろ打ち止めにしてほしいですね。
そういえば台風18号の時は大坂で、台風19号の時は山形の帰りで遭遇。台風に懐かれても……。

(ま)

あまり暑くない夏が過ぎ、急に
寒くなりました。今年のインフルエンザの流行はどんなだろう
と思いながら、くたびれた体に
鞭打って仕事をしています。

< T² >

今年の日本薬剤師会学術大会、iPS細胞の話、新コアカリキュラムの話、災害時に関する話など興味深い
内容ばかりでした。夜は、いも煮と十四代を満喫しました。

< ターボ >

編集委員

野村 祐仁	青野 拓郎	二川 勝	松村 智子
奥本 啓	竹本 貴明	吉田亜賀子	池田 和彦
藤山 りさ	村上 孝枝	原田 修江	後藤 佳恵

薬剤師国家試験 正答・解説



13頁 問26

解説

- 1 ○ グリシンの受容体には、ストリキニーネ感受性とストリキニーネ非感受性受容体が知られ、いずれもGタンパク質とは共役していない。ストリキニーネ感受性グリシン受容体は、Cl⁻チャネル内蔵型受容体で、活性化により細胞を過分極させる。また、NMDA型グルタミン酸受容体に含まれるグリシン結合部位は、ストリキニーネが作用しないことからストリキニーネ非感受性グリシン受容体とも呼ばれ、活性化されるとNMDA受容体イオンチャネルの開口を促進する。
- 2 × ドバミン受容体のうち、D₁受容体はGsタンパク質共役型で、D₂受容体はGiタンパク質共役型である。
- 3 × グルタミン酸受容体のうち、NMDA受容体、AMPA受容体、カイニン酸受容体はイオンチャネル内蔵型である。一方、Gタンパク質(GqまたはGi)共役型のグルタミン酸受容体には、グループI、グループII、グループIII代謝型グルタミン酸受容体がある。
- 4 × GABA受容体のうちGABA_A受容体はイオンチャネル内蔵型で、GABA_B受容体はGiタンパク質共役型である。
- 5 × セロトニン受容体のうち5-HT₁受容体はGiタンパク質共役型で、5HT₂受容体はGqタンパク質共役型、5-HT₃受容体はイオンチャネル内蔵型である。

Ans. 1

15頁 問117

解説

- 1 ○ mRNAの5'末端にはキャップ構造、3'末端にはポリ(A)鎖を付加して、それぞれ両端に起る加水分解から保護し、mRNAの安定性を高めている。またポリ(A)鎖には、転写終結、核外輸送、翻訳を補助する働きも見出されている。
- 2 ○ ポリ(A)鎖情報は鋳型DNAにはコードされておらず、転写されたRNA中に出現するAAUAAAというポリ(A)シグナル配列がポリ(A)の付加に関与している。この配列を認識すると、RNA鎖は約15ヌクレオチド下流で切断されて、その3'末端にポリ(A)ポリメラーゼが働き、ATPを基質としてポリ(A)鎖を合成していく。ポリ(A)の付加反応にはポリ(A)ポリメラーゼの他に、ポリ(A)シグナルを認識する因子やRNA鎖を切断する因子など、複数の因子が関与している。
- 3 × キャップ構造はRNAの5'末端を保護するための構造であり、転写開始後の新生RNA鎖の5'末端に付加されて形成される。よって開始反応に関わるわけではない。
- 4 ○ スプライシングには、数種類の核内低分子RNA(snRNA)がタンパク質複合体(snRNP)として関与している。この他にも20種類近くの因子がスプライシング反応全体に関わっており、巨大なRNAタンパク質複合体(スプライソソームまたはスプライセオソーム)を形成している。
- 5 ○ いくつかのエクソンからなる遺伝子では、スプライシングの位置や選択するエクソンの数が異なることがある。そのため、1種類の前駆体RNAから一部構造の異なる複数種のmRNAが生合成される。

Ans. 3

98頁 問316

解説

- 1 ○ 医師への確認は必要なし。
- 2 × 散剤から水剤への変更は、剤型変更となるので医師への確認が必要。
- 3 × 用法の変更であるため、医師への確認が必要。
- 4 ○ 医師への確認は必要なし。
- 5 × 服用量の変更である。医師への確認が必要。

Ans. 1, 4

保険薬局ニュース

平成 26 年 11 月 1 日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.22 No. 6 (No.124)

平成26年10月7日

広島県薬剤師会保険薬局部会

麻薬小売業者間譲渡許可申請について

翌年1月1日付けで、麻薬小売業者間譲渡許可申請を希望する場合（継続・新規）は、受け付けを開始されましたので、必要書類を同封の上、中国四国厚生局麻薬取締部 調査総務課 免許・許可担当者宛に11月20日（木）までに到着するよう、送付してください（それ以降の申請は、年内に許可書を発行できない場合があるそうです）。

1. 必要書類

- ・麻薬小売業者譲渡許可申請書の正本1部

申請書様式については、中国四国厚生局のホームページからダウンロードしてください。

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/gyomu/gyomu/mayaku_torishimari/yoku_shinsei.html

※申請書を記載する際の注意事項も掲載されております。

2. 上記の副本

- ・申請する麻薬小売業者の数に1を加えた部数
(例えば3店舗のグループの場合、3+1=4枚の副本(白黒コピー))

3. 全申請者の麻薬小売業者免許の写し1セット

4. 申請する麻薬小売業者所在地の相互位置関係が分かる地図1部

5. 申請する麻薬小売業者間のおおよその距離及び移動時間が分かる書面(作成例が掲載されています)

6. 返信用封筒

- ・申請した麻薬小売業者の業務所の所在地が宛先として記載され、返信に必要な簡易書留以上の切手(450円)を貼付された封筒(A4サイズ以上のもの)が申請する麻薬小売業者の数だけ必要

※代表者が取り纏めてもよい。(この場合は返信封筒は1通) ただし、6店舗以上の場合は、560円分の切手を貼付する。

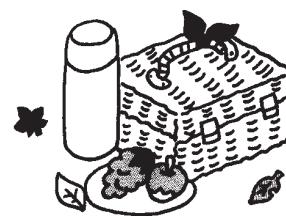
7. 提出先

〒730-0012

広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館15階
中国四国厚生局麻薬取締部 調査総務課 免許・許可担当

受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～12時、午後1時～5時

T E L : (082) 227-9011 F A X : (082) 227-9174



妥結率に係る報告書の提出について

平成26年度調剤報酬改定に伴い、医薬品価格調査の信頼性を確保する観点から、毎年9月末日までに妥結率が50%以下の保険薬局については、調剤基本料が引き下げとなります。全ての保険薬局に報告義務があり、報告しない薬局は妥結率が50%以下とみなされますのでご注意ください。

妥結率の実績算定期間は、報告年度の当年4月から9月30日までで、報告書は10月中に中国四国厚生局に提出してください。

中国四国厚生局ホームページ>保険医療機関、保険医等>保険医療機関・保険薬局の方へ>

各種報告について 医療用医薬品の取引価格の妥結率に係る報告

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/news/2012/daketuritu/daketuritu.html>

こちらに報告様式、記載方法について掲載されておりますので、ご覧ください。

調剤基本料引き下げの適用については、本年度のみ平成27年1月1日からです（来年度からは11月1日から翌年10月末日までの適用）。

また、10月1日以降に、新規で保険薬局に指定された薬局については、翌年の10月末日まで妥結率が低いとはみなされません。

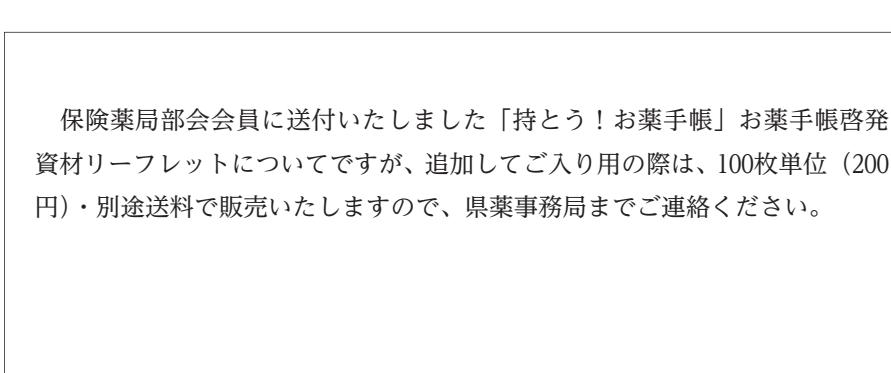
報告書の他に、保険薬局と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等、妥結率の根拠となる資料を添付するとされております。各契約卸売販売業者に確認し、ご提出ください。

シダトレンスギ花粉舌下液について

減感作療法（アレルゲン免疫療法）薬「シダトレンスギ花粉舌下液」が本日発売開始されました。本剤は舌下投与による減感作療法に関する十分な知識・経験を持つ医師によってのみ処方・使用されるとともに、本剤のリスク等について十分に管理・説明できる医師・医療機関のもとでのみ用いられ、薬局においては調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤がなされることが承認条件とされています。

参照 <http://www.alg-immunotherapy.jp/entrance/>

シダトレンスギ花粉舌下液の請求は、第一週目と第二週目のボトルは内服用滴剤、第三週以降の1回量パックは、内服液剤の計算で請求します。



保険薬局部会会員に送付いたしました「持とう！お薬手帳」お薬手帳啓発資料リーフレットについてですが、追加してご入り用の際は、100枚単位（200円）・別途送料で販売いたしますので、県薬事務局までご連絡ください。



国会レポート

「平成27年度厚生労働省予算要求」



文部科学副大臣・参議院議員
薬学博士 藤井もとゆき

この度の第二次安倍改造内閣におきまして、文部科学副大臣を拝命致しました。教育改革、医療・医薬分野をはじめとする科学技術振興などの重要政策に一所懸命に取り組んで参りたいと思います。

さて、平成27年度予算の概算要求は先月末に各省庁から提出されました。厚生労働省の来年度概算要求額は31兆6688億円、うち年金・医療等に係る経費は29兆8558億円となっています。高齢化に伴う医療費や年金など社会保障費の自然増分として8155億円を見込み、平成26年度当初予算に比べてプラス3%、9258億円増額の過去最大規模の予算要求となりました。また、消費税財源を想定した来年度の社会保障の充実は、税率8%から10%への引き上げについて経済状況等を総合的に勘案した上で、今年中にその可否を判断するとしていることから、具体的な金額は予算編成過程で検討するとして、事項のみを提示する内容となっています。

ここでは、薬局・薬剤師に関する主な事項について、その概要を紹介します。

○薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進

セルフメディケーション推進のため、薬局・薬剤師を活用した健康情報の拠点「健康ナビゲーションステーション(仮称)」の整備、及び在宅医療に関するモデル事業を実施する

○一般用医薬品の新販売制度の普及・推進

- ・優良サイトの認定・認証、多量・頻回購入の防止など、一般用医薬品を対象とした新たな販売制度の普及、適正な運用を図る
- ・偽造医薬品、危険ドラッグなどの違法な広告・販売を行う国内外のインターネットサイトの発見・警告への取り組みを強化する

○医療保険者による先進事業等の好事例の横展開

- ・医療保険者による、医療機関と連携した糖尿病性腎症患者の重症化の予防、及び後発医薬品の使用促進の取組を徹底する
 - ・レセプト情報をを利用して、重複・頻回受診者に対して保健師による訪問指導をすることにより、適正受診を促進する
- また、重複・多量投薬者に対して、地域薬剤師会の協力のもと薬剤師による訪問指導、処方医・薬局への指導結果のフィードバックを行うことにより、医薬品の適正使用を推進する
- ・糖尿病が疑われる者等を対象に健康増進施設やホテル等を活用して、「宿泊型新保健指導プログラム(仮称)」を試行し、疾病予防と同時にヘルスケア産業の活性化を図る

○危険ドラッグ対策の推進

危険ドラッグについて、薬事法に基づく検査命令・販売停止命令を積極的に実施し、その販売を実質的に抑え込むため、現在の10倍の検査に対応できるよう国立医薬品食品衛生研究所の分析体制を強化する

年末の政府予算案の決定に向けて、これから財務省での各省庁の要求内容の精査や政府内での調整など行われることとなります。消費税の取扱いとも含めて注目しておきたいと思います。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

国会レポート

「第187回臨時国会始まる」

文部科学副大臣・参議院議員
薬学博士 藤井もとゆき

お彼岸も過ぎ、爽やかな季節となりました。全国各地では学校や地域の運動会が賑やかに開催されていること思います。韓国からは、アジア大会で活躍する日本選手団の姿が連日報道されています。プロ野球はシーズン終盤を迎え、セリーグは読売ジャイアンツがV3を達成しました。パリーグはソフトバンクホークスが最終戦で劇的な優勝を遂げました。日本一をかけて、クライマックスシリーズ、日本シリーズとファンの応援にも力が入ります。

さて、第187回臨時国会は9月29日に召集され、同日午後の衆参両院の本会議において安倍首相の所信表明演説が行われました。

安倍首相は所信表明演説のなかで、鳥取・大山の水の恵みを活かした地ビールや島根県海士町（あまちょう）の島サザエカレーの好事例を紹介し、それぞれの地域の個性を最大限に活かした発想の転換が必要であると強調、地方創生国会と今国会を位置付け、若者が将来に夢や希望を持てる地方の創生に向けて力強いスタートを切ることを表明しました。新たに創設した「まち・ひと・しごと創生本部」において、これまでとは次元の異なる大胆な政策を取りまとめ、実行することにより、若者にとって魅力ある、町づくり、人づくり、仕事づくりを進めることを約束しました。

また成長戦略について、先ず「女性の輝く社会」を掲げ、待機児童ゼロへ向けての保育受け皿の整備、保育サービスに携わる「子育て支援員」の制度創設、上場企業の女性役員数の公開義務付けなど、国、地方、企業が一体となって女性が活躍しやすい社会を目指すとしています。さらに大胆な規制改革なくして、成長戦略の成功はないとし、国家戦略特区を突破口として、農業・雇用・医療・エネルギーなど岩盤のように固い規制に、これからも果敢に挑戦していくこととしています。成長戦略を確実に実行し、経済再生と財政再建を両立させながら、「経済の好循環」を確かなものとする。そして、景気回復の実感を、全国津々浦々にまで届けることが、安倍内閣の大きな使命であり、引き続き、デフレ脱却を目指し、「経済最優先」で政権運営に当たるとの決意を表明しました。

その他、災害対策基本法を改正して、インフラの整備だけではなく、避難計画の作成や周知、訓練の実施など、国土強靭化を更に推し進めること。2020年の東京オリンピック・パラリンピックは「復興五輪」として、開催に向けた準備を本格化することなどを明らかにしました。

30日からは安倍首相の所信表明に対する与野党の代表質問が行われ、その後各委員会の質疑が始まります。11月30日会期末までの63日間に亘る論戦のスタートです。

文部科学副大臣として初めての国会、安倍内閣の一員として、しっかり審議に臨みたいと思います。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

藤井もとゆき中央後援会facebookの設置のお知らせ

「藤井もとゆき中央後援会」は、藤井もとゆき氏の後援会活動の一環として藤井もとゆき氏の国会活動、後援会活動等を広報すべく、「藤井もとゆき中央後援会facebook」ページを設置しました。



藤井もとゆき中央後援会

[公式アカウント]<https://www.facebook.com/pages/藤井もとゆき中央後援会/439686772840535>

facebookページでは、「全国藤井もとゆき薬剤師後援会活動報告会」(写真等)の開催状況も掲載されておりますので、インターネットで閲覧いただくようお願いいたします。

なお、後援会活動は可能ですが、事前運動はできませんので、「facebook」の書き込みについて、ご留意ください。

全国藤井もとゆき薬剤師後援会

第2回 広島県若手薬剤師フォーラム

日 時：平成26年9月21日（日）
場 所：ホテルグランヴィア広島



報告 I

実行委員（広島支部） 岩本 義浩

昨年、5月19日に開催された「第1回広島県若手薬剤師フォーラム」は、広島支部から参加させていただきましたが、今年の「第2回広島県若手薬剤師フォーラム」は、実行委員としてお手伝いしました。

今回の参加者は、24名（広島支部：2名、安佐支部：2名、安芸支部：2名、呉支部：2名、福山支部：2名、尾道支部：2名、因島支部：1名、三次支部：2名、東広島支部：1名、病院薬剤師会：8名）で、昨年の40名と比べると若干寂しく感じました。

今回のフォーラムは、午前中に基調講演が2題と午後からはスマートグループディスカッション（SGD）が行われました。

まず最初に、衆議院議員とかしきなみ先生による基調講演1「なぜ薬剤師が政治に関わるの？」を厚生労働大臣政務官として活躍されていた時の裏話も交えてご講演いただきました。

次に、日本薬剤師連盟常任総務で、藤井もとゆき参議院議員前政策秘書の石井甲一先生の基調講演2「薬剤師業務と政治一懸案の解決に向けてー」を医薬分業の歴史や薬剤師の将来像など、話を伺いました。

午後からは、3班に分かれてSGDを行いました。私は、2班のファシリテーターを担当させてもらいました。

今回のテーマは「①薬剤師に政治は必要か？」で、政治の力でしてもらいたい事や変えてももらいたい事を各々出してもらい、出てきた事例に対して「②私達は何をすべきか？」で、政治に対してどういう行動をとるかを話し合ってもらいました。

活発な討論の中で、病院と薬局の薬剤師がお互いの業務に対して興味を持ち、お薬手帳に対する考え方の違いなどを質問し合っていたのが印象に残りました。

これを機会に、病院・薬局関係なく、薬剤師の横の繋がりを築いてもらいたいと思いました。

その後、各班の発表を行うことで、議論した結果の共有をしてもらいました。

この度のフォーラム参加者は、薬剤師の政治の関わり方や必要性が理解出来たと思います。今後、支部や職場などに、今回のフォーラムで得たものを持ち帰ってもらい、同世代の薬剤師とも共有してもらえたならと思いました。



報告 II

因島支部 渡邊 和明

衆議院議員とかしきなみ先生と日本薬剤師連盟常任総務石井甲一先生の基調講演とSGD（スマート・グループ・ディスカッション）によって薬剤師業務と政治がいかに深く関わっており、なぜ薬剤師が政治に関わっていかなければならないのか、そのことについて今後より深く考えていくきっかけとなるフォーラムとなりました。

基調講演では、まず、とかしきなみ先生より「なぜ薬剤師が政治に関わるの？」をテーマに、先生が政治家になられたいきさつを伺い、薬剤師国会議員として、過去にインターネットによる薬の販売問題についてどのように関わってきたか、現在薬剤師が新しい仕事に挑戦できる場の提供にどのように取り組んでおられるのかのお話の後に、国会議員として活躍される前、薬剤師として働いている時にいかに日常の普段見過ごしているささいなことに気付き、自分なりに考えて行動していくことの大切さ、自分中心の行動よりも相手を思いやる行動の方が結果として得るものが大きいなどのお話がありました。



そして、石井甲一先生からは「薬剤師業務と政治一懸案の解決に向けてー」をテーマに、医薬分業の歴史・医療提供体制・医療保険制度・新たな医薬品販売制度・薬学6年制の教育制度の実現等に国の法律・制度を創る場である国会においてどのような法律が今まで創られてきた薬剤師業務に深く関わってきたかのお話がありました。

その後、SGDではそれぞれ3班に分かれ、第一部では「薬剤師に政治は必要か？」について、第二部では「解決策ーこれからどうするか？」について議論し、その後

各班のSGD発表が行われた。発表では、薬剤師は日常たくさんのが法律に基づいて仕事をしていることがどの班でも認識され、どの班においても薬剤師に政治は必要との結論に達した。

最後に総評として日本薬剤師連盟総務中国ブロック担当深田慎二先生より薬剤師という職業についてよかったですと言われる魅力ある職業にする為にも現場の思いや声を届けるのに薬剤師みんなが気持ちの共有をはかり国政にそれらを届ける必要がある。その為に薬剤師にも政治力が必要であり薬剤師国會議員を一人でも多く出さなければいけないという話がありました。



報告Ⅲ

三次支部 石岡 篤

基調講演①「なぜ薬剤師が政治に関わるの？」

衆議院議員 とかしき なおみ 先生

政治家であり、薬剤師として現場経験もある先生は今後の必要とされる薬剤師はどうあるべきか、どういう取り組みをして行く必要があるなどを分かりやすく講演していただきました。最近の話題では、一般用医薬品のインターネット販売に関する経緯から、薬剤師の必要性、政治への関与の大切さを実感しました。

基調講演②「薬剤師業務と政治—懸案の解決に向けて—」

日本薬剤師連盟常任総務 石井 甲一 先生

医薬分業の推移から調剤業務の変化、現場、今後の薬剤師に必要とされる能力・業務内容を行政の意向も取り入れながら講演していただきました。

急速な高齢化による医療費問題、生活習慣病等による疾病構造の変化、チーム医療の推進等の医療技術の高度化、在宅医療等の医療サービス提供場所の変化、医療に対する国民の関心の高まりから、質・情報・選択そして納得の医療をしていかなければならない。

SGD（スマート・グループ・ディスカッション）

3グループに分かれディスカッションを実施（議題：政治に薬剤師は必要か）。どのグループも政治に薬剤師は必要という意見だった。

必ずしも薬剤師が政治家である必要はなく、薬剤師の意見を取りまとめ、政治に発信していく人がいれば良いという意見もあれば、薬剤師が政治家として活躍することで政治への反映が迅速になり効果的だという意見もあった。



薬剤師の職能を発揮し、地位を向上させるためにも適正な保険請求を行い、社会のニーズに応じたサービスを行っていく必要がある。

具体的にはお薬手帳の活用、在宅医療の推進、病棟業務内容等あがった。

本当に求められる薬剤師の仕事を行うために政治は必要という結論になった。





第1回 日本医薬品安全性学会 学術大会

会期：2015年7月4日(土)・5日(日)

会場：福山大学宮地茂記念館(福山市)

「医薬品有害事象^{ゼロ}への挑戦」の第一歩

会長講演

- ・薬剤過敏症を極める 会長 宇野 勝次 (福山大学薬学部教授)

教育講演

- ・腎機能低下時の医薬品安全性 ～通常医薬品がハイリスク薬に変わるととき～ 平田 純生 (熊本大学薬学部教授)
- ・薬剤性肺障害 藤森 勝也 (新潟県立柿崎病院院長)
- ・急性薬物中毒とその対処 富岡 譲二 (米盛病院副院長)

シンポジウム

- ・有害反応原因薬検出のための臨床解析 オーガナイザー 二神幸次郎 (福岡大学病院薬剤部長)
- ・抗がん剤の副作用対策 オーガナイザー 伊藤 善規 (岐阜大学病院薬剤部長)
- ・病棟薬剤業務により副作用は減少する オーガナイザー 前田 賴伸 (中国労災病院薬剤部長)
- ・医薬品安全性を担保するための臨床推論 オーガナイザー 川口 崇 (東京薬科大学・東京都病院薬剤師会臨床推論推進特別委員会)
- ・PK/PGxを用いたハイリスク薬による有害事象への介入 オーガナイザー 北市 清幸 (岐阜薬科大学薬物動態学教授)

ワークショップ

- ・重篤副作用早期回避のためのシミュレーションPBL～在宅・病棟のリアル症例で学ぶ～ オーガナイザー 小茂田昌代 (東京理科大学薬学部教授)
- ・医薬品有害反応を未然に防ぐためにどうするか？～スマートループディスカッションによる症例検討会～ オーガナイザー 森 直樹 (<まもと温石病院薬局長)



福山大学宮地茂記念館

※学会員募集中 (下記の学会HPより、ご登録をお願いいたします。)

日本医薬品安全性学会 ホームページ：<http://jasds.jp>

学会事務局：新潟薬科大学薬学部臨床薬学研究室 齊藤(0250-25-5361), 阿部(0250-25-5113)

〒956-8603 新潟県新潟市秋葉区東島265番地1 E-mail:info@jasds.jp

発行：〒730-8601 広島市中区富士見町11番42号
電話 (082) 246-4317(代) FAX (082) 249-4589
ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>

印 刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR



この印刷物は、環境に配慮した
植物油インクを使用しています。